

第三章 手 続

第三章 手 続

指定事業者は、独自に水道工事業を営む者であるが、水道事業の運営と密接に関連する給水装置工事について、水道法(16条の2)に基づき都から適正施行能力を認められ指定を受けた者であるので、法令や都が条例、規定等で定めた取扱いを熟知し、円滑な事務処理のもとに的確な工事を行うことはもちろん、商慣習その他社会条理に沿った健全な営業を行い、指定事業者に対する住民の信頼を裏切ることのないよう、心掛けることが必要である。

第1節 指定事業者が施行する給水装置工事

給水装置は、水道事業者の配水管と直結して設けられるものであり、その中の水は水道事業者が配水した水と一体のものである。したがって、給水装置の構造・材質が不適切であれば、水道の利用者は安全で良質な水道水を受けられなくなり、水道施設の管理や公衆衛生に重大な影響を及ぼすなど、水道事業の運営に密接して関連しているものである。このことから、都では給水の適正を保持するため給水装置の設計及び工事は、都又は都が適正な工事を施行できる者として認めた者(指定事業者)が施行することとしている。

1 工事施行範囲

指定事業者が施行できる給水装置工事は、配水小管の分岐部以下(集中分岐管先から分岐する場合は分岐部から1m以下)であるが、配水小管の分岐部から第1止水栓までの工事については、都の施設である配水管や他の埋設物の保全及び道路復旧等の適正な施工を確保するため、都(受託施行)又は「本章第2節 3.2 指定事業者による配水小管からの給水管分岐又は撤去工事の承認要件等」を満たす者が施行(指定事業者施行)する。

2 工事の種類

給水装置工事には工事内容により次の種類がある。

(1) 新設工事

新たに給水装置を設置する工事

(2) 改造工事

給水管の増径、管種変更、水栓の増設など給水装置の原形を変える工事

(3) 撤去工事

給水装置を配水小管又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事

(4) 修繕工事

原則として、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓などの部分的な破損箇所を修理する工事

3 給水装置の所有者の考え方

都は、給水装置の所有者を、給水装置の工事に関する文書及び電磁的記録に記載されている当該給水装置の給水装置工事申込者、施工主(工事費費用負担者)及びその承継人又は所有者とし

て届出のあった者としている。

これは、給水装置の所有関係について、都が直接関与するものではなく、当該給水装置の所有権を確定するものではない。

あくまでも、水道の管理上必要な相手方を把握するためであり、届出のあった書類・完成図等及びに都が施行した完成図等を、整理・保管し、給水装置の維持管理における基礎的資料として用いている。

4 工事の受注

水道工事は、家屋改築工事等の土木・建築工事と同様、請負契約に基づいて工事を行うことが一般的である。

請負契約とは、当事者の一方が、ある仕事を完成することを約し相手方がその結果に対して報酬を支払うことを約することをいい、この契約を結ぶことにより工事申込者（注文者）と工事施行者（受注者・請負人）は、相互に一定の権利及び義務（債権・債務）（注1）を得ることになる。

また、請負契約を締結し（注2）、工事の申込みを受けることを工事の受注という。

なお、給水装置工事の施行者を都又は指定事業者に限定しており、注文者（工事申込者）が施行者を選定する範囲が狭められているので、指定事業者は選り好みなどをして、注文者（工事申込者）に不便をかけることのないよう配慮しなければならない。

（注1）注文者の権利：完成物の引渡しを受けること。

注文者の義務：報酬を支払うこと。

請負者の権利：報酬の支払を受けること。

請負者の義務：完成物を引き渡すこと（契約（仕様書）に従い給水装置工事を行うこと。）。

（注2）この契約の内容は、契約自由の原則に基づき当事者間の自由意思に基づいて決定されるものではあるが、給水装置工事は飲料水という社会生活に最も密着したものを供給するというを十分に認識して、契約を締結しなければならない。

4.1 受 注

指定事業者は、工事を依頼されたとき、注文者の要求内容を正確に把握し、適切な工事を行うよう配慮するとともに、次の事項を確認することが必要である。

- （1）都の施行承認を得ることができる工事であること。
- （2）他人の土地又は他人の家屋に給水装置を設置するときは、その土地家屋の承諾が得られていること。
- （3）既設の給水装置より分岐するときは、その給水装置の所有者及びその給水装置を所有しているすべての者その他利害関係人の承諾が得られていること（注3）。

（注3） 水道工事に限らず、家屋建築工事等の工事を行う場合は、あらかじめその工事に関し利害を有すると思われる者（土地、家屋の用益権者、近隣者など）の承諾を得たのちに工事を行うことが社会通念上の一般常識であるので、注文者が不用意にこれらの関係者の承諾を得ずして工事の発注を行い、関係者の権利を侵害することのないように配慮するものである。

また、請負人としての立場においても、関係者の承諾が得られていることは、工事を円滑に施行するために必要な措置であるといえる。

4.2 見積り

指定事業者は、請け負おうとする工事の概要が決まったら、当該工事に要する費用を見積り、注文者にこれを提示し締結契約について話し合いを進めることとなる。水道工事のように工事費の中に労力費（人件費）の占める割合が多いものは、工事費についての紛争が起きやすいので、工事受注に当たっては見積額の提示を行い工事内容を説明し、後日の紛争防止を図ることが必要である。

4.3 契約の締結

注文者からの工事依頼を指定事業者が承諾することにより請負契約が締結される。

契約は、契約書を取り交わすことにより当該工事に関する注文者、請負者双方の合意事項を確認し、締結することが一般的であるが、軽易な工事については口頭で契約内容を確認し締結される場合がある。

口頭契約は、契約内容の確認が不十分となりやすく、紛争発生のおそれが非常に大きいので工事を請け負うに当たっては、書面により契約内容を確認することが望ましい。

いずれの場合においても契約締結に際しては、使用条件及び請負条件（注4）を明確にし、契約者双方がこの内容を了知し、合意したものでなければならない。

また、請負契約は、単価契約（注5）、総価契約（注6）に区別され、それぞれ工事費（請負費）の算定方法に差異があるので、契約を締結するに当たっては、いずれの方法によるものであるかを明確にしておく必要がある。

（注4）使用条件及び請負条件とは、工事費を請け負うに当たっての注文者の要求事項及び請負者の要求事項をいい、次の内容を骨子として定められる。

- （1）工事の概要
- （2）工 期
- （3）工 事 費
- （4）工事費の支払時期
- （5）危険負担
- （6）保証期間
- （7）そ の 他

（注5）単価契約とは、各作業や品目などの個々の単価を決めておき、これに出来高を乗じて支払う契約方法をいう。

（注6）総価契約とは、一連一式工事を完成するための請負費を総括していくらと定め、契約する方法をいう。

4.4 委任状

委任状とは、委任者と受任者がその委任内容を確認し、書面に記載するものをいう。

民法の規程によると、委任とは「当事者の一方（水道工事の場合は注文者）が法律行為（都への申請等）をなすことを相手方（指定事業者）に委託し相手方がこれを承諾することによって、その効力を生じるもの」とされている。

指定事業者は、都への申込み及び申請に際しては、注文者と指定事業者との委任関係を明確にしておく必要がある。また、委任状は形式等の限定はないが、①：委任者の住所、氏名及び印 ②：受任者の住所、氏名 ③：委任年月日 ④：委任内容（注）のような事項を記入することが望ましい。

(注) 都への申請等に関連する委任事項は次のとおりである。

ア 都から工事施行承認を受けること。

イ 都に工事の申込みをすること。

ウ 都の工事の工事費の請求を受けること。 *委任された場合

エ 都の工事の工事費を納入すること(清算による過不足金の請求又は還付を受けることを含む)。 *委任された場合

オ 都が施行した工事の施行確認、完成装置の引取りを行うこと。

都から引渡しを受ける装置が適正なものであるか否かを確認し、引渡しを受けることは、注文者の当然の権利であり、またこれが行われないと都が施行した工事が完結しないこととなる。このため、これを委任された指定事業者は、都からの連絡により必ず工事現場で、施行の確認及び装置の引渡しを受けなければならない。

また、この委任を受けなかった場合は、以上の事柄を注文者に説明し、必ず注文者に立ち合わせる。

カ 給水装置工事を施行すること。

東京都給水条例(以下、「給水条例」という。)により、給水装置は水の供給を受けようとする者が設置するとされているので、指定事業者は工事を請負うことにより、注文者から当該工事を委任されたことになる。

なお、委任行為の確認を行わずに指定事業者が注文者に代わって行った申請等の手続は、それ自体有効なものであるが、無権代理もしくは表見代理とみなされ、不利益を被るおそれがあるので注意する。

4.5 都が施行する給水装置工事(受託施行)に対する取扱い

配水小管から分岐し、第一止水栓まで(集中分岐管の三フランジ管等から分岐する場合は分岐部から1mまで。)の給水装置工事の施行を都に申し込む場合、委任代理人である指定事業者は、注文者から都施行部分を含め一括して請け負うのか、あるいは都施行部分については、工事申込みだけを委任されたのかを明確にしておく必要がある。

また、指定事業者は次の事項に留意し、都施行部分に関する工事費の取扱いについて、注文者に誤解を受けることのないように説明し、了解を得なければならない。

なお、都の責に帰さない事由で工事が遅延した場合の工事費概算額の清算を行った場合は、給水条例施行規程第14条第3項により、当該事由がなくなったときに適用される工費によって算出される旨についても同様に説明し、了解を得なければならない。

(1) 都施行部分を含め一括して総価契約を締結した場合は、この旨を契約の際に「本節 4.4 委任状」等により明確にしておくこと。

また、指定事業者は、都施行部分について過大な見積りを行い、注文者に対して不当に多額な工事費を請求することのないよう注意すること。

(2) 指定事業者施行部分のみを請け負い、都施行部分について、工事の申し込み・納金等の手続のみを委任された場合は、この旨を契約の際に「本節 4.4 委任状」等により明確にしておくこと。

5 完成した給水装置の引渡し

指定事業者は、完成した給水装置を注文者に引き渡すことにより、請負人として義務（債務）を履行することとなる。

ここにいう、完成した給水装置（以下「完成装置」という。）とは、注文者から提示された施行条件を備え、かつ、都から給水を受けることができるものをいう。

指定事業者は完成装置を引き渡すに当たり、注文者の立会いを求め、当該工事が請負契約の締結時に示された施行条件（仕様書）に基づいて行われたものであることの確認を受けること（この際に、設計変更を行った箇所等、当初の計画を変更した事項を説明し、注文者の確認を得る。）。

また、完成装置の引渡しに際し、指定事業者が注文者に行うべき事項は次のとおりである。

- (1) 給水装置の完成図（都に提出したもの）を交付すること。
- (2) 給水装置の使用方法及び維持管理に必要なと思われる次の事項を説明し、又は指導すること。
 - ア メータ、止水栓などの位置を示し、その上に物など置かないこと。
 - イ 蛇口コマ及びパッキンの取替えなど簡易な修繕方法（「給水装置設計・施工基準 第2節 2 器具の故障と修理」参照）。
 - ウ 漏水の発見及び早期予防方法（「給水装置設計・施工基準 第2節 1 漏水の点検」参照）と漏水が発生した場合の対応方法（止水栓で止水し、指定事業者又お客さまセンター等に連絡するなどの適切な措置）。
 - エ 蛇口にゴムホースなどをつけて使用する場合は、使用后必ず取り外すこと。
 - オ 湯沸器など特殊器具の正しい使用方法。
 - カ 受水タンクの清掃など管理を適切に行うこと。
- (3) 工事に係る保証期間。

なお、請負工事の保証期間は、1箇年とすることが一般的である（民法637条）。
- (4) 都への給水申込みの方法及び給水契約締結に当たり、都から示される給水条件等の内容（「第3節 都と水道使用者との関係」参照）。
- (5) 都の工事場所を所管する取扱事業所。

第2節 工事施行に伴う都への申込み（申請）手続等

- 1 新設・改造工事の施行承認の申込み
- 2 配水管からの分岐又は撤去工事の申込み
- 3 道路占用許可申請等、監督官庁への諸届（都に委任する場合）
- 4 設計審査及び工事検査の申込み

1 給水装置工事の施行承認

1.1 給水装置工事施行承認の意義

給水装置を新設又は改造しようとするものは、あらかじめ都の承認を受けなければならない（給水条例第4条第1項）。

これは、良好な給水環境を保全するとともに、給水契約の申込みがなされた際、水道法第15

条1項の定めにより、給水が拒否されることのないよう措置するためである。

なお、承認を得ないで施行した者には、給水条例第34条第1項の定めにより5万円以下の過料が科せられる。

1.2 施行承認を要する工事

- (1) 給水装置を新設する工事
- (2) 給水装置を改造するもので次のもの
 - ア 配水小管又は他の給水装置からの分岐部分の口径を変更する工事
 - イ メータ取付部分の給水管の口径を変更する工事
 - ウ 異なる管路の配水小管又は給水管に分岐替えする工事

1.3 承認要件

給水条例第4条第1項の承認は次の要件を満たす場合に行う（給水条例施行規程第10条）。

- (1) 当該給水装置の設置による新規所要水量が、分岐予定の配水小管又は既設給水装置の給水能力の範囲内であること。
- (2) 当該給水装置の口径が、使用別所要水量及び同時使用率並びに量水器による適正な計量の確保を考慮して適当な大きさであること。
- (3) 量水器の設置について、給水条例施行規程第7条の2から第7条の4までの基準を満たすものであること。
- (4) その他都の給水管理に支障を及ぼさないこと。

なお、承認に当たり承認要件に適合させるために、都が当該工事の計画変更（構造変更、口径変更、受水タンクの設置等）を指示した場合、その指示に応じなければ承認をしない。

また、当該給水装置の工事場所（設置場所）に「使用見込みのない既設給水装置」がある場合は、給水条例第33条の規程に基づき、その既設給水装置を撤去すること。

1.4 事前協議

申請及び調査結果の回答受理は、申請者が引込場所を所管する取扱事業所に直接来庁する方法と給水装置電子申請機能（以下「電子申請システム」という。）にて申請する方法がある。電子申請システムにより申請する場合は、「本節 27.5.1 事前協議申請方法」により行うこと。

電子申請システムによる申請は、指定給水装置工事事業者のみ行うことができる。この場合、電子申請システムでの申請は電子申請システムでの回答通知となる。

直接取扱事業所に申請した場合、電子申請システムで回答通知はできないため、注意すること。

(1) 協議対象

次に該当する給水装置を新たに設置しようとする場合は、施行承認申込の前に都と事前協議を行うこと。

- ア 取出し口径が75mm以上のもの。
- イ 取出し口径が50mm以下で、配水管口径の2段階下より大きいもの。

(2) 提出書類

「給水装置の設置について（協議・報告）」（様式213-1）

標題の「協議」を○で囲み、各事項を記入して提出すること。

また、延べ床面積が10,000㎡以上の建築物で、雑用水（雨水、再生水、井水、循環利用水）

の利用がある場合は、「雑用水利用を開始する建築物の報告」（様式 213-2）を併せて記入して提出すること。

なお、お客さま番号については改造工事で判明している場合のみ記載すること。また、引込場所（路線）が明確に確認できる案内図を添付すること。

（3）回答の受理

協議書提出後、都から「給水装置の設置について（回答）」（以下「回答書」という。）により、分岐の可否について回答される。

分岐「可」の場合は、施行承認申込時に回答書の写しを提出すること。

分岐「否」の場合は、給水計画の見直しを行い、再度、事前協議を行うか、配水管の増径依頼手続（負担金工事）をとること。

なお、配水管の増径を希望する場合の手続については、その都度、都に確認すること。

1.5 施行承認の申込方法

以下の提出書類を記入し、工事場所を所管する取扱事業所の受付担当者に提出すること。

（1）「給水装置工事申請申込書」（様式 1-3、以下「工事申請申込書」という。）

ア 申込区分

（ア） 「施行承認申込み」及び「工事申込み」並びに「設計審査申込み」の該当する申込みについて□にチェックすること。

（イ） 工事申込み及び設計審査申込みの場合、工事種別の該当する工種について□にチェックすること。

イ お客さま番号

改造又は撤去工事の場合は、当該給水装置のお客さま番号を記入すること（「本節 1.7 お客さま番号について」を参照。）。

ウ メータ呼び径

当該給水装置に取付けるメータの呼び径を記入すること。

また、改造又は撤去工事の場合は、旧（既設）メータの呼び径も記入すること。

エ 工事場所

工事箇所の住所（所在地）を記入すること。

オ 申込者

工事を申し込む者（注文者）の住所、氏名、電話番号を記入すること。

なお、法人（官公署、会社、学校等）の場合は、法人名及び代表者名を併記すること。

また、官公署の場合は、当該装置を維持管理する職にある者を代表者としても良い。

カ 指定給水装置工事事業者（委任代理人）

指定給水装置工事事業者の指定番号、住所、名称、代表者名（法人の場合は代表者）、電話番号を記入すること。

キ 給水装置工事主任技術者

水道法施行規則第 36 条第一号に基づき、指定給水装置工事事業者に指名された給水装置工事主任技術者の氏名、免状番号を記入すること。

ク 工事費請求先

都へ工事（受託施行）を申し込む場合は、該当する□にチェックし、請求先の住所、氏名、

電話番号を記入すること。

ケ 幹栓お客さま番号

支分栓の工事を行う場合、幹栓のお客さま番号を記入すること。（「本節 1.7 お客さま番号について」を参照。）

(2) 「指定給水装置工事事業者工事調書」（様式 2-1、以下「指定事業者調書」という。）

ア お客さま番号

改造又は撤去工事の場合は、当該給水装置のお客さま番号を記入すること（「本節 1.7 お客さま番号について」を参照。）

イ 完工予定

当該給水装置工事の完工予定年月日を記入すること。

ウ 他企業関連工事

道路の掘削を伴う給水装置工事の場合は、ガス、電気等、他企業の道路上での工事予定の有無を○で囲み、予定がある場合は、施工月日、工事担当者及び電話番号を記入すること。

エ 旧工業用水道管、下水再生水管及び井戸等導水管の布設の有無

当該工事箇所（給水管を分岐する配水小管又は給水管が敷設されている路線）が旧工業用水道管、下水再生水管又は井戸等導水管の布設路線であるかの有無について、当該事項を○で囲むこと。（区部においては、井戸等導水管布設路線は無い。）

オ 摘要欄及び各給水方式欄

給水装置不使用兼撤去届の提出がある場合は、その件数及びお客さま番号を摘要欄に赤色で記入すること。

また、各給水方式で必要な欄の記入及びその他必要な事項（申込等の内容により記入が必要となるもの等）を摘要欄に記入すること。

(3) 承認要件に係る事項の変更

都の承認を受けた後、承認要件に関する事項（口径変更等）を変更する場合は、「本節 7 工事変更等の取扱い」により手続きを行い、改めて施行承認を受けること。

(4) 承認の辞退

都の施行承認を受けた後、当該工事を取りやめる場合は、「本節 7 工事変更等の取扱い」により手続きを行うこと。

1.6 施行承認の保留

都は例外的な取扱いとして、施行承認を行う以前において、特定行政庁（特別区又は都市整備局）から取扱事業所に違反建築物であるとして、承認保留の要請があった場合は、当該建築物の違反事由が解消するまで承認を保留する。

これは、安全、快適な都民生活の確保を目的として行われている建築行政に助力するものとして、給水義務の履行に影響のない範囲において、違反建築物の発生防止を図るためである。

指定事業者においても、建築確認書等により違反建築物であった場合は、承認を保留されることを説明することが必要である。

1.7 お客さま番号について

都が付番する又はしているお客さま番号は、都のメータを使用（貸与）しているお客さま（使用者）を特定するために10桁の数字で構成され、以下の規則性を持っている。

なお、各提出書類にお客さま番号を記入する場合は、10桁すべてを記入すること。

お 客 さ ま 番 号									
区		水 道 番 号						区分	CD
0	1	1	2	3	4	5	6	1	2

「区」：特別区コード（多摩地区の場合は、「市町」：市町コード） 「水道番号」：水道番号

「区分」：区分コード 「CD」：チェックコード

特別区コード一覧

区 名	コード	区 名	コード	区 名	コード
千 代 田	0 1	品 川	0 9	北	1 7
中 央	0 2	目 黒	1 0	荒 川	1 8
港	0 3	大 田	1 1	板 橋	1 9
新 宿	0 4	世 田 谷	1 2	練 馬	2 0
文 京	0 5	渋 谷	1 3	足 立	2 1
台 東	0 6	中 野	1 4	葛 飾	2 2
墨 田	0 7	杉 並	1 5	江 戸 川	2 3
江 東	0 8	豊 島	1 6		

市町コード一覧

市 町	コード	市 町	コード	市 町	コード
八 王 子	3 1	国 分 寺	4 4	福 生	6 5
立 川	3 2	国 立	4 5	瑞 穂	6 6
三 鷹	3 4	西 東 京	4 7	日 の 出	6 8
青 梅	3 5	日 野	4 8	奥 多 摩	7 0
府 中	3 6	清 瀬	5 1	稲 城	7 1
調 布	3 8	狛 江	5 2	NT八王子	7 3
町 田	3 9	東久留米	5 3	NT町田	7 4
小 金 井	4 0	武蔵村山	5 7	多 摩	7 5
小 平	4 1	東 大 和	5 8	NT多摩	7 5
東 村 山	4 3	あきる野	6 1	NT稲城	7 6

※ 多摩市については、平成16年4月から徴収系業務が多摩ニュータウンに統合され、区部徴収システムの使用に伴いコードが54に変更されたが、平成17年TAMA端末導入に伴い、上記市町コードに振替えられた。

2 給水装置工事の施行を都に申し込む場合（受託施行）

配水小管から分岐し、第一止水栓まで（集中分岐管の三フランジ管から分岐する場合は分岐部から1mまで。）の給水装置工事の施行を都に申し込む場合、都が施行する給水装置の工事は、工事申込者と都との間において結ぶ請負契約に基づいて行われるものであり、工事申込者又は指定事業者（委任代理人）が工事申込みを都に行い、これを受理・承諾することによって成立する。

指定事業者は、都の工事申込手続を委任された場合、工事申込書に記載されている「申込者の誓約事項」及び「工事申込みに当たっての注意事項」を十分申込者に説明すること。

なお、給水装置工事の施行承認を要するものは、この手続を同時に行うこととなる。

2.1 申込方法

以下の提出書類を記入し、工事場所を所管する取扱事業所の受付担当者に提出すること。

(1) 提出書類及び記入方法

ア 工事申請申込書（様式 1-3）

「本節 1.5 施行承認の申込方法」によること。

イ 指定事業者調書

「本節 1.5 施行承認の申込方法」によること。

ウ 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書（様式 279）又は道路占用許可申請書（各道路管理者様式：多摩地区）

また、私道の場合は、私道掘削承諾書（任意様式：写しも可）

道路占用許可申請の手続き方法により提出すること（「本節 4 道路占用許可申請等の諸届」によること。）。

なお、私道掘削承諾書については、取扱事業所の担当者から求めがあった場合に提出すること。

エ 給水工費清算還付金口座振込依頼書（様式 5-2）

給水工費の還付金を口座振込で受取れるように提出すること。

なお、原則として給水工費の還付金は口座振込としているが、取扱いのできない金融機関等（ゆうちょ銀行及び一部地方銀行等）の口座のみの開設しかない場合は、提出を省略することができる。

(ア) 還付金振込先

金融機関口座を指定して記入すること。

なお、ゆうちょ銀行及び一部地方銀行等については、振込先として指定できない場合があるので、営業所又はサービスステーション料金収納窓口で確認すること。

また、口座名義は工事申請申込書の工事費請求先と同一でなくてもよい。

(イ) 依頼人

工事申請申込書の工事費請求先と同一となるよう、記入すること。

(2) 必要に応じて提出する書類及び記入方法

ア 道路復旧共同施工協議書（受託施行用）

他企業と工事が競合（本復旧等）する場合に作成し提出すること。

なお、記入方法については、工事場所を所管する取扱事業所に確認すること。

イ 給水装置不使用兼撤去届（様式 6）

当該給水装置工事の施工により同時に撤去される給水装置（支分栓、実工事を要しない

撤去、直結切替工事等に伴い親メータを撤去する場合を含む。)がある場合に提出すること。

(ア) 届出年月日、該当する工事種別の□にチェック及びお客さま番号を記入すること。

(イ) 届出者

工事申込書の申込者又は指定事業者(委任代理人)と同一となるよう記入をすること。

(ウ) 撤去給水装置

同時撤去する給水装置のお客さま番号と所有者氏名、水道所在地(工事場所)を記入すること。

また、1枚の様式で記入しきれない場合は、必要枚数を用いて記入することとし、1枚ごとに、(ア)、から(オ)を記入すること。

(エ) 撤去年月日

工事が完了した日を記入すること。

(オ) 工事申込書の余白部分に、同時撤去する給水装置のお客さま番号と撤去件数を記入すること。

(カ) 同時撤去される給水装置が各給水方式の親メータであった場合は以下によること。

(a) 直結方式(増圧直結、特例直圧、三階までの例外)の親メータの場合

各給水方式の「メータ設置(撤去)承認申請書」(様式55-1)を給水装置不使用兼撤去届に添付して提出すること。

(b) 受水タンク方式の親メータの場合

「本節12.3.2メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造又は撤去する場合」により手続すること。

ウ 設計図 *撤去工事を除く

設計図については、「給水装置設計・施工基準25 設計図及び完成図の作成方法」により作成し、提出すること。)

エ 「給水装置の設置について(回答)」の写し

「本節1.4 事前協議」による回答書の写しを提出すること。

オ 既設給水管の処分依頼書(様式212)

工事に伴い発生する既設給水管の処分を都へ依頼する場合に、必要事項を記入して提出すること。

2.2 設計費

工事申込み1件ごとに、給水条例施行規程13条の工費表により設計費を営業所又はサービスステーション料金収納窓口に納入すること。

なお、都設計後に、「本節7 工事変更等の取扱い」により設計変更の届出を行った場合は、再設計となるため、改めて設計費を納入することとなる。

2.3 工事費概算額の通知及び予納

都は申込み受付後、設計を行って、工事申込書に記入されている工事費請求先へ「水道工事費等のお知らせ(ハガキ)」により工事費概算額が通知されるので、記載されている金融機関等の取扱い窓口、営業所又はサービスステーション料金収納窓口に速やかに予納すること。

なお、工事費概算額が通知された日から1箇月を経過し、かつ、催告をされても納入されない場合は、当該工事の申込みは取り消されたものとみなされるので注意すること（給水条例施行規程第14条第1項）。

2.4 施工日時の決定

予納すると、都から施工日時が工事申込者又は指定事業者へ通知されるので、施工日時の変更又は延期を希望する場合は、取扱事業所の担当者と調整すること。

ただし、延期等により工事費概算額を納入した日から3箇月を経過しても施工日時の調整が行われない場合は、当該工事の申込みは、取り消されたものとみなされるので注意すること。（給水条例施行規程第14条第2項）。

2.5 施 工

工事は都の契約による請負単価契約受注者で行われるので、申込者又は指定事業者は施工について立会・確認後、引渡しを受けること。

また、施工前後に工事変更等が発生した場合は、「本節7 工事変更等の取扱い」によること。
なお、都又は道路管理者の事由による場合も同様とする。

2.6 清 算

都は、工事完成後に予納を受けている工事費概算額の清算を行い、工事申込書に記入されている工事費請求先に以下のとおり通知するので、不足金（追徴金）の場合は、記載されている金融機関等の取扱い窓口、営業所又はサービスステーション料金収納窓口に速やかに納入すること。

(1) 不足金（追徴金）が生じた場合：「給水工事費等請求書」

(2) 還付金が生じた場合：「給水工事費等還付金振込済みのお知らせ（ハガキ）」

(3) 過不足金がない場合：「給水工事費清算のお知らせ（ハガキ）」

なお、清算の結果、還付金が生じた場合は、給水工事費清算還付金口座振込依頼書により、指定した口座に振込まれることとなる。

また、不足金（追徴金）又は還付金が発生した場合は、「本節7.1 (3) 工事着手後に変更する場合」によること。

ただし、既に都又は道路管理者の事由により、「設計変更承諾届」を提出している場合は、この限りではない。

3 配水小管から給水管の分岐又は撤去する工事の施行を申し込む場合（指定事業者施行）

配水小管から分岐し、第一止水栓までの給水装置の施行は、適正な工事が行われなかった場合に水道施設を損傷したり、道路の陥没事故等を生じさせるおそれがある。

また、配水小管に汚染物質等が混入した場合、広範囲な水質事故を生じさせることとなる。

このことから、適正な施行を確保するため、指定事業者が施行する配水小管からの給水管の分岐又は撤去工事は、次の要件等を満たすものを承認する。

3.1 施行対象工事

次の（１）から（５）までの例外的な工事を除く、新設、改造、撤去工事とする。

（１）道路調整会議の対象となる工事（区部のみ）

- ア 国道
- イ 都道大規模
- ウ 道路管理者工事路線
- エ その他（アからウと同様の調整を要する工事）

（２）配水小管の断水を伴う工事

- ア 二受T字管での取り出し・撤去
- イ 集中分岐及び三フランジT字管からの撤去及びソケット付絶縁フランジ継手を設置しての取出し・撤去
- ウ 50mm配水小管からの取り出し・撤去（区部のみ）

（３）都の維持工事対象となっている給水管の改造工事

- ア 給水管整備改良工事
- イ 給水管取付替工事

（４）掘削規制道路（新規舗装）の撤去工事

（５）その他、都の施行が適当と判断した工事

3.2 指定事業者による配水小管からの給水管分岐又は撤去工事の承認要件等

（１）承認要件

- ア 給水管の分岐及び配管を行う者は、当該配水管及び他の埋設物に変形、損傷その他異常を生じさせることがないように、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること（水道法施行規則第 36 条第二号）。
- イ 上記アの技能及び実務経験の確認のため、必要な書類を提示すること。
- ウ 道路の掘削又は復旧工事について実務経験を有すること。
- エ 不陸陥没等、緊急を要する場合は直ちに出勤し必要な措置を行うこと。

（２）指定事業者の誓約事項

指定事業者は、次の誓約を厳守するものとする。

- ア 工事の施行にあたっては、関係法令、条例等を厳守すること。
- イ 工法その他工事に必要な事項については、都が定める「給水装置設計・施工基準」によること。
- ウ 当該給水装置工事（道路の掘削及び復旧を含む。）に起因する損害賠償等は、申込者（注文者）と連帯して責任を負うこと。
- エ 道路の復旧工事については、道路管理者が定める基準に基づき速やかに施行すること。
- オ 道路占用許可申請手続を都に申込み（委任）した場合、道路管理者に納付する路面復旧費又は監督事務費については、通知により速やかに都へ納付すること。
- カ 当該工事完了後、速やかに分岐、閉止、配管形態及び埋設深度、埋戻し、復旧それぞれの施行状況が確認できる写真を「本節 6.4.2 給水管（取付・撤去）工事検査の申込み」により都に提出すること。

3.3 申込方法

以下の提出書類を記入し、工事場所を所管する取扱事業所の受付担当者に提出すること。

(1) 提出書類及び記入方法

ア 工事申請申込書（様式 1-3）

「本節 1.5 施行承認の申込方法」によること。

なお、余白部に「指定事業者施行」と赤色で記入すること。

イ 指定事業者調書及び設計図

記入方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」による。

また、設計図については、「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により、分岐部分（取り出し部分）を含めた図面を作成し、提出すること。

ウ 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書（様式 279）※道路占用手続委任又は道路占用許可申請書（各道路管理者様式：多摩地区）

また、私道の場合は、私道掘削承諾書（任意様式：写しも可）

道路占用許可申請の手続き方法により提出すること（「本節 4 道路占用許可申請等の諸届」によること。）。

なお、私道掘削承諾書については、取扱事業所の担当者から求めがあった場合に提出すること。

エ 掘削及び道路復旧予定図（任意様式）

「参考資料 様式等記入例、作成例」を参考に「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により作成し、提出すること。

オ 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書（様式 279）

なお、「本節 3.3 申込方法（1）提出書類及び記入方法 ウ 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書（様式 279）※道路占用手続委任」により、道路占用手続委任と同時に給水管（取付・撤去）工事承認申請または道路占用手続を申し込む場合は、新たに本様式は提出しない。

(ア) 申込・申請内容

太枠内の当該申込み、申請について、該当の項目にチェックすること。

(イ) お客さま番号

改造又は撤去工事の場合は、当該給水装置のお客さま番号を記入すること（「本節 1.7 お客さま番号について」を参照。）。

(ウ) 工事場所

工事箇所の住所（所在地）を記入すること。

(エ) 工種

該当の工種にチェックすること。

(オ) 取り出し口径

取り出し口径を記入すること。

なお、撤去工事のみの申請においても、取り出し口径欄に撤去口径を記入すること。

(カ) 施工主

施工主の住所、氏名、電話番号を記入すること。

(キ) 申込者（指定給水装置工事事業者）・緊急時対応責任者

指定給水装置工事事業者の指定番号、住所、名称、氏名（法人の場合は代表者）、電話番号を記入すること。

(ク) 給水装置工事主任技術者

主任技術者免状交付番号、氏名を記入すること。

(ケ) 分岐及び配管施工者

分岐及び配管工事を施行する者の氏名を記入すること。

(コ) 監督事務費・路面復旧費請求先

道路占用許可申請手続を都に申込み(委任)する場合は、道路管理者に納付するため、都から請求される監督事務費又は路面復旧費請求先の住所、氏名、電話番号を記入すること。

カ 分岐及び配管施工者実務経験証明書及び確認書類(任意様式)

水道法施行規則第36条第二号による、技能(実務経験)を証明するため、HPに掲載されている様式等を参考に記入し、「(3)配水管からの給水管の分岐(穿孔)・配管作業に係る確認書類」を添付し提出すること。

また、上記の「オ 給水管(取付・撤去)工事各種申請申込書」を申し込む指定事業者が、他の指定事業者の下請負により施工する場合は、下請負となる指定事業者者名で分岐及び配管施工者実務経験証明書を記入・作成し、その下請負者の実務経験を確認できる書類及び下請負契約を確認できる書類(下請負契約書の写し等)を提出すること。

ただし、「本節 3.3 (3) ア(ア) 都が発行する分岐穿孔実務経験者確認証の提示又は写し」の場合は、「分岐及び配管施工者実務経験証明書及び確認書類」の提出は不要とする。

キ 道路掘削・復旧工事の実績を証明する書類

次の(ア)から(エ)のいずれかを提出すること。

なお、下請負(一次下請であること)により施工する場合は、下請負者の施工実績を確認できる書類(受注書等の写し)及び下請負契約を確認できる書類(下請負契約書の写し等)も添付すること。

(ア) 道路掘削・復旧工事の施工実績を有する、都の「給水管整備及び取出し工事」等の請負単価契約書の写し又は、「給水管(取付・撤去)工事承認申請書」及び「給水管(取付・撤去)工事検査申込書」の写し又は、「給水管(取付・撤去)工事各種申請申込書」の写し

(イ) 国、都又は区市町が発注する土木工事で道路掘削・復旧工事の施工実績を有する場合は、請負契約書等の写し

(ウ) 他企業(ガス、電気、下水道等)が発注する工事等で道路掘削・復旧工事の施行実績を有する場合は、請負契約書等の写し。

(エ) 他都市で分岐穿孔及び道路復旧工事等の施行実績があり、分岐せん孔から復旧工事まで一貫施工したい旨の申出があった場合は、他都市で施行した現場の「道路占用許可書」及び「道路使用許可証」の写し

ク 分岐(取り出し)及び撤去予定箇所の現況写真

当該工事箇所の道路、周辺状況がわかるよう近景、全景等により撮影した写真(カラープリンタで出力した物も可とする。)を提出すること。

(2) 必要に応じて提出する書類及び記入方法

ア 道路復旧共同施工協議書(事業者施行用)

他企業と工事が競合（本復旧等）する場合に作成し提出すること。なお、この協議書は、当該給水装置工事について都が施行承認済みであることの確認を行うもので、都は協議当事者とはならない。

イ 給水装置不使用兼撤去届（様式6）

「本節 2.1 申込方法」によること。

ウ 「給水装置の設置について（回答）」の写し

「本節 2.1 申込方法」によること。

エ 給水工費清算還付金口座振込依頼書（様式5-2）

道路占用許可申請手続を都に申込み（委任）する場合は「本節 2.1 申込方法」によること。ただし、依頼人欄については、給水管（取付・撤去）工事承認申請書/道路占用手続申込書の路面復旧費又は監督事務費請求先と同一となるよう、記入すること。

(3) 配水管からの給水管の分岐（せん孔）・配管作業に係る確認書類

ア 50 mm以下の場合

(ア) 都が発行する「分岐穿孔実務経験者確認証」の提示又は写し

(イ) 公益財団法人 給水工事技術振興財団が発行する合格証書等の写し

・「給水装置工事配管技能者証（カード）」（平成 29 年度～）の写し

・「給水装置工事配管技能検定会合格証書又は合格者証（カード）」（平成 28 年度まで実施）の写し（全国標準検定 A・B・分岐穿孔のみの検定）

＊配管のみの場合は、各種配管（ポリエチレン管、ステンレス鋼鋼管）検定

・「給水装置工事配管技能者講習会修了証書又は修了者証（カード）」の写し

・「給水装置工事配管技能者認定証（カード）」の写し

(ウ) 都の給水管整備及び取り出し工事等の請負単価契約工事での実務経験を有する場合は、「当該請負単価契約書」及び「主要現場従事者等届又は調査表（「配水管からの穿孔・分岐、配管工事に従事する者」の欄に記名があること）の写し

(エ) 区部、多摩地区での実務経験を有する場合は、「給水管（取付・撤去）工事承認申請書」及び「給水管（取付・撤去）工事検査申込書」の写し又は、「給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書」の写し

(オ) 他都市での実務経験を証明できるものの写し（ただし、配管作業についてはステンレス管以外の実務経験でも可とする）

(カ) その他、実務経験を証明できるものの写し（給水装置工事配管技能者認定協議会により認定された資格、職業能力開発促進法による検定合格証書等）

ただし、配管のみの資格の場合は分岐（せん孔）が作業できないので注意すること。

イ 75 mmから 350 mmまでの場合

(ア) 都が発行する「配水管工講習会終了証（手帳）」の写し（ただし、耐震継手講習を終了していること。）

(イ) 日本水道協会が発行する「配水管技能者登録証」の写し（ただし、耐震継手の配水管技能者として登録されていること。）

(ウ) 区部、多摩地区での実務経験を有する場合は、耐震継手管を使用した「給水管（取付・撤去）工事承認申請書」及び「給水管（取付・撤去）工事検査申込書」の写し又は、「給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書」の写し

(エ) その他、実務経験を証明できるものの写し

なお、一般社団法人 日本ダクタイル鉄管協会等の講習会修了証は原則不可とするが、実務経験を確認できると思われるものは、受付担当者へ確認すること。

ウ 耐震型割T字管の場合（75 mmから 150 mmまで）

耐震型割T字管により分岐する場合は、上記アによる「せん孔」とイによる「耐震継手管」の実務経験が必要となるので、注意すること。

エ その他

次のものは、実務経験を証明する確認書類として使用できないので注意すること。

(ア) 過去に都が発行した「給水装置配管技能者証」及び「給水装置技術者証」

(イ) 国が発行する「給水装置工事主任技術者証又は免状」

3.4 道路管理者へ納付する監督事務費又は路面復旧費の納入

道路占用許可申請手続を都に申し込み（委任）した場合は、都が道路管理者へ納付する「監督事務費（自費復旧の場合）」又は「路面復旧費（道路管理者復旧の場合）」を都の請求に基づき、納付することとなる。この場合の取扱いは次による。

(1) 概算額の予納

給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書に記入されている請求先へ「水道工事費等請求書（納入通知書）」により概算額が通知されるので、記載されている金融機関等の取扱い窓口、コンビニエンスストア、営業所又はサービスステーション料金収納窓口の他、スマートフォン決済にて速やかに予納すること。

なお、概算額が通知された日から 1 箇月を経過し、かつ、催告をされても納入されない場合は、当該工事の申込みは取り消されたものとみなされるので注意すること（給水条例施行規程第 14 条第 1 項）。

(2) 監督事務費の清算

都は、道路工事管理者との立会又は請求があった場合、予納を受けている概算額の清算を行い、給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書に記入されている請求先へ以下のとおり通知するので、不足金（追徴金）の場合は、本節 3.4（1）により速やかに納入すること。

(1) 不足金（追徴金）が生じた場合：「給水工事費等請求書」

(2) 還付金が生じた場合：「給水工事費等還付金振込済みのお知らせ（ハガキ）」

(3) 過不足金がない場合：「給水工事費清算のお知らせ（ハガキ）」

なお、清算の結果、還付金が生じた場合は、給水工事費清算還付金口座振込依頼書により、指定した口座に振込まれることとなる。

4 道路占用許可申請等の諸届

4.1 道路の占用

公道下に給水管を布設する場合は、道路の一定部分を借用することとなり、この借用に当たっては道路管理者に届け出、許可を受けなければならない。この道路の一定部分を借用することを道路占用という。

原則として、給水管の道路占用は、当該給水管の所有者となり、道路占用に関する届出事項その他道路管理者からの指示履行も、所有者が行うこととなっている。

4.2 道路占用許可申請手続

給水管を公道に布設する場合は、道路法第 32 条の定めにより、事前に道路管理者に対し、道路占用許可申請を行いその許可を受けなければならない。

—道路法第 32 条（昭和 27 年法律第 180 号）—

- ① 道路に左の各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。
 - 一 水管、下水道管、ガス管、その他これらに類する物件
- ② 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路占用の目的	五 工事実施の方法
二 道路の占用期間	六 工事の期間
三 道路の占用場所	七 道路の復旧方法
四 工作物件又は施設の構造	
- ③ 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないと認められる軽易なもので、政令で定めるものである場合を除くほか、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

この占用手続は、布設する管の所有者が直接道路管理者に行うものであるが、所有者から占用手続の委任を受けた場合は、都がこの事務を行う。

なお、区部の各道路管理者（国、都、区）では、（一財）道路管理センターによる道路管理システムによる道路占用申請手続（電子申請）が運用されており、都では作成した各書類（道路占用許可申請書、道路占用物件除却工事施行承認申請書、道路占用工事着手届・しゅん功届等）を委託会社が道路管理システムに入力し、（一財）道路管理センターを経て各道路管理者へ申請（オンライン申請）する手続により行っている。

したがって、占用手続に係る各種書類は、原則として道路管理システムにより作成することとなるため、システム入力用の原稿の作成が必要となる。

都へ道路占用許可申請の手続を委任する場合の手続は、次による。

(1) 提出書類及び記入方法

「給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書」（様式 279）

工事場所を記入すると共に施工主欄に委任者（工事申込者）住所及び氏名を記入すること。

(注) 道路の管理区分

道 路 別	許 可 申 請 部 所	
国道	指定区間内 — 工事区間内	国道工事事務所
	— 工事区間外	当該路線に関する手続を委任された都の建設事務所
	指定区間外 — 工事区間内	国道工事事務所
	— 工事区間外	当該路線に関する手続を委任された都の建設事務所
都 道	当該路線を所管する建設事務所	
区・市・町道	当該路線を所管する当該区・市・町の土木部・課	

※ 政令で路線を指定したもののうち、交通量が多く、既に改良、舗装がおおむね完了した区間を指定したものを指定区間内といい、それ以外の区間を指定区間外という。

※ 国土交通大臣は、一般国道の新設、改築又は修繕を行うときは、あらかじめ、当該道路の路線名、工事区間、工事種類及び工事の開始年月日を告示する。

工事の全部又は一部が完了したときも同様である。この区間を工事区間内といい、それ以外の区間を工事区間外という。

(2) 委任の内容

この申込みにより、都が委任を受ける内容は、次のとおりである。

- ア 道路法、東京都道路占用規則及び各区道路占用規則等に定める占用者の届出事務を行うこと。
- イ 給水管の新設、改造又は撤去に伴う道路占用の諸申請及び占用料免除に関すること。
- ウ 法令、条例により施行される道路工事等のため、給水管の移設、改造又は撤去の必要が生じた場合に、必要とする工事を施行すること。

(参考) 東京都道路占用規則第 14 条

占用者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 占用者がその氏名を変更し、又は住所を移転したとき。
- 二 占用者である法人が解散したとき。
- 三 占用を廃止しようとするとき（第 18 条の規定による申請書を提出する場合を除く。）。

(3) 手続に要する費用

給水条例施行規程 13 条の工費表により手数料を営業所又はサービスステーション料金収納窓口納入すること。

4.3 道路占用許可申請書の作成（区部）

(1) 申請書は、(一財)道路管理センターの道路管理システムから出力されたものを使用すること。

なお、記入事項は、次のとおりとする。

番号	項目	記入事項
(1)	文書名	定型句
(2)	申請種別	「新規」「更新」「変更」から該当するものを選び○で囲む。
(3)	申請先	都道：所管建設事務所長、区道：区長
(4)	変更前許可番号	変更申請（申請種別が変更）の場合に記入
(5)	変更前許可年月日	変更申請（申請種別が変更）の場合に記入
(6)	申請番号	都の文書番号を記入する。 例) 27① 水北支給道② 50③ ①年度：申請年度を和暦で記入 ②事業所略称：統一の申請番号（表-1参照） ③番号：6桁以内の一連番号を記入
(7)	申請年月日	許可申請書の提出年月日を記入
(8)	住所	事業所の所在地を記入
(9)	氏名	事業所の名称及び支所長名を記入
(10)	担当者（連絡先）	許可申請書作成者名（担当者名）及び連絡先を記入
(11)	申請文書	定型句
(12)	占用の目的	具体的に目的を記入 例) 需要家要望に伴う新設撤去（〇〇ビル供給）
(13)	路線名・車線	路線名・車線を記入（区道は記入不要） 例) 都道：450 新荒川葛西堤防線、上り
(14)	歩車道区分	「歩道」「車道」「その他」等を記入
(15)	占用場所	占用物件に最も近い住居表示番号を記入
(16)	占用物件の名称	「別紙内訳書のとおり」と記入
(17)	占用物件の規模	
(18)	占用物件の数量	
(19)	占用の期間	工事着手日から次期占用手続更新年月日(令和12年3月31日)
(20)	工事の期間	道路管理者と調整して記入（日間）は実日数を記入
(21)	道路の復旧方法	都・区道：道路占用手続要綱による。（自費・委託を記入）
(22)	占用物件の構造	「別添のとおり」と記入
(23)	工事の実施方法	「開削」又は「推進」
(24)	添付書類	「システム申請図」（パターン図なしの場合は「システム案内図」）、「別添のとおり」と記入
(25)	占用区分	工事区分：「大規模」「小規模」「その他」 掘削区分：「占用」（掘削無しの占用工事、台帳補正） 「掘削」（占用数量の変更を伴わない掘削工事） 「占用」＋「掘削」（占用数量の変更を伴う工事）
(26)	申請書提出先	許可申請書提出先を記入
(27)	道調番号	区道大規模・都道の場合に記入
(28)	変更事由	変更申請の時に記入
(29)	特記事項	工事保安設備形態、作業時間等を記入
(30)	工事会社	施工業者名、現場責任者名、電話番号を記入
(31)	申請料	都道の場合記入（定型句）

記入例－1

(1)
道路占用許可申請書

新	更	変	(4) 第	号
規	新	更	(5) 年	月
				日

(3) 東京都 板橋区長 殿

(6) 3水北支給道第 50号

(7) 令和 4年 2月 26日

〒0000-0000

住所 (8) 東京都板橋区〇〇町1-1

氏名 (9) 東京都水道局北部支所 支所長 〇〇 〇〇

(10) 担当者 (連絡者)

〇〇 〇〇

(11)

TEL (0000)0000 内線0000

道路法 32条の規定により許可を申請します。

占用の目的	(12) 需要家要望に伴う新設撤去 (〇〇ビル供給)		
占用の場所	路線名	(13)	⋮ (14) 車道
	場所	(15) 板橋区〇〇町〇丁目〇番〇〇号	
占用物件	名 称	規 模	数 量
	(16) 「別紙内訳書のとおり」	(17) 「別紙内訳書のとおり」	(18) 「別紙内訳書のとおり」
占用の期間	令和 4年 3月14日から (19) 令和12年 3月31日まで 間	占用物件 の 構 造	(22) 「別添のとおり」
工事の期間	令和 4年 3月14日から (20) 令和 4年 5月13日まで 3日間	工事実施 の 方 法	(23) 開 削
道路の 復旧方法	(21) 道路占用工所要綱による 自費	添付書類	(24) システム申請図 「別添のとおり」
<p>備考 占用区分：(25) 小規模 占用+掘削 申請書提出先：(26)板橋区 土木部道路管理課 占用係 道調番号：(27) (事業主体)：w北部 (企業番号)：018901 (調整番号)：</p> <p>変更事由：(28)</p> <p>特記事項：(29) I型標準図 使用形態：延長 6.5m 幅：0.6m 面積 3.9m 歩行者通路： 作業時間： 昼</p> <p>工事会社：(30) 〇〇水道工業(株) 〇〇〇〇 (1234)5678</p> <p>都道の場合のみ記入</p>			
(31) 占用料	東京都道路占用料等徴収条例第3条に該当する占用物件について免除願います。		

(2) 道路占用物件内訳書、道路掘削内訳書及び電子申請用申請図（パターン図）は（1）と同様、道路管理システムにより出力されたものを使用すること。

なお、記入及び作成事項は、次のとおりとする。

番号	項目	記入事項
(1)	申請番号	都の文書番号を記入
(2)	ページ	内訳書の枚数を記入
(3)	設備名称	都道・区道：「引込管」
(4)	工事種別	「新設」「撤去」から選択
(5)	管種	「ステンレス鋼管」「鋳鉄管」から選択
(6)	管径	外径表示、小数点以下は四捨五入し整数値とする（mm単位）。
(7)	数量	延長は、小数点以下第1位まで記入（m単位）
(8)	特記事項	特に必要がある場合記入

※以上、道路占用物件内訳書

番号	項目	記入事項
(9)	舗装種別	舗装種別コードを転記
(10)	歩車道区分	「歩道」「車道」「その他」から選択
(11)	掘削幅	小数点以下第2位まで記入（m単位）
(12)	掘削延長	小数点以下第1位まで記入（m単位）
(13)	掘削面積	記入不要（自動計算）

※以上、道路掘削内訳書

表-1 統一申請番号及び名称体系

給水課	申請番号	給水課	申請番号
中央支所	水中支給道	南部支所	水南一支給道(※1)
東部第一支所	水東一支給道	南部支所	水南二支給道(※2)
東部第二支所	水東二支給道	北部支所	水北支給道
西部支所	水西支給道		

(※1) 南部支所給水第一課 (※2) 南部支所給水第二課

表-2 給水管の外径 (単位：mm)

口径	ステンレス鋼管	鉛管	ダクタイル鋳鉄管	硬質塩化ビニル管
13	—	20	—	18
20	22	28	—	26
25	29	34	—	32
30	34	41	—	38
40	43	53	—	48
50	49	65	—	60
75	—	—	93	89
100	—	—	118	114
150	—	—	169	165
200	—	—	220	—
250	—	—	272	—
300	—	—	323	—
350	—	—	374	—

内 訳 書

(1)

(2)

申請番号：3-水北支給道-50

ページ 1 / 1

連番	(3) 設備名称	(4) 工事種別	(5) 管種 材質	(6) 管径 (mm)	(7) 占用数量				(8) 特記事項
					亘長	条数	延長	単位	
1	引込管	新設	ステンレス鋼管	29			2.0	m	
2	引込管	撤去	鉛管	20			2.0	m	
3	引込管	新設	ステンレス鋼管	34			2.0	m	
4	引込管	新設	ステンレス鋼管	34			2.0	m	
	以下小計								
	引込管	新設	0～	100			6.0	m	
	引込管	撤去	0～	100			2.0	m	

※連番は設備名称1栓ごとに付番する。

※ステンレス鋼管は、「ステン管」と出力される。

※以下小計は、道路管理システムにより自動計算・出力されるため、記入不要

* 以上「道路占用物件内訳書」 以下「道路掘削内訳書」

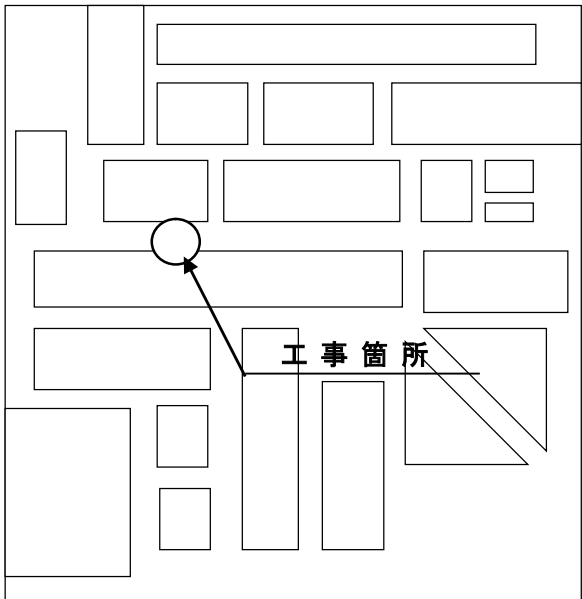
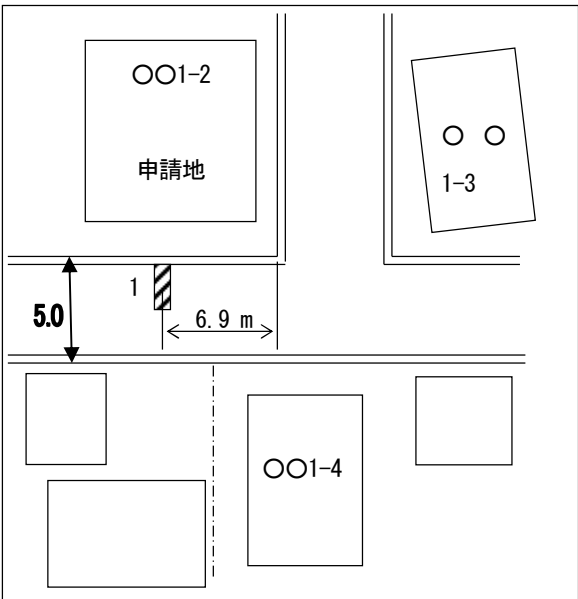
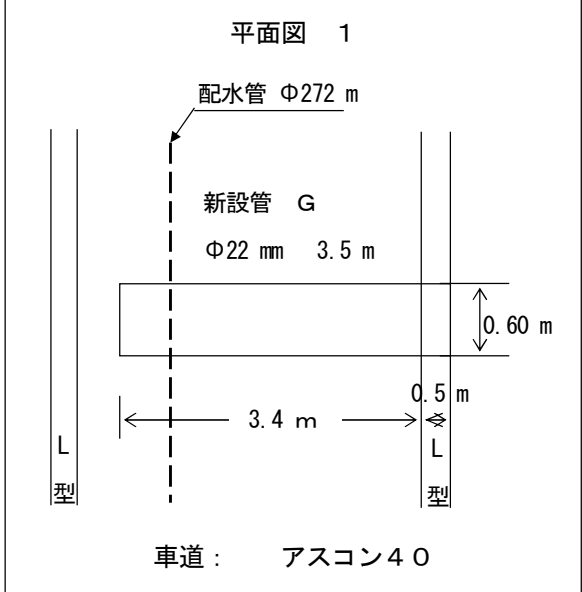
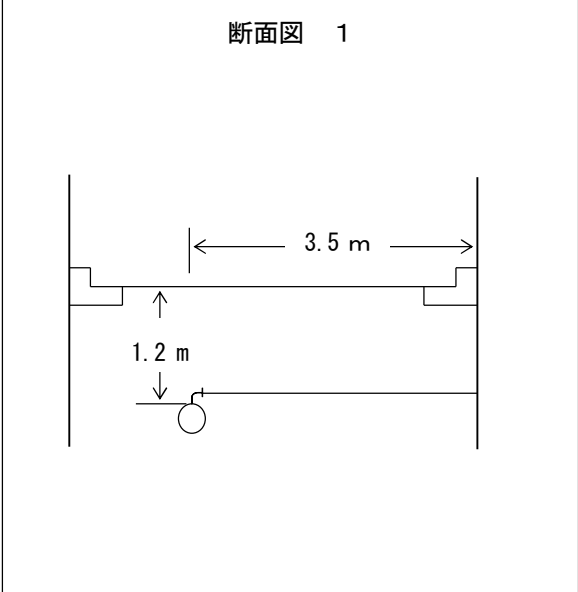
連番	(9) 舗装種別	(10) 歩車道 区分	(11) 掘削幅 (m)	(12) 掘削延長 (m)	(13) 掘削面積 (㎡)	(8) 特記事項
1	アスコン40	車道	0.90	0.6	0.54	
2	アスコン40	車道	0.60	1.6	0.96	
3	アスコン20	車道	0.60	2.2	1.32	
4	アスコン20	車道	0.60	2.2	1.32	
	以下小計					
	アスコン40	車道		2.2	1.50	
	アスコン20	車道		4.4	2.64	

※原則として、掘削箇所別・舗装種類別・掘削平面別に記入。ただし、掘削個所が多い場合は、掘削個所が違っていても舗装種別、掘削形状が同じであれば、まとめて記入可

※掘削面積及び以下小計は、自動計算・出力されるため、記入不要

※連番は図面供給管番号と一致しなくてもよい。

*データ量が多く、1枚で表示できない場合は、占用内訳書と掘削内訳書を別紙とする。

申請図	工 事 箇 所	3 水北支給道第 50 号
	自 東京都板橋区〇〇〇 1-2-3 至	令和 年 月 日
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>案内図 (1/1500)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>位置図 (1/500)</p>  </div> </div>		
<p>watp〇〇〇〇 給水管新設・車道・L型有・横断</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>平面図 1</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>断面図 1</p>  </div> </div>		
備 考		

※ 案内図、位置図を作成し貼り付ける。

※ 平面図、断面図はパターン図（定型）をパターン図番号、種別がわかるように貼り付ける。

4.4 道路占用許可申請書の作成（多摩地区：指定事業者が作成し、都が届出する場合）

（1）都道

ア 「道路占用許可申請書」（都建設局様式）

道路占用延長が30mを超えるものは大規模工事、それ以外は小規模工事として申請する。
申請書は4枚複写で、1枚目をコピーして都の控えとし、4枚目については後日、許可書として道路管理者から交付される。

なお、作成方法は以下のとおりとする。

（ア）（新規、更新、変更）欄

次により該当するものを○で囲むこと。

- a 新規：新設工事及び当該路線に撤去部がない改造工事
- b 更新：占用期間の更新を行うもの
- c 変更：許可された占用物件の変更（管径、管種等の変更）

（イ）申請先

所管建設事務所長名を記入すること。

（ウ）申請者（住所・氏名・連絡先）

所管する各給水管理事務所、給水事務所の住所、事務所長名、担当者名、連絡先を記入すること。

（エ）占用目的

「給水管布設」及び「給水管工事」と記入すること。

（オ）占用の場所

工事箇所の路線名、車道・歩道・その他の別、工事箇所の住所を記入すること。

（カ）占用物件

給水管の管種、外径及び道路部分の延長を記入すること。

例) 新規：給水管 43mm 31.5m

例) 撤去：給水管 29mm 31.5m

*規模欄は「給水管の外径寸法」で記入すること（表-2参照）。

（キ）占用の期間

許可日から次期占用手続更新年月日（令和12年3月31日）と記入すること。

（ク）占用物件の構造

管種（ステンレス鋼管、鉛管、ダクタイル鋳鉄管等）を記入すること。

（ケ）工事の期間

工事予定年月日、実日数を記入すること。

（コ）工事の実施方法

施工形態に応じて「開削」、「覆工内」等と記入すること。

（サ）道路の復旧方法

「東京都道路舗装復旧標準図による自費復旧」と記入すること。

（シ）添付書類

「案内図、平面図、断面図及び復旧構造図」等と記入すること。

なお、これを別紙で作成して添付すること。

（ス）占用料

備考欄下側に「東京都道路占用料等徴収条例第3条に該当する占用物件について免除
願います。」と記入すること。

(セ) 企業番号、調整番号、大規模工事・小規模工事の別

備考欄に取扱事業所担当者が指示する番号と大規模・小規模の別を記入すること。

(ソ) 施工業者

備考欄に「指定事業者名称、責任者氏名、連絡先電話番号」記入すること。

イ 「道路占用物件除却工事施行承認申請書」(都建設局様式)

占用を廃止する撤去工事などの場合、作成する。

申請書は3枚複写で、これに添付書類(案内図、平面図、断面図及び復旧構造図等)を添
付して3部作成の上、1部を都の控えとして、2部を提出する。

ウ 「道路占用工事着手届」(都建設局様式)

大規模、小規模及び除却工事に兼用する。着手届は6枚複写で、1及び2枚目が着手届、
残り4枚が「道路占用工事しゅん功届」になっている。

道路占用許可書を受領した後、着手届2枚のうち控えとして、1部を提出する。

なお、道路占用工事しゅん功届のうち「清算用」の1枚は、路面復旧費又は監督事務費の
請求書に添付され、道路管理者から都へ送付される。

なお、作成方法は、以下のとおりとする。

(ア) 占用者、現場責任者

所管する各給水管理事務所、給水事務所の住所、事務所長名、担当者名、連絡先を記入
すること。

(イ) 占用物件

「許可書のとおり」と記入すること。

(ウ) 占用数量

「許可書のとおり」と記入すること。

(エ) 占用の場所

工事箇所の路線名、工事箇所の住所、車道・歩道・その他の別、路下等の別を記入する
こと。

(オ) 許可番号

道路占用許可書の許可番号を記入すること。

(カ) 着手年月日

工事着手する(した)年月日を記入すること。

(キ) しゅん功年月日

工事完了した年月日を記入すること。

(ク) 昼夜間工事別

昼夜間の別を記入すること。

(ケ) 施行範囲

歩車道別の面積(整数)を記入すること。

(コ) 掘削復旧数量

工種(舗装)ごとの歩車道の別、延長、幅員、数量(面積)記入すること。

(サ) 占用者

所管する各給水管理事務所、給水事務所の担当者名を記入すること。

(2) 市及び町道

各道路管理者の取扱いに従い作成すること。

4.5 工期等を変更する場合

道路管理者等の道路占用許可書等の条件を変更する又は、超えるような事態が生じた場合は、速やかに道路管理者等（都に委任した場合は、取扱事業所）に報告し、指示に従うこと。

また、必要な申請等の手続をおこなうこと。

4.6 その他の道路等掘削に関する手続

(1) 公道又は公道に準ずる道路等を掘削する場合に、道路占用許可申請書以外の工事許可申請を道路等を管理する者に対して行う場合がある。この許可申請は、都が行う工事については都、指定事業者が行う工事については指定事業者が行うこととなる。

ただし、道路等を管理する者から、都が手続を代行するよう指示されている場合等、指定事業者が行うべき手続を都が代行する場合がある。

なお、団地など受水タンク以下装置等の給水装置以外の配管が公道等を横断するような場合は、指定事業者が道路等を管理する者の指示により手続すること。

(2) 都に手続の代行を委任する場合の申込方法及び手続料の納付

手続の代行を都へ申込み場合は、工事申込み（施行承認申込等）時に、その旨を取扱事業所担当者へ申し出ること。

また、給水条例施行規程 13 条の工費表により手続料を営業所又はサービスステーション料金収納窓口に入納すること。

4.7 道路管理者による各企業の調整

道路を掘削する工事は水道工事のほか、ガス、電気、電話、下水道工事等がある。このため、道路管理者はこれらの工事によって、同一場所を数回にわたり掘削することのないよう、できるだけ各企業が工期を同時期にするよう、道路上工事の調整を実施している（注）。

特に、国道上の工事と都・区道の大規模（掘削延長が長いもの等）工事については、この調整を経た後、道路占用許可申請手続をすることになっている。

なお、国道上工事については、道路占用許可申請手続から占用許可書の交付までにかかなりの期間（最低2箇月）を要するため、これらの工事を請負ったときは、取扱事業所へ工事の申込みを速やかに行うとともに、施行時期等について十分調整することが必要である。

また、指定事業者による各企業等との調整については、「本節 5.2 その他手続、連絡及び調整」による。

(注) 調整は、道路管理者が2箇月に1回各企業を招集し、会議月の2箇月から3箇月先に施行予定のものについて行われる。

5 道路使用許可申請手続、各企業等への諸届

5.1 道路使用許可申請手続

指定事業者は、給水装置工事に伴って道路を掘削又は使用する場合は、事前に所轄警察署に対して道路使用許可申請を行い、許可を受けなければならない。

道路使用許可申請書（警視庁様式）は2部作成し提出し、そのうち1部が道路使用許可証として交付される。

なお、申請に当たっては、道路占用許可書の写しを添付する又は、事前に道路管理者から道路占用許可申請書受付済印を道路使用許可申請書に受けること。

(1) 申請に必要な書類

原則、所轄警察署の指示によることとするが、一般的には「道路使用許可申請書」（警視庁様式）及び添付書類（案内図、施工図、道路占用許可書の写し等）となっている。

(2) 申請書の作成

ア 申請年月日及び所轄警察署

申請年月日と提出する所轄警察署を記入すること。

イ 申請者

申請が指定事業者の場合、指定事業者の住所、名称及び代表者の氏名を記入すること。

ウ 道路使用の目的

使用目的を記入すること（例：給水管取り出し工事及び道路復旧工事）。

エ 場所又は区間

工事箇所の住所を記入すること。

オ 期間

工事期間及び施工時間（道路を使用する時間）を記入すること。

カ 方法又は形態

道路の使用延長（作業帯）及び面積、掘削延長及び面積を記入する。

または、「別添のとおり」と記入し、別紙に施工図（工事現場概略図及び作業現場の詳細図等に、道の支障延長（作業帯）及び面積、掘削延長及び面積を記入）を作成し、添付すること。

キ 添付書類

添付する書類（案内図、施工図、道路占用許可書等）と記入する。

ク 現場責任者

指定事業者の住所（所在地）、名称、現場責任者の氏名、電話番号を記入すること。

5.2 その他手続、連絡及び調整

指定事業者は、必要に応じて次の手続、連絡等を行わなければならない。

(1) 消防署に対する届出

工事に伴って道路の通行止めをするなど、消防活動上支障を及ぼすおそれのある場合は、事前に所管消防署に届出て許可を受けること。

(2) 現場付近住民への説明等

ア 工事着手に先立ち、現場付近住民に対し、工事内容について具体的な説明を行い、工事の施工について十分な協力が得られるよう努めること。

イ 給水管の分岐工事等に伴い断水する場合は、断水する各戸へ断水前日までに次の事項を含め連絡し了解を得ること。

(ア) 断水月日、時間

(イ) 断水理由

(ウ) 通水後の注意

(エ) 工事名とその連絡場所

(3) 公有水面の使用

都、区、市、町又はその他の機関で管理している水路などに給水管を伏越し又は上越しするときは、各公有水面管理者に対して申請を行い、管理者の承認を得ること。

(4) 各企業等との調整

電気、ガス、下水等、他の工事と同じ箇所では給水装置工事を施行する場合は、施行時期及び道路復旧等について、事前に各工事施行者間で調整し、注文者の負担を軽減させるよう配慮すること。また、施行時期等を調整する際には、道路占用許可及び道路使用許可証等の各条件を遵守し、施行工程に無理のない工事計画として十分調整すること。

(5) 他の埋設物に対する措置

ア 工事施行に当たっては、各企業、他所管に属する地下埋設物の種類、規模、位置等を工事実施日の原則2営業日前までに照会して把握しておくこと。

イ 工事箇所にガス管、電線及び電話線等が埋設されている場合は、損傷を与えないよう十分注意して施行するとともに、工事実施日の原則2営業日前までに各企業管理者の受付部署へ連絡し、立会依頼を行うこと。

また、指示を受けた場合は、その指示に従うこと。

5.3 工期等を変更する場合の措置

(1) 道路使用許可証の工期、日時及び作業帯等の変更する又は、超えるような事態が生じた場合は、速やかに所轄警察署に報告し、指示に従うこと。

(2) 断水工事を伴う工事で、断水日時及び区域の変更が生じた場合は、速やかに付近住民に説明し、了解を得た後に施工すること。

なお、断水作業を都が行う場合は、速やかに取扱事業所へ報告し協議すること。

現場責任者の選任

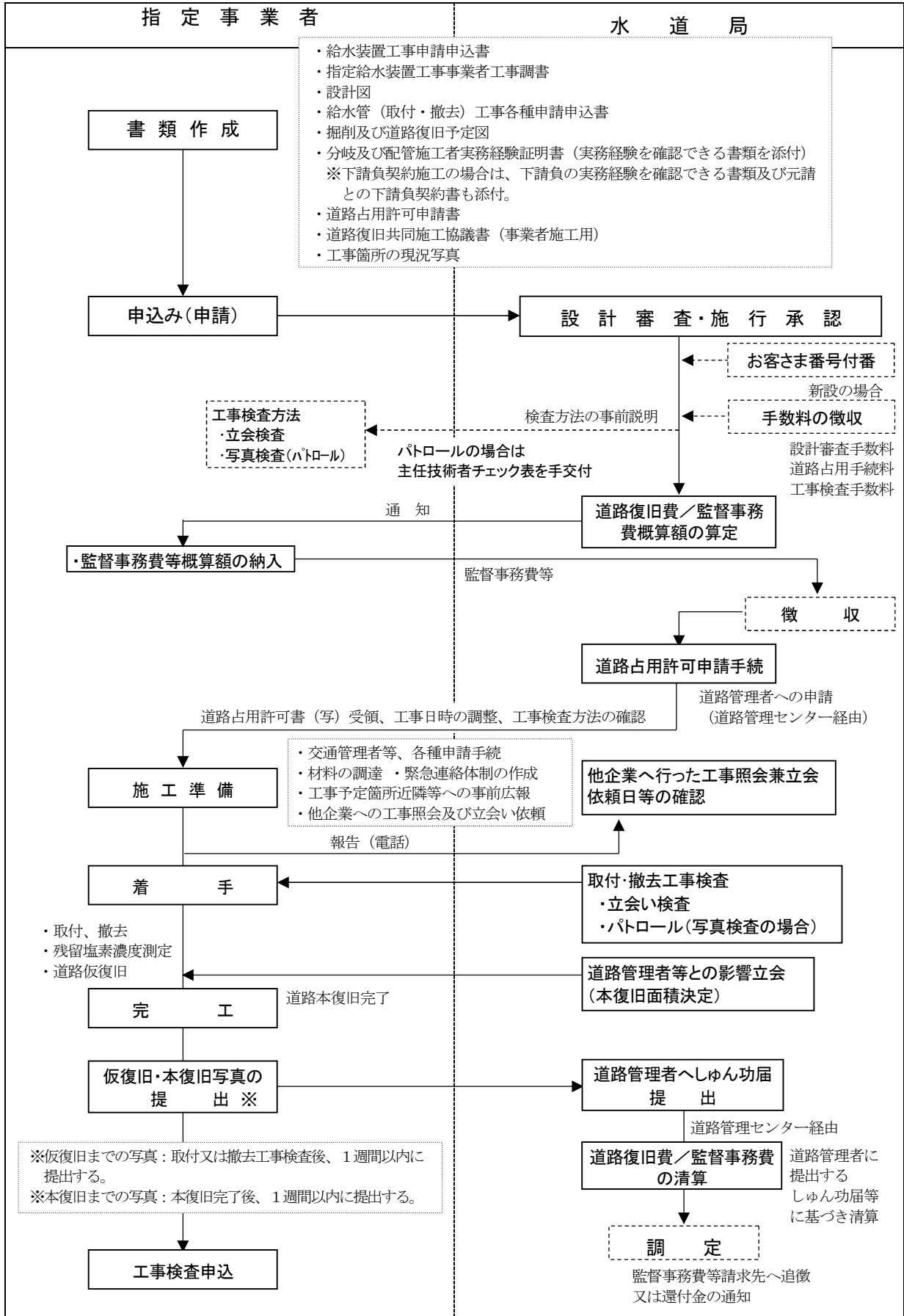
- 現場責任者は、十分な作業経験を有し、作業内容に精通する、現場代理人、主任技術者、安全管理責任者、監理技術者の中から選任されることが望ましい。

現場責任者の任務等

- 現場責任者は、工事等の実施に立会い、安全施設の設置、資機材等の作動状況の確認や交通の規制計画に従って作業が行われているか点検、指導を行う。
また、工事開始前に作業予定、許可条件、あるいは緊急時の対処方法等について周知徹底すること。
- 現場責任者は、現場に常駐して交通の状況、交通安全施設等の設置状況、交通誘導要領等を常に把握し、各種事故防止に努めなければならない。

<全国交通安全活動推進センター「道路使用の手引き」より>

＜参考＞ 給水管（取付・撤去）工事の流れ



※ 区部で施行する場合のフロー図である。

6 設計審査及び工事検査

指定事業者が給水装置工事を施行する場合は、給水条例第6条第2号の規定により、都の設計審査を受けなければならない。

6.1 設計審査及び工事検査を要する工事

指定事業者が施行する給水装置の新設、改造及び撤去工事。

ただし、メータの位置及び分岐位置を変更するものは除く、既存の給水管を同じ管種で0.5m以内に移設する工事については、修繕工事として取扱い、設計審査及び工事検査は不要とする。

6.2 設計審査

設計審査は、給水装置工事の適正施行を確保するため、工事着手前に設置しようとする給水装置の構造、使用材料及び施行方法が水道法施行令第6条及び都の施工基準に適合していることを確認するために行うものである。

なお、都が提出された書類の記入内容及び設計内容に不備又は、支障があると判断した場合は、修正、訂正又は改善方法について指示するので、選任された給水装置工事主任技術者は、指示に従い必要箇所の修正、訂正又は改善を行わなければならない。

6.2.1 設計審査の申込方法

以下の提出書類を記入し、工事場所を所管する取扱事業所の受付担当者に提出すること。

なお、配水小管から給水管の分岐又は撤去する工事の施行を申し込む場合の提出書類については、「本節 3.3 申込方法」による。

(1) 提出書類及び記入方法

ア 「給水装置工事申請申込書」(様式 1-3、以下「工事申請申込書」という。)

記入方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」による。

イ 「指定給水装置工事事業者工事調書」(様式 2-1、以下「指定事業者調書」という。)及び設計図

記入方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」による。

ウ 貯水槽水道設置・変更・廃止届(様式 239)

給水装置工事に関連して、受水タンクの設置、変更(取替)又は撤去する場合は、必要事項を記入して提出すること。

なお、受水タンクの設置工事を他の指定事業者等で施工する場合は、施工主及び他の指定事業者等の協力を得て必要事項を記入すること。

エ 自己認証品使用報告書(様式 214)

自己認証品を使用した場合は、必要事項を記入し、給水装置の構造及び材質の基準に適合していることが確認できる適合証明書、試験成績書等を添付して提出すること。

オ 給水装置の設置について(協議・報告)(様式 213-1)

旧建築物で使用していた75mm以上の給水管を新建築物に再使用する場合で、新建築物の延べ床面積が10,000㎡以上の場合は、標題の「報告」に○を付け、必要事項を記入して提出すること。

また、雑用水の利用がある場合は「雑用水利用を開始する建物の報告」(様式 213-2)を併

せて提出すること。

カ 給水装置の設置について（回答）の写し

「本節 2.1 申込方法」によること。

キ 給水装置不使用兼撤去届（様式 6）

「本節 2.1 申込方法」によること。

ク 入館方法の報告（様式 276）

集合住宅等でオートロック錠の設置等で入館方法が制限される場合は、必要事項を記入して提出すること。

なお、オートロック錠の暗証番号、管理人常駐の有無等は工事中に把握できる範囲の報告でよい。

(2) 設計審査手数料

審査 1 件ごとに給水条例第 29 条第 2 号に定める手数料を納入すること。

なお、同号に定める「全面改造工事」とは、分岐部からメータまでの給水管を全面的に布設替する工事をいい、「その他の工事」とは、全面改造工事以外の改造工事及び撤去工事をいう。

(3) 設計図の記入方法

「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により作成し、提出すること。

6.2.2 審査項目

都は次の項目について、給水装置の構造、材料の基準に適合しているかを審査し、同時に設計に当たって必要な事項の調査がなされているかを確認する。

(1) 分岐箇所

分岐箇所の適否、配水小管又は既設給水管の位置、管種、口径

また、道路掘削が伴う場合は、道路管理区分及び道路舗装種別等

(2) 使用水量

所要水量、使用形態、適正な給水管及び口径適正なメータ口径の選定等

なお、都の担当者から指示があった場合は、流量計算書を提出すること。

(3) 配管

配水小管への取付口から第一止水栓までに使用する給水装置材料及びこれを保護する付属用具について、都の指定したものであること。

また、管種、配管位置、構造、管防護（防食、離脱防止、地盤沈下に対する措置等）の適否

(4) 逆流防止

逆流防止装置設置位置、吐水口と満水面との間隔等の適否

(5) 取付け器具の適否

(6) 旧工業用水道管、下水再生水管又は井戸等導水管の布設の有無及び位置確認

(7) 増圧給水設備の設置位置の適否、水道法施行令第 6 条に定める基準に適合した製品であること
との確認、使用形態に応じた逆流防止機器が組み込まれていることの確認

(8) 所要水量と受水タンク容量との関係

(9) 止水栓及びメータの設置位置、メータ設置基準の適否

(10) 同一敷地内既設給水装置の確認

(11) 集合住宅におけるメータ設置の規則性

- (12) 集合住宅等のメータ点検時の入館方法の確認
- (13) その他必要と思われる事項

6.2.3 設計審査時の給水管（取付・撤去）工事検査申込み

設計審査時、給水管（取付・撤去）工事検査を申し込むことができる。

取扱いについては、「本節 6.4.2 給水管（取付・撤去）工事検査」による。

なお、「本節 3.3 申込方法（1）提出書類及び記入方法 オ 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書」により、給水管（取付・撤去）工事承認申請時に同時に申し込む場合は、新たに給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書は提出しない。

ただし、道路管理者等との調整等特別な理由（※1）があるときは、都の担当者の指示に従う。

※1・・・特別な理由とは、「道路管理者等との調整、所管する取扱事業所内における施工上の留意点等、都の担当者と綿密な打合せを必要とすること」をいう。

6.2.4 設計審査後の措置

都の担当者は設計審査終了後、指定事業者調書に設計審査年月日を記入する。

また、特に記載すべき事項がある場合は、摘要欄にこれを記入する。

6.2.5 留意事項

- (1) 設計審査に合格しなかった場合は、当該工事に着手してはならない。着手した場合、都の条例及び規程の定めにより、指定の取消等の処分を受けることがある。
- (2) 設計審査合格後において、工事内容の変更を必要とした場合は、「本節 7 工事変更等の取扱い」によること。

6.3 給水装置の構造及び材質の確認

水道法第 25 条の 4 の規定により、給水装置工事主任技術者は担当する給水装置工事の完成後、工事の適否、給水装置の構造及び材質が水道法施行令第 6 条の基準に適合していることを確認しなければならない。

6.3.1 政令で定める給水装置の構造及び材質の基準

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 c m 以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されないこと。
- (4) 水圧、土圧その他荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれのないものであること。
- (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

6.3.2 給水装置の構造及び材質の基準に関する技術的細目

給水装置工事主任技術者は、施行する給水装置を水道法施行令第6条に規定する基準に適合させるために、国土交通省令「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」で定める技術的細目を熟知し、使用材料や施行した給水装置が構造・材質の基準に適合していることを確認しなければならない。

なお、国土交通省令において、次の項目について具体的な基準が定められている。

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 耐圧に関する基準 | (5) 逆流防止に関する基準 |
| (2) 浸出等に関する基準 | (6) 耐寒に関する基準 |
| (3) 水撃限界に関する基準 | (7) 耐久に関する基準 |
| (4) 防食に関する基準 | |

6.4 工事検査

給水装置の構造・基準は、水道法施行令第6条に基準が定められており、この基準に適合しない場合には、水道法第16条の規定により、水道事業者（都）は給水の拒否又は停止をすることとなる。

都においては、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合し、かつ、適正に施行されることを確保するため、その施行は、都又は都が指定したもの（都指定給水装置工事事業者）が施行することとしている（給水条例第6条）。

また、指定事業者が施行する場合には、当該給水装置が政令に定める構造及び材質の基準に適合していることの確認や、工事に関する技術上の管理等の職務を誠実にを行う義務は給水装置工事主任技術者にあると水道法（第25条の4）に定められている。

したがって、都が行う工事検査は、都の施設の適正管理や水質の安全確保に関する責任を果たすことを主目的として、必要な範囲に限って検査を行うことを定めている。

6.4.1 指定事業者の自主検査

給水装置工事主任技術者は給水装置工事完了後、次により自主検査を行い、工事の適否を確認しなければならない。

なお、新設工事等でメータが設置されていない場合は、原則として都水（水道水）は使用できないので、取扱事業所の受付担当者へ相談し、開始申込によりメータを設置する又は、自主検査に使用する水を用意すること。

(1) 工事完成図（都に提出予定のもの）により、次の事項を確認すること。

- ア 管の延長
- イ 管の埋設深度
- ウ 管の接合方法
- エ 分岐、屈曲、径落し箇所及び工法
- オ 逆流防止機器の設置状況、吐水口空間の確保及び器具の取付方法
- カ メータ設置基準及びメータますの設置状況
- キ クロスコネクションがないこと
- ク 給水管防護方法
- ケ 「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により、完成図が正しく作

成されていること

- (2) 給水装置の構造及び材質が、政令第6条及び都施工基準に適合していることを確認すること。
- (3) 「給水装置設計・施工基準 23 耐圧試験」により、耐圧検査を行い、漏水及び変形、破壊その他の異常がないことを確認すること。
- (4) 「給水装置設計・施工基準 12.5.2 給水装置工事完成時の水質確認」により、残留塩素測定等による水質の確認を行うこと。

なお、メータ未設置の場合は、「本節6.4.3 工事検査の申込み」により、現場検査時までに実施するか、現場検査時に主任技術者により測定を実施することも可とする。

- (5) 誤配管（クロス配管）の防止、吐水状況及びメータの逆取付がないことを通水により確認を行うこと。

6.4.2 給水管（取付・撤去）工事検査の申込み

この工事検査は、給水条例第6条第2項第1号の規定に基づき、配水小管への給水管の取付け又は撤去工事を指定事業者が施行する場合に、都が行う検査であり、取扱事業所へ申し込む。

特に施工管理・工程管理が必要な一部の工事は立会検査を行い、その他の工事はパトロール（写真検査）として、分岐施工当日の現場巡回及び指定事業者が提出した工事記録写真等の確認により検査等を行う。

なお、設計審査時に給水管（取付・撤去）工事検査を申し込む場合は、「本節6.2.3 設計審査時の給水管（取付・撤去）工事検査申込み」によること。

(1) 立会検査対象工事（パトロールの対象から除く工事）

1	旧工業用水道管・下水再生水管・井戸等導水管併設路線の工事
2	夜間・閉庁日の工事
3	口径75ミリ以上の大口径給水管工事
4	配水小管の重要路線における工事（注1）
5	その他の工事 (1) 施工困難路線の工事（注2） (2) 他都市からの指定事業者で都の給水区域内で施工実績のない者が行う工事 (3) 新規指定事業者が行う工事 (4) 都が立会を必要と判断する指定事業者が行う工事（※） ※ ー立会検査を必要とする指定事業者の選定基準ー 検査結果（パトロールを含む）が現場注意又は呼出注意措置となった指定事業者で、次の基準に該当するものとする。 (1) 前々年度 取付け又は撤去施工不良・配水施設への影響を及ぼした指定事業者（注3） (2) 前年度及び当年度 ① 5回以上の現場注意を受けた指定事業者 ② 取付け又は撤去施工不良・配水施設への影響を及ぼした指定事業者 ③ 呼出注意を受けた指定事業者

(注1) 水運用上の配水小管の骨格となる路線であり、水道管管理図面により確認できる（配水小管上に“（小管重要）”と表示されている）。

(注2) 他企業埋設物との輻輳等、取扱事業所で施工（取付け・撤去作業）困難としている路線の工事

(注3) せん孔の失敗、コア挿入の失敗、サドル分水栓取付けの不備・給水管破損による漏水、配水小管を緊急断水するに至ったもの、誤せん孔等

(2) 工事検査方法の事前説明等

給水管（取付・撤去）工事承認申請時に、都の担当者から工事検査方法（立会又はパトロール）について事前説明を受ける。工事検査方法がパトロール（写真検査）になるとの指示があった場合は、工事内容の確認の後、次のア及びウについて説明等を受ける。

ただし、工事検査日決定時において「本節 6.4.2（1）立会検査対象工事」のうち「5 その他の工事（4）当局が立会いを必要と判断する指定事業者が行う工事」に該当する場合は、申請時に説明を受けた工事検査方法が変更となることがある。

ア 都の担当者から手交される「給水管（取付・撤去）工事主任技術者チェック表」（様式 246、以下「主任技術者チェック表」という。）により、主任技術者自らが当該工事施行状況を確認すること。

イ 都に提出する仮復旧までの工事記録写真帳には、当該工事施行状況を確認し必要事項を記入した主任技術者チェック表及び施工後の実測値を記載した掘削及び道路復旧予定図（写し可）をつづり込み提出すること（本節 6.4.2(11)工事写真帳の提出）による。

ウ 写真検査に添付する資料の未提出、改ざん等の不誠実な対応又は虚偽の報告をした場合、「指定給水装置工事事業者規程」により、処分を受けることがある。

エ 都の担当者から「道路掘削を伴う水道工事に埋設物損傷事故防止のお願い」が配布されるので、必ず内容を確認し、埋設物損傷事故防止に努めること。

(3) 提出書類

「給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書」（様式 279）

工事検査は給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書を作成して申し込むこと。

(4) 検査手数料

検査 1 申込みごとに、給水条例第 29 条第 3 号に規定する検査手数料を納入すること。

(5) 検査日時

ア 都から道路占用許可書受理後、速やかに、指定事業者名・指定番号・希望の施工日・掘削完了予定時間を取扱事業所の担当者に連絡し、工事検査方法を確認の上決定すること（道路使用許可申請手続の日数を考慮すること。）。

なお、特段の現場事情がある場合を除き、閉庁日の検査は行わない。

イ 天候（雨天、積雪等）の理由を除き、検査日を変更する必要が生じた場合は、速やかに（原則として施工予定日の 2 営業日前までに）都の担当者に連絡し、調整を行うこと。

(6) 工事照会兼立会依頼（写し）の提出

都が各企業者へ工事照会及び立会依頼が実施されたことを確認できるよう、道路掘削及び舗装工事を含むすべての水道工事において、原則として、施工日の 2 営業日前までに、各企業者へ依頼した工事照会及び立会依頼の WEB 申請番号又は FAX 送付日を電話等により報告すること。

なお、WEB 申請には他に「埋設物調査依頼」、「施工協議・立会依頼」、「立会依頼」があるが、工事照会兼立会依頼を確実に実施すること。

報告がなかった場合（工事照会及び立会依頼の実施が確認できなかった場合）は、予定していた検査は、原則として延期又は中止となるので注意すること。

また、提出がないまま（工事照会及び立会依頼の実施が確認できないまま）、指定事業者が施行に至った場合は、「給水管（取付・撤去）工事チェック表」（様式233、以下「チェック表」という。）により「呼び出し注意」となるので注意すること。

なお、多摩地区については、道路占用許可申請を都に委任した場合のみ提出すること。

(7) 「緊急連絡体制表」の作成

事故発生時、速やかに関係機関に連絡が出来るよう「緊急連絡体制表」（任意様式）を作成し、施工時に主任技術者等が携行又は工事標示板の裏面等へ掲示すること。

(8) 材料の支給

都から必要に応じて、配水小管に使用する明示テープ及び、配水小管の上部に布設する明示シートが支給されるので、施工日の前日まで受領すること。

(9) 給水装置工事主任技術者の立会

配水小管からの給水管の取付け又は撤去時には、当該工事の設計及び設計監理、施工に関する技術上の管理を行った主任技術者（指名された主任技術者）又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いが求められている。

(10) 「緊急時対応責任者」及び「分岐及び配管施工者」を変更する場合の取扱い

工事検査日前（当日含む）に、何らかの理由で給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書に記入した「緊急時対応責任者」及び「分岐及び配管施工者」を変更する場合は、次のア又はイによる。

ア 検査日前に変更となる場合

検査前日までに、「緊急時対応責任者・分岐及び配管施工者変更届（様式251、以下「変更届」という。）」を記入し、実務経験証明書又は分岐穿孔実務経験者確認証の写しを添付して提出すること。

イ 検査当日あるいは、現場にて変更となる場合

主任技術者が都へ変更の旨を連絡し、都の担当者が現場で実務経験を確認するので、変更となった者の「分岐及び配管施工者実務経験証明書」又は、都が発行している「分岐穿孔実務経験者確認証」を用意すること。

また、変更届に「分岐及び配管施工者実務経験証明書」又は、「分岐穿孔実務経験者確認証」の写しを添付して検査日から一週間以内に提出すること。

なお、届出のあった「分岐及び配管施工者」が直接施工あるいは監督できない場合（不在時を含む）は、「検査中止（工事中止）」となるので注意すること。

(11) 工事写真帳の提出

「給水装置設計・施工基準 28 工事記録写真撮影要領」により、給水管の取付け又は撤去工事完了後は、速やかに分岐配管状況及び埋設深度、埋戻し、道路部分の復旧状況等が確認できる工事写真帳及び道路使用許可証一式を提出すること。

また、道路部分の本復旧状況が確認できる写真についても、完了後速やかに提出すること。

なお、パトロール（写真検査）対象工事の工事写真帳には、次のア、イの書類を添付して提出すること。

ア「給水管（取付・撤去）工事主任技術者チェック表」（様式 246）

イ「掘削及び道路復旧予定図」（作成例 2 参照）

「本節 3.3 申込方法」で提出した「掘削及び道路復旧予定図」に完成した当該工事の分岐

位置、給水管口径・布設深度、第一止水栓設置位置、配管図、オフセット等の変更があった部分を記入した図面（写し可）

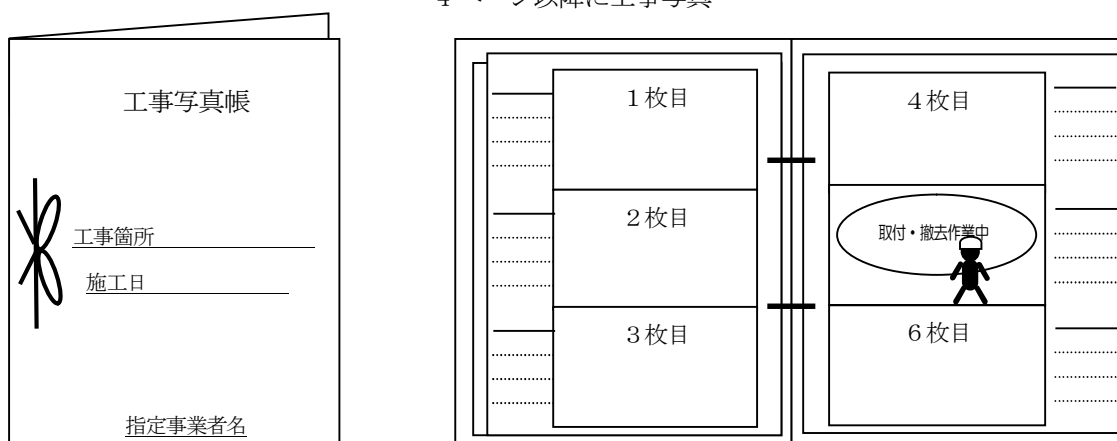
<工事写真帳の提出期限>（※いずれも完成検査申込時まで提出すること。）

撮 影 内 容	提 出 期 限
仮復旧までの写真	工事検査後（仮復旧完了後）、1週間以内に提出
本復旧までの写真	本復旧完了後、1週間以内に提出

<例：指定事業者が提出する工事写真資料>

工事写真帳に、次のとおり資料をつづり込み提出する。（※ 1、2 ページはパトロールの場合のみ）

- ・ 1 ページに主任技術者チェック表
- ・ 2 ページに修正した掘削及び道路復旧予定図（写し可）
- ・ 3 ページに道路使用許可証一式（写し可）
- ・ 4 ページ以降に工事写真



※ 給水管取付け・撤去作業時の写真には、給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書に記入されている主任技術者の立会いの下で作業を実施していることが確認できるよう、主任技術者本人の顔、等が明確に撮影されていること。

(12) 検査の内容

ア 立会検査

原則として、配水管からの給水管の取付け又は撤去時に都の立会検査を受ける。立会検査は、局施設の適正管理、事故の未然防止及び道路占用申請者としての責任遂行の観点から、チェック表により、主任技術者の立会いの下、当該項目の検査及び確認を行うものである。

(ア) 検査終了時

主任技術者のサイン後、都の立会者からチェック表（指定事業者用）が手交される。

(イ) 指摘項目がある場合

主任技術者に対して改善指示等が行われ、現場注意又は呼出注意の措置を受ける。

<都が行う主な検査・確認事項>

道路掘削及び分岐・撤去状況	工法や施工状況の確認 (せん孔・コア取付及びプラグ取付は、都から別に指示されたものを除き、必ず都の立会いの下行うこと。)
---------------	---

分岐位置等	分岐位置等のオフセットの確認 (道路角、消火栓、制水弁、公私境界等から分岐位置を挟んだ2点以上のオフセットで測定されているかなど。)
水質確認	給水管取り出し工事後の残留塩素(遊離)濃度の測定 (「給水装置設計・施工基準 12.5 施工後の水質検査」により、測定し、結果を都の立会者へ測定値を報告すること。)
保安状況	工事の保安状況の確認 (保安施設の設置・交通誘導警備員の配置等が適切であるかなど。)

イ パトロール (写真検査)

都が行うパトロールは、道路占用工事の適正施行確保を主な目的としており、立会検査と同様、チェック表により現場到着時の工事施行状況の確認を行うものである。

(ア) 工事施行状況の確認

都の立会者は、現場到着後、主任技術者又は現場責任者にパトロールの説明を行い、主任技術者等とともに工事施行状況をチェック表に基づき確認を行う。

(イ) パトロール終了時

「本節 6.4.2 (12) ア立会検査」(ア) 及び (イ) による。

ウ 留意事項

指定事業者は給水管(取付・撤去)工事の承認要件・誓約事項等、工事上の条件を遵守し適正施行に努めること。

また、現場注意又は呼出注意となる指定事業者については、「本節 6.4.2 (1)5※ 立会検査を必要とする指定事業者の選定基準」により立会検査が必要と判断されると、速やかにその情報が各取扱事業所に通知されることとなる。

6.4.3 工事検査の申込み

この工事検査は、給水条例第6条第2項第2号の規定に基づき、指定事業者が施行する給水装置工事が完了したときに、都が行う検査であり、工事場所を所管する取扱事業所へ申し込むこと。

(1) 提出書類

ア「指定給水装置工事事業者工事検査申込書」(様式 37-2、以下「工事検査申込書」という。)

なお、工事検査申込書に給水装置工事完成後の自主検査時に行った水質確認結果(残留塩素濃度測定値及び測定日)を記入すること。

また、連続したお客さま番号かつ、同一所有者の連合給水管を同時施行した場合は、工事検査申込書1枚にまとめて検査の申込みをすることができる。この場合、お客さま番号欄は次のように記入すること。

(記入例)

給水条例第6条第2項第2号に基づき、関係書類を添えて申し込みます。なお、完成図1部を施工主に提出したことを申し添えます。

	お客さま番号										区	お客さま番号										6件分
	区	水道番号				区分	OD	区	水道番号				区分	OD								
	0	1	0	0	1	8	2	1	0	2	~	0	1	0	0	1	8	2	6	0	4	

イ「完成図」

作成方法は、「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により、1部及

び水道管管理図修正用資料に添付する「完成図の写し」1部を提出すること。

(2) 検査手数料

検査1申込みごとに、給水条例第29条第4号に規定する工事検査手数料を納入すること。

なお、同号に規定する「全面改造工事」及び「その他の工事」の摘要区分は、「本節6.2.1(2)設計審査手数料」と同じである。

(3) 検査日時

都の担当者等と検査（現場検査）日時について調整を行い決定すること。

(4) 給水装置工事主任技術者の立会

完成図審査及び現場検査を受ける場合は、当該工事の設計及び設計監理、施行に関する技術上の管理を行った主任技術者（指名された主任技術者）又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いが求められている。

(5) 検査の内容

ア 完成図審査

都は提出された完成図について、設計図との相違箇所重点を置き、設計審査と同様な審査を行い、完成した給水装置の適否を判断する。

審査項目は「本節6.2.2審査項目」によるほか、次の事項を審査する。

(ア) 構造及び材質の適否

(イ) 図面の記載方法の適否

特に、管、水栓類等の表示記号、口径、延長及びオフセット等に重点をおく。

(ウ) 立ち上り部分などの防護方法とその使用材料の適否

(エ) 集合住宅におけるメータ設置の規則性

(オ) 「本節11増圧直結給水の取扱い」により、増圧給水設備を設置した場合は、その設置位置の確認、機種及び型番の記載並びに「本節9特例直圧給水の取扱い」により、増圧設備の設置を留保する場合は、増圧設備の設置予定スペースの記載

(カ) 水質の確認

自主検査時の残留塩素（遊離）濃度測定値及び測定日

ただし、自主検査時に実施していない場合は、現場検査時まで実施するか、現場検査時に主任技術者により測定を実施することも可とする。

イ その他確認事項

(ア) 新設及びメータ下流側を全面的に改造したものは、自主検査時の耐圧検査実施日の確認

(イ) 自主検査時の通水確認実施日の確認

ウ 支給材料の支給

お客さま識別標、結束バンドが必要に応じて支給されるので、「給水装置設計・施工基準24 通水確認及びお客さま識別標の取付け」により、現場検査までに取付けること。

エ 新メータの取扱い

原則として、新メータの設置は工事検査（現場検査を含む）後となるが、完成図審査終了時において、新設及び改造工事で新メータを指定事業者により設置する場合の取扱いは、次による。

(ア) 開始申込により取付ける場合

「水道開始申込書」（様式59）に必要事項を記入し提出すること。

(イ) 施工閉栓により取付ける場合

「本節 26.1 施工閉栓扱いメータの取付け」によること。

(ウ) 新メータを設置しない場合

新メータを設置しない旨を申し出ること。

(エ) 口径変更により取付ける場合

施行承認後から完成検査申込日までの間に、次により口径変更を行うこと。

ただし、配管の増径工事を要するものは、増径工事が完了した日からとする。

必要に応じて「水道使用中止届」「水道開始申込書」(様式 59) に必要事項を記入し提出すること。

なお、原則として既設メータを引上げて返納後、新メータを受領し設置すること。

ただし、給水契約者(水道使用者)の理由等により、既設メータの返納が新メータ設置後となる場合は、新メータ設置後、速やかに既設メータを返納すること。

オ 現場検査

都は、完成図を基に、主任技術者の立会いの下、当該給水装置が政令第 6 条の基準及び都の施工基準に適合していることを確認する。

また、都は水質事故やクロスコネクション等を防止するため、以下の点に留意し、確認する。

この結果、適合していない場合は、手直し後、都の再検査を受けること。

なお、給水管からの分岐部を撤去する工事(支分栓撤去)については、「本節 6.4.3 (5) カ(イ)」による場合以外は、現場で切断箇所を確認するので、当該部分を掘り出しておくこと。

(ア) 通水によりメータの逆取付や配管・メータのクロスが無いこと。

なお、メータを設置しなかったものについては仕切弁を開けて出水確認をする(サドルコックの開け忘れがないことの確認及び連合栓すべてに設置しなかった場合は任意の1栓以上で確認する)。

(イ) 工水又は井水を併用している場所については、給水管との接続が無いことを確認するため、メータ部の仕切弁を閉止し、止水確認等を行う。

(ウ) 旧工場等の給水装置については、特殊な機器(政令 6 条の基準に適合する製品以外のもの)に接続していないこと、危険な場所への配管が無いことなどを慎重に確認する。

(エ) 増圧給水設備を設置した場合は、機種及び型番を確認する。

(オ) 特例直圧給水設備を設置した場合は、増圧給水設備の設置予定位置が、完成図のとおり確保されていることを確認する。

(カ) 受水タンクがある場合は吐水口空間が規定どおり確保されていること、異常警報装置等の措置が十分であることを確認する。

(キ) お客さま識別標が正しく取り付けられていること。

(ク) お客さま番号、メータ番号が一致していること。複数メータ設置の場合はさらに、部屋番号、水道使用開始申込セットが正しく配布されていることを確認する。

(ケ) 工事申込者及び施行者等に対して、水道使用上の注意および管理に当たっての必要事項を指導する。

(コ) 給水管取り出し工事を指定事業者が施行したものは、完成図に記載された仕切弁及び分岐位置のオフセットを確認する。

カ 現場検査の省略

次に掲げる工事の場合、適正な施行を証明できる写真を提出し、都が給水環境に悪影響がないと認めるときは、現場検査を省略できる。

なお、写真は、現場の背景等から当該工事個所が確認できるものとし、施工箇所、お客さま番号（水道番号）、撮影対象、撮影年月日、指定事業者名等を記入した撮影標示板を入れて撮影すること。

(ア) 既存建物の増改築等に伴うメータ先の給水装置を部分的に改造する工事

ただし、次の工事を除く。

- a メータ口径が 40 mm以上の工事
- b 受水タンク以下装置を給水装置に切替える工事
- c 毒物、劇物及び薬品等の危険な化学物質を取り扱う工場や事業所等の工事

(イ) 支分栓の撤去工事（改造工事の撤去部含む）

給水管の切断箇所（撤去前・撤去後の状況）を撮影すること。その他、必要に応じて確認が可能な複数枚の写真を提出すること。

(ウ) 増圧給水設備の交換工事

施工前後で機種及び型番が確認できるような写真を提出すること。

キ 再検査

「本節 6.4.3 (5) ア及びオ」により手直し指示を受けたものは、手直し後、再検査を受ける。

(ア) 再検査手続

「本節 6.4.1 指定事業者の自主検査」、「本節 6.4.3 工事検査の申込み(1)から(4)」による。

(イ) 再検査内容

不合格箇所を重点的に確認するほか、「本節 6.4.3 (5) ア及びオ」による。

必要に応じて確認が可能な複数枚の写真を提出する。

(6) 検査終了等の証明書

検査終了等の証明が必要な場合は、「本節 29.4 証明書の交付」によること。

6.4.4 工事記録の作成

水道法施行規則第 36 条第 6 号により、指定事業者は施行した給水装置工事（施行規則第 13 条に規定する軽微な変更を除く。）ごとに、当該給水装置工事を担当した給水装置工事主任技術者に、次による事項の記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保管しなければならない。

- ア 施工主の氏名又は名称
- イ 施行の場所
- ウ 施行完了年月日
- エ 給水装置工事主任技術者の氏名

- オ 完成図
- カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- キ 当該給水装置工事に係る給水装置の構造・材質が政令第5条に基づく基準に適合していることの確認の方法及びその結果

6.4.5 留意事項

- ア 都が現場検査を行う場合は、申込者又は施工主（所有者）の同意がなければ、他人の土地、家屋等に立ち入ることができないので、指定事業者は事前に説明し、現場検査の実施に支障のないよう調整すること。
- イ 現場検査不合格となった場合等に、都が直接申込者又は施工主（所有者）と協議する場合もあるので、現場検査に立会ってもらうことが望ましい。

6.4.6 都に提出する資料が遅延する場合等について

再三の指導、指示にもかかわらず工事記録写真を提出しない等、指定事業者が正当な理由なくこれに応じない、又は虚偽の報告を行ったことが判明した場合は、「給水装置工事事業者の指定の取消し等に係る調査及び処理に関する要綱」により、都から必要な措置が通知されることとなる。

7 工事変更等の取扱い

当初申し込んだ工事の工事内容を変更する場合及び工事を取りやめる場合は、次による。

7.1 工事内容の変更

(1) 改めて施行承認を要する工事

下記の工事は、「給水装置設計変更届」(様式 3-1) に記入し、変更内容が分かる図面を添えて提出すること。

- ア 分岐位置を異なる管路の配水小管に変更するもの
- イ 分岐部分の口径を変更するもの
- ウ メータ取付部分の口径を変更するもの

(2) 工事着手前に変更する場合

ア 施行承認を要する工事

(ア) 都施行工事を変更する場合

- a 工事申込者の事由によるときは、「給水装置設計変更届」に記入し、変更内容が分かる図面を添えて提出すること。
- b 都の事由によるときは、都から交付された「給水装置設計変更承諾届」(様式 3-1) に記入して提出すること。

(イ) 指定事業者施行工事を変更する場合

「給水装置設計変更届」に記入し、変更内容が分かる図面を添えて提出すること。

イ 施行承認を要しない工事

前項(1)以外の工事については次による。

(ア) 都施行工事を要する場合

- a 工事申込者の事由によるときは、「給水装置設計変更届」に記入し、提出すること。
 - b 都又は道路管理者等の事由によるときは、都から交付された「給水装置設計変更承諾届」に記入して提出すること。
- (イ) 指定事業者施行工事を変更する場合
- 「給水装置設計変更届」に記入し、提出すること。
- ただし、次に該当する工事は給水装置設計変更届の提出を不要とする。
- a 給水機器の増減が1個のもの
 - b 配管形態（布設位置、管種等）を大幅に変更しないもの。ただし、メータ設置位置を変更するものは除く。
- ウ 設計費及び設計審査手数料
- (ア) 設計費は、取り出し位置の変更等により都が再設計する場合は、改めて納入すること。
- ただし、都の事由によって再設計する場合は不要とする。
- (イ) 設計審査手数料は、給水装置設計変更届の提出の際、「その他の工事」から「全面改造工事」に変更となったものは、その差額を納入すること。
- (3) 工事着手後に変更する場合
- ア 施行承認を要する工事
- (ア) 工事内容を変更する旨都に申し出る。変更しても、なお給水条例施行規程第10条の承認要件を満たすことが認められる場合は、工事の続行を指示するので、工事終了後直ちに「本節7.1(2)ア 施行承認を要する工事」により手続を行うこと。
- (イ) 工事中止の指示があった場合は、「本節7.1(2)ア 施行承認を要する工事」により手続が完了したのち工事を再開すること。
- イ 施行承認を要しない工事
- 施工後、速やかに「本節7.1(2)イ(ア)及び(イ)」により手続を行うこと。
- ウ 設計費及び設計審査手数料
- 「本節7.1(2)ウ 設計費及び設計審査手数料」による。
- (4) 給水管取り出し又は撤去工事の施行者の変更
- ア 都施行から指定事業者施行に変更する場合
- 給水管の取り出し又は撤去工事の施行を都に申し込みしたものを、指定事業者施行に変更する場合は次による。
- (ア) 提出書類
- 「給水装置工事設計変更届」に記入、「給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書」（様式279）に記入し、分岐及び配管施工者実務経験証明書及び当該工事の掘削及び道路復旧予定図（設計図）を添えて提出すること。
- (イ) 設計費
- 都施行部分の設計調書を作成した以降は、原則として設計費は還付されない。
- ただし、工事変更事由が都にある場合は還付される。
- (ウ) 設計審査手数料
- 「本節7.1(2)ウ 設計費及び設計審査手数料」による。
- イ 指定事業者施行から都施行に変更する場合
- 指定事業者施行として申し込みした給水管の取り出し工事又は撤去工事の施行を、都施行

に変更する場合は次による。

(ア) 提出書類

「給水装置工事設計変更届」に記入し提出すること。

(イ) 設計費及び工事費

「本節 2 給水装置工事の施行を都に申し込む場合（受託施行）」による。

(ウ) 道路占用手続料等

「給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書」（様式 279）により、道路占用手続を都に申し込んでいる場合は、道路占用手続料、道路管理者の監督事務費又は路面復旧費の還付を受けること。

ただし、占用手続の進捗状況によってはこの限りではない。

(エ) 支給材料

都からの支給材料を受領している場合は、返納手続を行うこと。

7.2 工事の取りやめ

(1) 工事の全部を取りやめる場合

「給水装置工事取消届」（様式 3-1）に記入し、提出すること。

(2) 都施行部分を取りやめる場合

「給水装置設計変更届」（様式 3-1）に記入し、提出すること。

(3) 指定事業者施行の配水管からの給水管取り出し又は撤去工事を取りやめる場合

「給水装置設計変更届」（様式 3-1）に記入し、提出する。

7.3 工事の施行延期

給水装置工事申込又は設計審査の申し込み後に、建築等の関係で、当該工事の延期が生じた場合は、「給水装置工事施行延期届」（様式 3-1）に記入し、提出すること。

なお、都に申し込んだ給水管の取り出し又は撤去工事の施行を 3 箇月以上延期する場合は、延期理由により取扱事業所が延期の可否を判断し、認められない場合は、「本節 7.2 工事の取りやめ」による手続きを指示される。

8 直圧直結給水の取扱い

直圧直結給水とは、配水管の水圧で末端の給水用具まで直接給水するものをいい、給水できる階高は原則として最大で三階までとする。

ただし、三階建て建物の屋上部分に給水栓（散水用等の単独水栓に限る。）を設置する場合は、直圧直結給水方式の取扱いによる設計水圧によって水理計算を行い、給水に支障がないことが確認された場合に限り、設置することができる。

8.1 要件

(1) 政令第6条の基準に適合すること（「第一章 3 給水装置の構造及び材質の基準」を参照）。

(2) 使用用途が、直結による給水が認められるもの（下の【直結給水が認められないもの】に該当しないもの）であること。

※ 使用用途によっては、受水タンク方式が適する場合があるので、下の【受水タンク方式が適当なもの】に留意すること。

(3) 当該地区における配水管の最小動水圧、建物の所要水量、最大給水高さ等を勘案し、末端給水栓までの直圧給水が可能であること。

※ 特に水圧の必要な器具を設置する場合等は、建物の所要水量のほか、当該地区の配水管の最小動水圧に留意すること。

(4) 配管構造等について、「給水装置設計・施工基準」に規定する基準を満たすこと。

【直結給水が認められないもの】

① 一時に多量の水を使用する、又は使用水量の変動が大きい施設、建物等で、配水小管の水圧低下を来たすもの

② 毒物、劇物、薬品等の危険な化学薬品を取扱い、これを製造、加工又は貯蔵する工場、事業所及び研究所

例：クリーニング、写真及び印刷・製版、石油取扱、染料、食品加工、めっきなどの事業を行う施設

【受水タンク方式が適当なもの】

① 常時一定の水圧、水量を必要とするもの

② 断水した場合に、業務停止となるなど影響が大きい施設及び設備停止により損害の発生が予想される施設

例：ホテル、飲食店、救急病院等の施設で断水による影響が大きい場合

食品冷凍機、電子計算機等の冷却用水に供給する場合

特に、冷凍機の冷却水等、継続的な給水を必要とするものに対しては、水道が配水小管の工事等で断水した場合、直結給水では大きな損害を被ることがあるため、平常時において直結給水の給水が可能であっても、受水タンク方式とすることが適当である。

8.2 配水管最小動水圧の事前確認

直圧直結給水の工事申請に先立ち、工事場所を所管する取扱事業所に当該建物付近の最小動水圧を注文者（工事申込者）等で確認すること。

(1) 口頭による確認

取扱事業所の受付担当者に、工事予定場所が「0.20MPa」以上の地域か、「0.17MPa」以上の地域かを確認し、提示された水圧で給水計画を立てること。

(2) 調査申請による確認

(1)により確認をした最小動水圧が「0.17MPa」以上の地域で、水圧測定を希望する場合は、事前調査を申請することができる。この場合は回答のあった実測値（上限「0.20MPa」）を用いて給水計画を立てることができる。

なお、給水装置電子申請機能（以下「電子申請システム」という。）による申請方法及び回答方法は「本節 27.5.2 最小動水圧の事前調査の受付」による。

電子申請システムによる申請は、指定給水装置工事事業者のみ行うことができる。

ア 申請方法及び回答方法

取扱事業所の受付担当者に直接提出する方法と郵送で提出する方法並びに電子申請システムにて申請する方法がある。また、回答についても、取扱事業所で手交される方法と一般郵便により送付される方法並びに電子申請システムで通知される方法があるため、提出方法及び回答方法をそれぞれ任意で選択すること。

ただし、電子申請システムでの申請があった場合は電子申請システムでの回答通知となる。直接取扱事業所に申請した場合や郵送により申請した場合は、電子申請システムで回答通知はできないため、注意すること。

郵送による方法については、以下による。

(ア) 郵送による提出

取扱事業所宛てに簡易書留で郵送する。その際、郵送先の住所、郵便番号等の記載内容に十分注意すること。

(イ) 郵送による回答

事前調査の申請時に提出書類とあわせて返信用封筒を提出する。なお、返信用封筒は、以下 a から c により作成すること。

- a 長形 3 号又は長形 40 号の封筒を使用すること
- b 希望送付先の郵便番号、住所、会社名(または氏名)を記載すること
- c 一般郵便による送付となるため、必要な金額の切手（定形郵便物 25 g 以内）を貼り付けること

イ 記入方法

「三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書」（様式 42）の標題の“三階までの直圧給水”にチェックを入れ、必要事項を記入の上、調査箇所（路線）が明確に確認できる案内図を添付し提出すること。

なお、お客さま番号については改造工事で判明している場合のみ記載すること。

ウ 調査結果の回答

受付担当者より、回答が文書により手交又は郵送により送付される。

8.3 設計審査及び工事検査等の取扱い

「本節 6 設計審査及び工事検査」及び「本節 7 工事変更等の取扱い」によるほか、三階まで直圧で給水をする場合（以下「三階直圧給水」という。）は、「指定給水装置工事事業者工事調書」（様式 2-1）に「三階直圧給水」と赤書きで記入すること。

9 特例直圧給水の取扱い

特例直圧給水とは、増圧直結給水の対象であるが、現状の配水管の水圧で建物最上階の末端給水栓までの直圧直結給水が可能な場合に、増圧給水設備の設置を留保し、特例として直圧直結給水が実施できるものをいう。

給水条例施行規程 第2条（増圧給水設備等）

東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号。以下「条例」という。）第15条第2号の増圧給水設備その他の給水設備で管理者が別に定めるもの（以下「増圧給水設備等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する前条第1項の給水用機器をいう。

- 一 増圧ポンプ、逆流防止用機器及びその他の機器をもって構成し、給水管に直結する給水設備（以下「増圧給水設備」という。）
 - 二 増圧ポンプ以外の増圧給水設備をもって構成する機器をもって構成し、給水管に直結する給水設備で、給水栓を設置する建築物の階数、配水管への取付口の口径、所要水量及び取り付ける配水管の水圧について管理者が別に定める基準に適合すると認められたもの（以下「特例直圧給水設備」という。）
- 2 特例直圧給水設備以下の給水装置の設置者は、事情の変更による給水上の支障に備えて、当該給水装置に直結に直結する増圧ポンプの設置に必要なスペース（以下「増圧ポンプ設置スペース」という。）を設けなければならない。

9.1 要件

- (1) 「本節8.1 要件」による。
- (2) 増圧ポンプの設置スペースを確保すること。
 - ※ 他方式（受水タンク方式及び増圧直結給水方式）との併用については、原則不可とする。
ただし、学校等の避難場所に指定される施設や直結給水が認められない施設を建物の一部に含むものについては、用途別に給水方式を分けることで、受水タンク方式との併用は可能とする。
- (3) 原則としてメータ口径が75mmまでであること（メータバイパスユニット、増圧ポンプの適用口径は75mmまでである。）。
 - ただし、高置タンクを併用する等、メータ引換時の断水回避措置がある場合は、メータ口径が100mm以上であっても、適用可能とする。
- (4) 既設の受水タンク以下装置を、特例直圧給水の給水装置に改造する場合は、耐圧及び水質の試験を行った結果において、「給水装置設計・施工基準」に規定する基準を満たすことが確認できること。

9.2 配水管最小動水圧の事前確認

特例直圧給水での施行を検討する場合は、設計審査申込みに先立ち、工事場所を所管する取扱事業所に調査を注文者（工事申込者）等で申請し、現地配水管の最小動水圧を確認すること。

なお、申請方法及び回答方法については、「本節 8.2 (2) 調査申請による確認」によるほか以下による。なお、特例直圧給水の水圧調査の場合は、回答のあった実測値を用いて給水計画を立てることができる。

また、電子申請システムによる申請方法及び回答方法は「本節 27.5.2 最小動水圧の事前調査の受付」による。

(1) 提出書類

ア 「三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書」(様式 42)

“特例直圧給水” にチェックを入れ、必要事項を記入の上、調査箇所(路線) が明確に確認できる案内図を添付し提出すること。

イ 「案内図」

当該箇所の案内図を添付すること。

(2) 調査結果の回答

受付担当者より、回答が文書により手交又は郵送により送付される。

なお、特例直圧給水の水压調査の場合は、回答の実測値に上限はない。

9.3 設計審査、工事検査等の取扱い

一般の新設・改造工事として取扱い、「本節 6 設計審査及び工事検査」及び「本節 7 工事変更等の取扱い」によるほか、次による。

(1) 設計審査申込み時の提出書類及び記入方法

ア 設計図

「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により、作成すること。

また、子メータが設置されている場合についても、一連の給水装置として作成すること。

イ 増圧給水設備等(設置・変更・廃止) 状況調査表(様式 196、以下「調査表」という。)

「本節 11.2 (1) 提出書類及び記入方法」の表を参考に必要事項を記入すること。

ウ 貯水槽水道設置・変更・廃止届(様式 239) の提出(受水タンク方式から切り替える場合)

(ア) 特例直圧給水方式と受水タンク方式を併用する場合(本節 9.1 要件(2) ※印のただし書きに該当するもの) で、受水タンクを設置するものは、「設置届」として提出すること。

(イ) 給水方式の変更(受水タンク方式から特例直圧給水方式) に伴い、受水タンクを含むすべてを撤去する場合は、「廃止届」として提出すること。

(ウ) 給水方式の変更(受水タンク方式から特例直圧給水方式) により、受水タンクのみを撤去し、高置タンクを既設のまま使用する場合は、「変更届」として提出すること。

(エ) その他、設置者の変更・用途の変更等の場合は、「変更届」として提出すること。

エ 管理人変更を伴う処理

管理人の変更を行う場合は、「本章 3 節 5.4 届出」によるほか、「給水装置工事申請申込書」(様式 1-3) の裏面「◎」欄を記入して提出すること。

9.4 既設の受水タンク以下装置から切り替える場合の取扱い

(1) 「本節 11.5 既設配管を使用する場合の取扱い」による。

ただし、「増圧給水設備以下」と記載があるものは、「特例直圧給水の給水装置」と読み替えるものとする。

(2) 受水タンク以下装置のメータを、特例直圧給水のメータに切り替える場合の手続きについては、「本節 13 増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い」による。

ただし、「増圧給水設備以下」と記載があるものは、「特例直圧給水の給水装置」と読み替えるものとする。

9.5 既設増圧直結給水方式から特例直圧給水方式に変更する場合の取扱い

既設増圧直結給水方式を採用している建物で、水圧・流量を勘案し、特例直圧給水方式が可能なものについての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 要件

「本節 9.1 要件」による。

(2) 最小動水圧の確認

「本節 9.2 配水管最小動水圧の事前確認」による。

(3) 設計審査、工事検査の取扱い

一般の改造工事として取扱い、「本節 6 設計審査及び工事検査」及び「本節 7 工事変更等の取扱い」によるほか、提出書類及び記入方法は次による。

ア「設計図」

「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により作成し、実施工部分（撤去する増圧給水設備等）について実線で記入すること。

なお、撤去する増圧給水設備以降の既設部分については、「以下、既設管に接続」と記入し省略しても良い。

イ「調査表」（様式 196）

給水方式を変更することから必要事項を記入し、新たに提出すること。

なお、「本節 11.2 (1) 提出書類及び記入方法」の表を参考に、標題の「変更」を選択し、当該建物の給水方式欄は、「増圧から特例へ変更」の口をチェックすること。

また、当該建物において給水形態・使用水量等の変更がないものは、新設時に提出されている「調査表」を参考に記入しても良い。

ウ「貯水槽水道設置・変更・廃止届」（様式 239）

(ア) 給水方式の変更（増圧から特例）に伴い、高置タンクを新設する場合は、「設置届」として提出すること。

(イ) 高置タンクを既設のまま使用する場合においては、給水方式のみの変更となるが、「変更届」として提出すること。

(ウ) 給水方式の変更（増圧から特例）に伴い、増径工事の施行等により、高置タンクを撤去することになった場合は、「廃止届」として提出すること。

(エ) その他、設置者の変更・用途の変更等の場合は、「変更届」として提出すること。

エ 管理人変更を伴う処理

管理人の変更を行う場合は、「本章 3 節 5.4 届出」によるほか、「給水装置工事申請申込書」（様式 1-3）の裏面「◎」欄を記入して提出すること。

9.6 特例直圧給水設備の設置者に対する周知

指定事業者は、「特例直圧給水設備の維持管理等について」（様式 197-2）を、都水道局ホームページからダウンロードするなどし、設備の設置者（所有者又は管理人）に手渡し、管理上の注意事項を周知すること。

特例直圧給水は、増圧直結給水の対象であるが、増圧給水設備の設置を留保し、直圧による給水を特例で認めるものである。

このため、設置者には、将来的に諸事情（建築物の階数、所要水量、配水管の水圧等）の変更が生じた場合に、各戸への正常な給水が損なわれるおそれがあること、また、その際は設置者において増圧ポンプを設置すること等を周知すること。

10 三階までの受水タンク以下装置を直圧直結給水に切り替える場合の取扱い（三階までの例外）

三階までの例外とは、三階までの既設の受水タンク以下装置を、給水装置に切り替えて直圧で給水するものをいう。

本取扱いは、既に受水タンク方式で給水している建物を、「必要最小限の工事」で、直圧直結給水方式に切り替えられるよう配慮する（例外的に認める）ものである。

よって、「子メータを新築建物に設置するもの」や「子メータの設置されている既存の受水タンク以下装置を全面的に改造するもの」は対象外とする。

なお、一度、三階までの例外を適用した給水装置を、後に改造する必要がある場合は、直圧直結給水のメータ設置基準の原則に適合させることとする。

10.1 要件

- (1) 「本節 8.1 要件」に規定する基準を満たすこと。
- (2) 耐圧及び水質の試験を行い、「給水装置設計・施工基準」に規定する基準を満たすことが確認できること。
- (3) 給水階高が三階までであること。
- (4) メータの口径が 100 mm 以上の場合は、断水による影響が少ない建物であること（複数の建物がある場合は原則不可とする。）。
ただし、口径 13 mm 及び 100 mm 以上のメータバイパスユニットは製造されていないので注意すること。
- (5) 配管構造が、「給水装置設計・施工基準」に規定する基準を満たすものであること。

10.2 配水管最小動水圧の事前確認

「本節 8.2 配水管最小動水圧の事前確認」による。なお、電子申請システムによる申請方法及び回答方法は「本節 27.5.2 最小動水圧の事前調査の受付」による。

10.3 既設の受水タンク以下装置の事前確認に関する取扱い

「本節 11.5 既設配管を使用する場合の取扱い」による。
ただし、「増圧給水設備以下」とあるのは、「三階までの例外」と読み替えるものとする。

10.4 設計審査、工事検査等の取扱い

一般の改造工事として取扱い、「本節 6 設計審査及び工事検査」及び「本節 7 工事変更等の取扱い」によるとともに、受水タンク以下装置については、「本節 12.3.2 メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造又は撤去する場合」によるほか、次による。

(1) 提出書類及び記入方法

ア 既設の受水タンク以下装置に、子メータが設置されていない場合

(ア) 「給水装置工事申請申込書」(様式 1-3、以下「工事申請申込書」という。)

工事申請申込書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。

- a 裏面「◎」欄に給水条例第 15 条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号が記入されていること。
- b 管理人の変更を行う場合は、「本章 第 3 節 5.4 届出」によるほか、工事申請申込書の裏面「◎」欄に変更となる管理人を記入し提出すること。

(イ) 「指定給水装置工事事業者工事調書」(様式 2-1、以下「指定事業者調書」という。)

指定事業者調書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。

右上給水方式欄の「三階までの例外」にチェック、階高を記入し、子メータ有無の該当する箇所を○で囲むこと。

受水タンク以下装置の既設管を再使用する場合は、既設管使用をチェックし、耐圧試験年月日及び水質試験年月日を記入すること。

なお、新たに子メータを設置する場合は、「様式記入例・作成例 記入例 2-2」を参考に記入すること。

(ウ) 「三階までの例外メータ設置(新設)承認申請書」(様式 55-1)

新たに子メータを設置する場合は、「様式記入例・作成例 記入例 2-1」を参考に記入すること。

(エ) 「設計図」

「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により作成し、新たに子メータを設置する場合についても、一連の給水装置として記載すること。

(オ) 「貯水槽水道設置・変更・廃止届」(様式 239)

三階までの例外は、受水タンクを全部又は一部撤去することになるので、下記によること。

- a 受水タンクをすべて撤去する場合は、「廃止届」として提出すること。
- b 受水タンク(低置タンク)を撤去し、高置タンクを既設のまま使用する場合は、「変更届」として提出すること。
- c その他、届出がある場合は、「変更届」として提出すること。

イ 既設の受水タンク以下装置の子メータを、三階までの例外の子メータに切り替える場合

(ア) 「指定給水装置工事事業者工事調書兼、三階までの例外メータ設置(新設)調書」(様式 2-1)

指定事業者調書を兼用し、その標題の下部余白に「兼 三階までの例外メータ設置(新設)調書」と記入するとともに、「様式記入例・作成例 記入例 2-2」を参考に記入すること。

(イ) 「三階までの例外メータ設置(新設)承認申請書」(様式 55-1)

標題の「三階までの例外」及び当該工種の□にチェックし、「様式記入例・作成例 記入例 2-1」を参考に記入すること。

なお、子メータのお客さま番号欄には、受水タンク以下で使用していたお客さま番号を記入すること。

(ウ) その他に、「本節 10.4 (1) ア (ア) 及び (エ)、(オ)」により記入した書類。

(2) 設計審査手数料及び工事検査手数料

改造工事（1件）として給水条例第 29 条第 2 号に定める設計審査手数料及び第 29 条第 4 号に定める工事検査手数料を納入すること。

※ 子メータを新たに設置する場合も同様に、1 件分として納入すること。

11.1 増圧直結給水の取扱い

増圧直結給水方式は、配水管から引き込まれた給水管に、配水圧を増圧するためのポンプ設備（増圧給水設備）を直結し、配水小管の圧力に影響を与えることなく、配水圧では給水できない中高層階へ給水する方法である。

増圧給水設備は、増圧ポンプ、逆流防止用機器及び制御装置等で構成されたもので、日水協規格適合品（呼び径 20～75 mm の製品）とする。

11.1 適用要件、配管構造等

(1) 適用要件

ア 対象建物

原則として、増圧ポンプの性能内で給水できる建物とする。

ただし、口径 13 mm 及び 100 mm 以上のメータバイパスユニット・増圧ポンプは製造されていないので注意すること。

イ 適用除外

毒物、劇物、薬品等の危険な化学物質を取り扱い、これを製造、加工、又は貯蔵する工場、事業所及び研究所等は適用を除外する。

(例) クリーニング、写真及び印刷・製版、石油取扱、染色、食品加工、めっき等の業を営む施設

ウ 受水タンク方式が適当なもの

原則として、断水した場合に業務停止となるなど影響が大きい施設及び設備停止により損害の発生が予想される施設は、「本節 8.1 (2) ※受水タンク方式が適当なもの」として扱う。

(例) ホテル、飲食店、救急病院等の施設で断水による影響が大きい場合
食品冷凍機、電子計算機の冷却用水に供給する場合

(2) 配管構造等

配管構造等については、「給水装置設計・施工基準」によること。

11.2 設計審査、工事検査等の取扱い

一般の新設・改造工事として取扱い、「本節 6 設計審査及び工事検査」及び「本節 7 工事変更等の取扱い」によるほか、次による。

(1) 提出書類及び記入方法

ア 「給水装置工事申請申込書」（様式 1-3、以下「工事申請申込書」という。）

工事申請申込書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下によ

る。

(ア) 工事申込書の裏面「◎」欄に給水条例第 15 条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号が記入されていること。

(イ) 管理人の変更を行う場合は、「本章 第 3 節 5.4 届出」によるほか、工事申請申込書の裏面「◎」欄に変更となる管理人を記入し提出すること。

イ 「指定給水装置工事事業者工事調書」(様式 2-1)

指定事業者調書は「本節 1.5 施行承認の申込方法」のほか、「様式記入例・作成例 記入例 3 から 5」を参考に記入すること。

ウ「増圧給水設備等(設置・変更・廃止)状況調査表」(様式 196、以下「調査表」という。)

工事申込みに伴い、増圧給水設備を設置及び撤去するものについては、必要事項を記入し提出すること。

ただし、増圧給水設備を直列多段・並列に設置する場合は、「増圧給水設備設置状況調査表(直列多段・並列給水方式用)」(様式 196-1)に必要事項を記入し提出すること。

増圧給水設備設置状況調査表の項目別の適用の種類

項目	適用の種類
設置	当該給水方式を新設する場合。
変更	当該給水方式を変更する場合及び増圧ポンプを取り替える場合。 (例) ・特例直圧給水方式から増圧直結給水方式に改造する場合。 ・増圧直結給水方式から特例直圧給水方式に改造する場合。 ・増圧ポンプを故障などで取り替える場合。
廃止	当該給水方式を廃止する場合。 (例) ・特例給水方式を廃止する場合。 ・増圧給水方式を廃止する場合。

増圧給水設備を直列多段・並列に配置する場合

種別	建物棟数	増圧ポンプの設置数	調査表の枚数
直列多段	1	2	1
		3	2
並列	1	2	2
	2	2	2
	3以上	3以上	3以上

(注) 並列において、親メータ 1 個に対し、複数の増圧ポンプが設置された場合、建物用途・給水形態・階高・ポンプの口径などが建物によって違うものがあるため、ポンプの設置数・建物棟数別に調査表を複数提出すること。

11.3 増圧給水設備を取り替える場合の取扱い

既設増圧給水設備を使用している建物において、故障等で増圧ポンプ等を取り替える場合の取扱いは、一般の改造工事として取扱い、「本節 6 設計審査及び工事検査」及び「本節 7 工事変更等の取扱い」によるほか、次による。

(1) 提出書類及び記入方法

ア 「調査表」(様式 196)

増圧給水設備の型式等が変更になる場合は、「本節 11.2 (1) 提出書類及び記入方法」の表を参考に、必要事項を記入し提出すること。

イ 「設計図」

「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により作成し、実施工部分(取り替える増圧給水設備等)について実線で記入すること。

なお、取り替える増圧給水設備以降の既設部分については、「以下、既設管に接続」と記入し省略しても良い。

ウ その他に、「本節 11.2 (1) ア、及びイ」により記入した書類。

指定事業者調書は「本節 1.5 施行承認の申込方法」のほか、「様式記入例・作成例 記入例 6」を参考に記入すること。

11.4 既設特例直圧給水方式から増圧直結給水方式へ変更する場合の取扱い

既設特例直圧給水方式を採用している建物で、水圧の低下や建物の用途変更・水栓の増設等により増圧直結給水方式へ変更する場合の取扱いは、一般の改造工事として取扱い、「本節 6 設計審査及び工事検査」及び「本節 7 工事変更等の取扱い」によるほか、次による。

(1) 適用要件・配管構造等

「本節 11.1 適用要件、配管構造等」による。

(2) 提出書類及び記入方法

ア 「調査表」(様式 196)

給水方式を変更することから必要事項を記入し、新たに提出すること。

また、「本節 11.2 (1) 提出書類及び記入方法」の表を参考に、標題の「変更」を選択し、当該建物の給水方式欄は、「特例から増圧へ変更」の□をチェックすること。以下、調査表に必要事項を記入し、新たに提出すること。

なお、当該建物において給水形態・使用水量等の変更がないものは、新設時に提出されている「調査表」を参考に記入しても良い。

イ 「設計図」

「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により作成し、実施工部分(設置する増圧給水設備等)について実線で記入すること。

なお、設置する増圧給水設備以降の既設部分については、「以下、既設管に接続」と記入し省略しても良い。

ウ 「貯水槽水道設置・変更・廃止届」(様式 239)

(ア) 増圧直結給水方式と受水タンク方式を併用し、受水タンクを新設する場合は、「設置届」として提出すること。

(イ) 給水方式の変更(受水タンク方式からの増圧直結方式)により、受水タンクをすべて撤去する場合は、「廃止届」として提出すること。

(ウ) 給水方式の変更(受水タンク方式からの増圧直結方式)により、高置タンクのみを再使用する場合は、「変更届」として提出すること。

(エ) その他、設置者の変更・用途の変更等届出の必要がある場合は、「変更届」として提出すること。

エ その他に、「本節 11.2 (1) ア、及びイ」により記入した書類。

11.5 既設配管を使用する場合の取扱い

受水タンク以下の装置を、増圧給水設備以下で使用する場合は改造工事とする。

この場合は、給水条例第32条の3の規定に基づき、あらかじめ当該配管材料の耐圧及び水質を確認すること。

なお、メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造し、増圧給水設備以下で使用する場合は、この扱いの他、「13 増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い」によること。

(1) 耐圧の確認

給水装置として使用しようとする配管及び器具について、あらかじめ耐圧試験（試験水圧0.75MPa）を行い、漏水のないことを確認し、「様式記入例・作成例 記入例8」を参考にし、設計審査申込書に水圧試験実施日を赤書きで記入すること。

(2) 水質の確認

都が別に定める方法により水質試験（又は浸出性能試験）を行い、その結果書の写しを提示し、「様式記入例・作成例 記入例10-2」を参考にし、設計審査申込書に水質検査実施月日を赤書きで記入すること。

11.6 増圧給水設備設置者に対する指導

増圧直結給水方式では、直圧方式の給水装置と異なりポンプ等の機器を使用して給水するため、機械部分等の故障により逆流の危険及び正常な各戸への給水が損なわれるおそれがある。そこで、1年以内ごとに1回以上点検を行う義務（給水条例施行規程第8条の2）があることを設置者等へ理解させ、増圧直結給水方式における事故防止を図るため、「増圧給水設備以下の給水装置維持管理」（様式197）を設備の設置者（所有者又は管理人）に手渡し、管理上の注意事項を周知すること。

12 受水タンク以下装置に関するメータ設置の取扱い

受水タンク以下装置は、水道法上、給水装置には該当せず、水道法によるいわゆる水道の範囲から除外されている。このため、受水タンク以下装置によって供給される水の水質、水量についての適正の確保は、当該設備を設置した者が負うこととなり、水道事業者は関与しない。

したがって、都においても受水タンク以下装置には、原則としてメータは設置しないものとしている。

しかし、この取扱いでは近年の土地の立体的利用により増加しつつある公営住宅、マンション等の高層住宅に住み、受水タンク以下装置で水を使用する各戸の居住者と給水装置により水を使用する使用者との間に、水道料金算定上の格差を生じさせる結果となるため、例外措置として、一定の要件に該当する受水タンク以下装置について申請があった場合は、メータを設置し、各戸別に水道料金を算定し、徴収することとしている。

12.1 メータ設置要件

都がメータを設置する受水タンク以下装置は、以下の要件を満たしているものでなければな

らない。

- (1) メータを設置する受水タンク以下装置（以下「当該装置」という。）に、次のすべてに適合する住宅部分があること。
 - ア 住宅部分と非住宅部分を区分して使用されること。
 - イ 住宅部分の水道がもっぱら家事の用に使用されること。
 - ウ 住宅部分各戸の水道使用者がそれぞれ異なること。
- (2) 当該装置の配管構造、維持管理等に関して都が定めた条件を所有者等が承諾すること（「受水タンク以下装置メータ設置承認申請書兼工事調書（裏面）」を参照のこと。）。

12.2 メータ設置基準

「給水装置設計・施工基準 15 メータ設置の取扱い」による。

12.3 メータ設置等の申請手続

指定事業者は、注文者から受水タンク以下装置の各戸にメータを設置する工事又はメータを設置している既設の受水タンク以下装置の改造工事の依頼を受けた場合は、メータ設置の承認要件を十分説明し、了解を得たうえで工事を請け負い、必要な申請手続を工事場所を所管する取扱事業所へ行うこと。

12.3.1 新たにメータを設置する場合

受水タンク以下装置に新たにメータを設置する場合は次による。

- (1) 提出書類
 - ア 「受水タンク以下装置メータ設置（新設）承認申請書兼工事調書」（様式 55-2、以下「設置承認申請書兼工事調書」という。）
 - イ 「設計図」
 - ウ 「入館方法の報告」（様式 276）
- (2) 記入方法
 - ア 設置承認申請書
 - (ア) 標題の当該工種の□にチェックし、必要事項を記入すること。

なお、当該の受水タンクに給水する給水装置（以下「直結装置」という。）を単位にメータ（子）を設置する各戸を一括して1部提出すること。

ただし、申請者が異なる場合は、それぞれ申請者ごとに提出すること。
 - (イ) 申請者が、当該受水タンク以下装置の所有者又は直結装置の所有者と異なる場合は、裏面の欄に当該所有者の記入をすること。
 - (ウ) 設置承認申請書兼工事調書の裏面「◎」欄には、当該受水タンク以下装置の所有者又は、給水条例第 15 条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号を記入すること。

都が受水タンク以下装置にメータを設置するという例外的取扱いを定めたのは、もっぱら高層住宅等の居住者の料金算定上の不都合を解消するためであって、このことにより今日給水に対して、直結装置の使用者に対するのと同様の責任を負おうとするものではない。

しかしながら、メータを設置するのがもっぱら家事用に水を使用する住宅部分であることから、都では使用者等が受水タンク以下装置を維持管理するに当たって、衛生上問題のない水が供給されるよう配慮して、申請に際し、これらの事項についても条件承諾書の提出を義務付けているものである。

したがって、指定事業者は都から手交される条件承諾書の写しを注文者（申請者）に渡し、その内容の周知徹底を図る必要がある。

イ 設計図

(ア) 「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により作図することとし、各戸のメータ設置申請者がそれぞれ異なっている場合も含め、各戸別には作図せず、直結装置又は指定事業者ごとにまとめて作図し、1部提出すること。

また、工事完成後、完成図を1部提出すること。

(イ) 図示範囲は次による。

- a 直結装置の部分は「破線」書きとすること。
- b メータを設置しない部分（経由方式の非住宅部分や消火用設備の配管等）についても図示すること。

また、総括方式において、非住宅部分にメータを設置する場合は（1個のみ）、メータ表示記号に付して、「事務所用」、「店舗一括用」等、非住宅部分のメータであることが容易に分かるよう付記すること。

- c メータが設置してある既設受水タンク以下装置から分岐して、新たにメータを設置する場合は、受水タンクから当該分岐箇所までを図示し、その他の既設部分は省略することができる。

ウ 入館方法の報告

集合住宅等でオートロック錠の設置等で入館方法が制限される場合は、必要事項を記入して提出すること。

なお、オートロック錠の暗証番号、管理人常駐の有無等は工事中に把握できる範囲の報告でよい。

12.3.2 メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造又は撤去する場合

既設受水タンク以下装置を改造又は撤去する場合（受水タンク以下装置の設置メータ全部又は一部を撤去する場合も含む。）は、次による。

(1) 提出書類

ア 「受水タンク以下装置メータ設置改造（又は撤去）承認申請書兼工事調書」（様式 55-2、以下「改造（又は撤去）承認申請書兼工事調書」という。）

イ 「設計図」

(2) 記入方法

ア 改造（又は撤去）承認申請書兼工事調書

(ア) 当該工種の□にチェックし、受水タンク以下装置を改造する場合は「受水タンク以下

装置メータ設置（改造）承認申請書兼工事調書」として、また、受水タンク以下装置のメータ全部又は一部を撤去する場合は「受水タンク以下装置メータ（撤去）承認申請書兼工事調書」として、改造又は撤去の申請者ごと施行者ごと一括して1部提出すること。

(イ) お客さま番号欄には、改造又は撤去する装置のお客さま番号（水道番号が一連番号の場合は、最初と最後のお客さま番号）を記入すること。

ただし、メータを経由しない部分を改造するときは記入不要とする。

なお、お客さま番号が一連番号となっていない場合で枠に収まらない場合は必要部数を作成すること。

(ウ) その他は、「本節 12.3.1 (2) 記入方法」による。

イ 設計図

「本節 12.3.1 (2) 記入方法」によるとともに、次による。

(ア) 図示範囲は受水タンクから改造箇所までを図示し、その他の部分は省略できる。

(イ) 撤去のうち、メータのみ撤去して装置をそのまま使用するときや、受水タンク以下装置をすべて撤去する場合の設計図は不要とする。

12.4 メータ設置等の承認

都は提出された書類及び設計図に基づいて、(1) から (3) について審査し、メータの設置要件等に適合している場合は、メータの設置又は改造を承認する。

ただし、(4) 及び (5) の場合は、承認を拒否又は保留する。

(1) 当該装置がメータ設置要件及び設置基準に適合すること。

(2) メータ設置方式（経由方式又は総括方式）がメータ設置基準に照らして適当であること。

(3) メータ室に複数のメータを設置する場合、規則性が確保されていること。

(4) 直結装置についての施行承認又は給水が拒否又は保留されている場合

(5) 設計図のみで審査が困難な場合は、現場調査等で適合を確認するまで承認を保留する。

12.5 完成図の提出

工事完成後、「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により作図した、受水タンク以下装置の完成図を1部提出すること。

ただし、メータ撤去のうち、メータのみ撤去して装置をそのまま使用するときや、受水タンク以下装置をすべて撤去する場合は、完成図は不要とする。

12.6 現場調査

都は提出された完成図に基づき、申請のあった受水タンク以下装置が承認要件に該当していることを調査する。

調査により手直しを指示された場合は、指定された期間内に手直しを行い、再調査を受けなければならない。

1.3 増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い

給水装置にメータを設置する基準は、原則として1建築物に1個のメータを設置するものであるが、増圧給水設備以下の給水装置について、一定の要件に適合する場合は、給水条例第14条第

1 項及び同施行規程第 7 条の 2 の規定に基づき、使用者等からの申請により、例外措置としてメータを設置する。

13.1 メータの設置要件

都がメータを設置する増圧給水設備以下の給水装置は、次の要件を満たしているものでなければならない。

- (1) メータを設置する増圧給水設備以下の給水装置（以下「当該装置」という。）に次のすべてに適合する住宅部分があること。
 - ア 住宅部分と非住宅部分が使用上区分されていること。
 - イ 住宅部分の水道がもっぱら家事の用に使用されていること。
 - ウ 住宅部分各戸の水道使用者がそれぞれ異なること。
- (2) 当該装置の配管構造、維持管理に関して当局が定めた条件を申請者等が承諾すること（「条件承諾書」を参照のこと。）。

13.2 メータの設置基準

「給水装置設計・施工基準 15 メータ設置の取扱い」による。

13.3 メータ設置等の申請手続

指定事業者は、注文者から増圧給水設備以下の給水装置の各戸にメータを設置する工事、又はメータを設置している既設の受水タンク以下装置を増圧給水設備以下の給水装置に切り替える工事の依頼を受けた場合は、メータ設置の承認要件を十分説明し、了解を得たうえで工事を請負い、必要な申請手続を工事場所を所管する取扱事業所へ行うこと。

13.3.1 新たにメータを設置する場合

(1) 提出書類

- ア 「増圧給水設備以下メータ設置（新設）承認申請書」（様式 55-1、以下「設置承認申請書」という。）
- イ 「給水装置工事申請申込書」（様式 1-3、以下「工事申請申込書」という。）
- ウ 「設計図」
- エ 「指定給水装置工事事業者工事調書兼、増圧給水設備以下給水装置メータ設置（新設）調書」（様式 2-1、以下「設置調書」という。）
- オ 「入館方法の報告」（様式 276）

(2) 記入方法

ア 設置承認申請書

標題の「増圧給水設備以下給水装置」及び当該工種の□にチェックをし、「様式記入例・作成例」を参考にして、給水装置を単位にメータを設置する各戸を一括して1部提出すること。
ただし、申請者が異なる場合は、それぞれ申請者ごとに提出すること。

イ 工事申請申込書

工事申請申込書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。

(ア) 工事申込書の裏面「◎」欄に給水条例第 15 条により所有者から管理人として選定され

た者の住所、氏名及び電話番号が記入されていること。

- (イ) 管理人の変更を行う場合は、「本章 第 3 節 5.4 届出」によるほか、裏面「◎」欄に変更となる管理人を記入した工事申請申込書を新たに提出すること。

ウ 設計図

- (ア) 「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により作図することとし、各戸のメータ設置申請者がそれぞれ異なっている場合も含め、各戸別には作図せず、まとめて作図し、1 部提出すること。

- (イ) 図示範囲は次による。

- a 増圧給水設備以下にメータが設置してある既設装置に新たにメータを設置する場合は、親メータから当該分岐箇所までを図示し、その他の既設部分は省略することができる。
- b 総括方式において、非住宅部分にメータを設置する場合は(1 個のみ)、メータ表示記号に付して、「事務所用」、「店舗一括用」等、非住宅部分のメータであることが容易に分かるよう付記すること。

エ 設置調書

- (ア) 設置調書は、当該工事の指定事業者調書を兼用し、その標題の下部余白に「兼、増圧給水設備以下給水装置メータ設置(新設)調書」と記入して提出すること。

なお、各戸の申請者が異なり、給水装置を共有する場合は、「本節 26.5 給水装置の共有」によること。

- (イ) お客さま番号欄には、親メータのお客さま番号を記入すること。

- (ウ) 右上給水方式欄の「増圧給水設備以下給水装置」にチェックを記入し、子メータ有無の該当する箇所を○で囲むこと。

- (エ) 摘要欄には、当該お客さま番号、件数及びメータ設置方式(経由方式又は総括方式)を赤書きで記入すること。

オ 入館方法の報告

集合住宅等でオートロック錠の設置等で入館方法が制限される場合は、必要事項を記入して提出すること。

なお、オートロック錠の暗証番号、管理人常駐の有無等は工事中に把握できる範囲の報告でよい。

13.3.2 メータの設置されている既設の増圧給水設備以下の給水装置を改造又は撤去する場合

(1) 提出書類

既設の増圧給水設備以下の給水装置を改造又は撤去する場合は次による。

ただし、撤去の場合で、親メータが「給水装置不使用兼撤去届」(様式 6)により撤去となる場合は、「本節 2.1 申込方法 (2) イ (カ) 同時撤去される給水装置が各給水方式の親メータであった場合」による。

- ア 「増圧給水設備以下メータ設置改造(又は撤去)承認申請書」(様式 55-1、以下「改造(又は撤去)承認申請書」という。)

- イ 「給水装置工事申請申込書」(様式 1-3、以下「工事申請申込書」という。)

- ウ 「設計図」

エ 「指定給水装置工事業者工事調書兼、増圧給水設備以下給水装置メータ設置改造（又は撤去）調書」（様式 2-1、以下「設置改造（又は撤去）調書」という。）

オ 「入館方法の報告」（様式 276）

（2）記入方法

ア 改造（又は撤去）承認申請書

（ア） 標題の「増圧給水設備以下給水装置」及び当該工種の□にチェックし、お客さま番号欄には、改造又は撤去する装置のお客さま番号（お客さま番号が一連番号の場合は、最初と最後の番号）及び件数を記入すること。

なお、お客さま番号が一連番号となっていない場合で枠に収まらない場合は必要部数を作成すること。

（イ） メータ設置方式が変更となる場合は、変更後のメータ設置方式を記入すること。

（ウ） その他は、「本節 13.3.1（2）記入方法」による。ただし、記入例-8-1 の標題は改造（又は撤去）とする。

イ 工事申請申込書

工事申請申込書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。

（ア） 工事申込書の裏面「◎」欄に給水条例第 15 条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号が記入されていること。

（イ） 管理人の変更を行う場合は、「本章 第 3 節 5.4 届出」によるほか、工事申請申込書の裏面「◎」欄に変更となる管理人を記入し提出すること。

ウ 設計図

「本節 13.3.1（2）記入方法」による。

エ 設置改造（又は撤去）調書

（ア） 当該工事の設計審査申込書を兼用し、その標題の下部余白に「兼、増圧給水装置設備以下給水装置メータ設置改造（又は撤去）調書」と記入して提出すること。

（イ） 摘要欄には、該当するお客さま番号と件数、メータ設置方式（変更となる場合は、変更後のメータ設置方式）を赤書きで記入すること。

（例：総括方式に変更、又は経由方式に変更）

（ウ） 右上給水方式欄の「増圧給水設備以下給水装置」にチェックを記入し、子メータ有無の該当する箇所を○で囲むこと。

（エ） その他は、「本節 13.3.1（2）記入方法」による。ただし、記入例-8-2 の標題は改造（又は撤去）とする。

オ 入館方法の報告

「本節 13.3.1（2）記入方法」による。

13.3.3 メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造し、増圧給水設備以下で使用する場合

この場合は、既設の受水タンク以下装置のメータ撤去手続と合わせて増圧給水設備以下の給水装置のメータ新設の手続が必要となる。

なお、受水タンク以下メータの撤去申請については不要とする。

増圧給水設備以下の給水装置のメータ新設の手続きについては、「本節 13.3.1 新たにメータを設置する場合」によるとともに、次によること。

- ア 設置承認申請書に「様式記入例・作成例」を参考にして、「タンク以下装置からの切替」「お客さま番号再使用」の口にチェックし、受水タンク以下装置で使用していたお客さま番号をあらかじめ記入すること。
- イ 設置調書の摘要欄に「様式記入例・作成例」を参考にして、当該お客さま番号と件数、及びメータ設置方式を記入し、「タンク以下装置からの切替」「お客さま番号再使用」と赤書きすること。
- ウ 設計図の作成は、既設管との接続部を図示し、余白に「タンク以下装置からの切替」「お客さま番号再使用」と赤書きすること。

13.3.4 メータの設置されている特例直圧給水の既設給水装置に増圧給水設備を設置する場合

この場合は、既設の特例直圧給水メータ撤去手続と併せて、増圧給水設備以下の給水装置のメータ新設手続が必要となる。

(1) 提出書類

- ア 「増圧給水設備以下メータ設置新設承認申請書」(様式 55-1、以下「新設承認申請書」という。)
- イ 「給水装置工事申請申込書」(様式 1-3、以下「工事申請申込書」という。)
- ウ 「設計図」
- エ 「指定給水装置工事事業者工事調書」兼、増圧給水設備以下メータ設置(新設)調書 兼、特例直圧給水メータ設置(撤去)調書(様式 2-1、以下「設置調書」という。)

(2) 記入方法

ア 新設承認申請書

(ア) 申請者が同じ場合

標題の「増圧給水設備以下給水装置」及び当該工種の口にチェックし、給水装置を単位に各戸を一括して1部提出すること。

また、「様式記入例・作成例」を参考にして、「特例直圧給水から変更」「お客さま番号再使用」の口にチェックし、お客さま番号の欄には、特例直圧給水として使用していたお客さま番号(お客さま番号が一連の場合は、最初と最後の番号)及び件数を記入すること。

(イ) 申請者が異なる場合

標題の「増圧給水設備以下給水装置」及び当該工種の口にチェックし、それぞれ申請者ごとに提出すること。

なお、「様式記入例・作成例」を参考にして、「特例直圧給水に変更」「お客さま番号再使用」の口にチェックすること。

イ 工事申請申込書

工事申請申込書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。

- (ア) 工事申込書の裏面「◎」欄に給水条例第15条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号が記入されていること。

(イ) 管理人の変更を行う場合は、「本章 第3節 5.4 届出」によるほか、工事申請申込書の裏面「◎」欄に変更となる管理人を記入し提出すること。

ウ 設計図

「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により作成すること。

エ 設置調書

(ア) 設置調書は、当該工事の設計審査申込書を兼用し、その標題の下部余白に「兼、増圧給水設備以下メータ設置（新設）調書兼、特例直圧給水メータ設置（撤去）調書」と記入して提出すること。

(イ) お客さま番号欄には、親メータのお客さま番号を記入すること。

(ウ) 右上給水方式欄の「増圧給水設備以下給水装置」にチェックを記入し、子メータ有無の該当する箇所を○で囲むこと。

(エ) 摘要欄には、当該お客さま番号、件数及びメータ設置方式（経由方式又は総括方式）を赤書きで記入すること。

13.4 メータ設置等の承認

都は、提出された書類及び設計図に基づいて、(1) から (3) について審査し、メータの設置要件等に適合している場合は、メータの設置又は改造を承認する。

ただし、(4) 及び (5) の場合は、承認を拒否又は保留する。

- (1) 当該装置がメータ設置要件及び設置基準に適合すること。
- (2) メータ設置方式（経由方式又は総括方式）がメータ設置基準に照らして適当であること。
- (3) メータ室に複数のメータを設置する場合、規則性が確保されていること。
- (4) 施行承認又は給水が拒否又は保留されているもの
- (5) 設計図のみで審査が困難な場合は、現場調査等により適合を確認するまで承認を保留する。

13.5 検査の実施

「本節 6.4.3 工事検査の申込み」による。

14 特例直圧給水の給水装置に関するメータ設置の取扱い

「本節 13 増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い」によることとし、文中「増圧給水設備以下、増圧直結」とあるのは、「特例直圧給水」と読み替えるものとする。

なお、メータの設置されている増圧給水設備以下の既設給水装置を特例直圧給水方式に変更する場合は次による。

(1) 提出書類

- ア 「特例直圧給水メータ設置新設承認申請書」（様式 55-1、以下、「新設承認申請書」という。）
- イ 「給水装置工事申請申込書」（様式 1-3、以下「工事申請申込書」という。）
- ウ 「設計図」
- エ 「指定給水装置工事事業者工事調書」兼、特例直圧給水メータ設置（新設）調書 兼、増圧給水設備以下メータ設置（撤去）調書（様式 2-1、以下「設置調書」という。）

(2) 記入方法

- ア 新設承認申請書

(ア) 申請者が同じ場合

標題の「特例直圧給水」及び当該工種の□にチェックし、給水装置を単位に各戸を一括して1部提出すること。

また、「様式記入例・作成例」を参考にして、「特例直圧給水から変更」「お客さま番号再使用」の□にチェックし、お客さま番号の欄には、増圧給水設備以下として使用していたお客さま番号（お客さま番号が一連の場合は、最初と最後の番号）及び件数を記入すること。

(イ) 申請者が異なる場合

標題の「特例直圧給水」及び当該工種の□にチェックし、それぞれ申請者ごとに提出すること。

なお、摘要欄に「様式記入例・作成例」を参考にして、「増圧直結から変更」「お客さま番号再使用」の□にチェックすること。

イ 工事申請申込書

工事申請申込書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。

(ア) 工事申込書の裏面「◎」欄に給水条例第15条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号が記入されていること。

(イ) 管理人の変更を行う場合は、「本章 第3節 5.4 届出」によるほか、工事申請申込書の裏面「◎」欄に変更となる管理人を記入し提出すること。

ウ 設計図

「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により作成すること。

エ 設置調書

(ア) 設置調書は、当該工事の設計審査申込書を兼用し、その標題の下部余白に「兼、特例直圧給水メータ設置（新設）調書兼、増圧給水設備以下メータ設置（撤去）調書」と記入して提出すること。

(イ) お客さま番号欄には、親メータのお客さま番号を記入すること。

(ウ) 摘要欄には、当該お客さま番号、件数及びメータ設置方式（経由方式又は総括方式）を赤書きで記入すること。

(エ) 右上給水方式欄の「特例直圧給水」にチェック、階高を記入し、子メータ有無の該当する箇所を○で囲むこと。

1.5 給水管更生工事に関する取扱い

給水管更生工事（以下「更生工事」という。）とは、給水管内面に発生した錆が原因となって、赤水や出水不良をきたしている給水管を、布設したままの状態ですべて錆を除去（クリーニング）し、防錆をかねた樹脂系塗料を管内面に塗布（ライニング）することによって、新たな錆の発生を防止し、赤水や出水不良の解消を図る工事である。本来、著しく経年劣化している給水管は取替することが望ましいが、配管状況等により給水管の取替が困難な場合に行う、暫定的な延命対策である。給水装置及び都のメータが設置された受水タンク以下装置の更生工事を施工する場合の取扱いは次のとおりとする。

15.1 要件

- (1) 対象となる給水管が、金属製（鋼管、ライニング鋼管、鋳鉄管等）であること。
なお、水道メータ及び伸縮部分を有する配管・給水用具を除く。
- (2) 指定事業者が配管等の事前調査を行い、施工可能と判断したものであること。
- (3) 更生工事の施工者は、都の作成する「更生工法・使用塗料一覧（施行者名簿）」に登録されているもの（以下「更生工事施工者」という。）とする。

15.2 給水装置（直結方式）の事務手続等

工事に係る手続き等は、給水装置の改造工事として取り扱い、「本節 6 設計審査及び工事検査」から「本節 11 増圧直結給水の取扱い」、「本節 13 増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い」及び「本節 14 特例直圧給水の給水装置に関するメータ設置の取扱い」によるほか、次による。

15.2.1 設計審査等

(1) 審査内容

上記「15.1 要件」に適合することを確認する。

(2) 提出書類及び記入方法

ア 「給水装置工事申請申込書」（様式 1-3、以下「工事申請申込書」という。）

工事申請申込書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。

(ア) 工事申込書の裏面「◎」欄に給水条例第 15 条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号が記入されていること。

(イ) 管理人の変更を行う場合は、「本章 第 3 節 5.4 届出」によるほか、工事申請申込書の裏面「◎」欄に変更となる管理人を記入し提出すること。

イ 「指定給水装置工事事業者工事調書」（様式 2-1、以下「指定事業者調書」という。）

摘要欄に「更生工事」の字句、施工範囲・工法、施行予定年月日、一時工事中新設メータ有の表示及びお客さま番号（工事中のメータを設置する場合）の各事項を記入すること。（記入例：一時工事中メータ有（1件）○○－○○○○○○－○○）

また、総括子メータ下流側の更生工事を行う場合は、標題「指定給水装置工事事業者工事調書」の下部余白に「兼増圧給水設備（又は特例直圧給水、三階までの例外）以下メータ設置改造調書」と記入して提出すること。

ウ メータ設置承認申請書（様式 55-1）

ただし、一時工事中メータを総括親メータ上流側で支分栓として設置する場合は、「本節 26.3 工事中その他一時使用を目的とした工事の申込み」によること。

(ア) 総括子メータ下流側の更生工事を行う場合は、該当する給水方式の□にチェック及び「改造」の□にチェックし、提出すること（以下「改造承認申請書」という。）。

(イ) 総括子メータとして、一時工事中メータを新設する場合は、該当する給水方式の□にチェック及び「新設・撤去」の□にチェックし、摘要欄に赤色で「一時工事中水」と記入して（ア）とは別に提出すること（以下「新設承認申請書」という。）。

エ 「給水装置更生工事施行条件承諾書」（様式 270、以下「条件承諾書」という。）

必要事項の記入をして提出すること。

なお、都から条件承諾書の写しが手交されるので、申請者へ渡すこと。

オ 「給水管更生工事施行状況報告書」(様式 271、以下「施行状況報告書」という。)

必要事項を記入して提出すること。

カ 「施工計画書・工程表等」

必要に応じて工程等が確認できる書類を提出すること。

キ 「設計図」

(ア) 配管替を伴わない工事で、かつ、既設の逆止弁を再使用する場合、設計図は不要とするが、仮設給水設備配管図を作成して提出すること。

- ・「配管替を伴わない工事」には、給水管を一部切断し、復元時に管種、口径を変更しないものを含む。
- ・「既設の逆止弁を再使用する場合」には、既設の逆止弁を撤去し、当初位置から 0.5m 以内に新設する場合を含む。

(イ) 配管替を伴うものは、「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」によるとともに、次により設計図を作成すること。

a 配管部分：一般の改造工事と同様

b 更生工事部分：赤色の実線とし、管種記号は「EL：エポキシライニング」＋管種とする(例：「EL」GP、「EL」VLP-B等)。

(ウ) 仮設給水設備配管図は、概略図でも可とするが、管路、管種、口径、器具及びメータ等を記載すること。

また、仮設給水設備を仮設の受水タンク以下装置とする場合、受水タンク以下の仮設配管についても記載すること。

ク 給水管更生工事に係る料金請求等確認書(様式 68)

「本節 15.2.3 一時工用水メータの設置等(3)」により、工用水等の使用水量を認定により算定する場合は、必要事項の記入をして提出すること。

(3) 設計審査手数料

「本節 6 設計審査及び工事検査」から「本節 11 増圧直結給水の取扱い」、「本節 13 増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い」及び「本節 14 特例直圧給水の給水装置に関するメータ設置の取扱い」による改造工事として、給水条例第 29 条第 2 号に規定する審査手数料を納入すること。

15.2.2 施工上の注意点

施工に当たっては、メータ先(親メータ先)の施工箇所を切り離すことを原則とする。

また、伸縮部分を有する配管・給水用具が含まないことを確認し、含まれる場合は、配管・給水用具の交換を行う等の機能回復をおこなうこと。

(1) 逆止弁の設置

「本節 15.2.4 工事完了後の構造及び材質基準の適合確認」の後、更生工事を行った給水装置(以下「更生給水管」という。)を經由して給水するに当たっては、施工箇所の上流側に逆止弁を設置すること。

ただし、施工箇所が、既設逆止弁(増圧給水設備内の減圧式逆流防止器を含む)下流側の場合は不要とする。

(2) 仮設給水設備の配管構造等

ア 仮設給水設備の配管構造及び使用材料は、水道法施行令第6条及び都の施工基準に適合すること。

イ 仮設給水設備を仮設の受水タンク以下装置とする場合の配管構造及び使用材料は、メータの計量及び水質に影響を与えないものとする。

ウ 仮設給水設備より一時工事用水を新設する場合、分岐直近部に逆止弁を設置すること。

ただし、仮設給水設備が仮設受水タンク以下装置の場合は省略できることとする。

15.2.3 一時工事用メータの設置等

更生工事に使用する工事用水については、増圧給水設備以下等に設置した子メータの下流側から引用することを原則とし、次の(1)から(3)の順に検討すること。

なお、本件の一時工事用水については、新設・撤去の承認後(決定後)であれば、新設メータの設置を認める。

また、総括親メータ上流側で支分栓として一時工事用メータ設置する場合のうち、仮設受水タンク等を設置しない場合の給水階高は、原則として三階までとなるので注意すること。

(1) 仮設給水設備には、既設子メータを戸別に設置し、工事用水の子メータを新たに取付けること。

(2) 上記(1)の設置方法が不可能な場合は、各戸及び工事用水を一括計量する子メータを新たに取付けること。

なお、既設子メータの使用中止手続要否については申込者と調整を行い、必用に応じて手続きを行うこと。

(3) 上記(1)、(2)の対応が困難な場合は、「給水管更生工事に係る料金請求等確認書」の提出により都が使用水量を認定し、その料金を請求する。この場合、工事前後に全戸を検針する必要が生じるため、施工期間が決定次第、速やかに営業所検針担当と調整を行うこと。

15.2.4 工事完了後の構造及び材質基準の適合確認

更生給水管の状態確認ができる書類及び水質試験の結果が分かる書類等を提出し、次の(1)から(4)の確認を受けるまで更生給水管を経由して給水してはならない。

ただし、仮設受水タンクの下流側に更生給水管を接続する場合を除く。

なお、水質試験の結果等に異常がある場合は、クリーニング作業から再施工するか、新設配管に取替える等の措置が必要となる。

(1) クリーニング後の状態確認

ア 鋼管及び铸铁管(内面被覆のないもの)

管内面のクリーニング程度は、国際標準規格(ISO 8501-1)のSa2 1/2以上であること。

イ ライニング鋼管

錆・ふくれ及び付着物が除去されていること。

(2) 塗料及び塗膜状態の確認

ア 塗料はJWWA K143又はJWWA K157に規定する物性試験・浸出試験に適合したものであること。

イ 塗膜の厚さが、0.3mm 以上であること。

ウ 放電式ホリデーディテクタ（ピンホール探知器、印加電圧 1000～1200V）でピンホールが無いことを確認したものであること。

エ 硬度が、鉛筆硬度H以上であること。

(3) 浸出等に関する基準の確認

塗膜状態の確認後、仮設給水設備の蛇口を用いて更生給水管を試験通水し、水道水を毎分 5 L の流量で 5 分間流して捨て、その後 15 分間滞留させた水を採取するとともに、更生給水管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行うこと。

試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とし、これらの項目が「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」における「浸出等に関する基準」（以下「浸出基準」という。）を満足していることを確認すること。

「参考」

二液性エポキシ樹脂の試験項目

有機物 [全有機炭素(TOC)の量]、フェノール類、シアン、エピクロロヒドリン、アミン類、2,4-トルエンジアミン、2,6-トルエンジアミン、ホルムアルデヒド、酢酸ビニル、スチレン、1,2-ブタジエン、1,3-ブタジエン

(4) 耐圧の確認

試験水圧 0.75MPa とし、1 分間水圧を加えた後、漏水の無いことを確認すること。

15.2.5 通水後の確認

更生給水管に切替え後、すべての給水栓における水について塗料臭の無いこと及び残留塩素 (0.1mg/l 以上) が検出されること等の水質の安全性並びに漏水の無いことを確認すること。

15.2.6 工事検査等

(1) 提出書類及び記入方法

ア 「指定給水装置工事事業者工事検査申込書」（様式 37-2）

余白に赤色で「更生工事」と記入すること。

イ 「完成図」

(ア) 配管替を伴う場合は、「本節 15.2.1 (2) カ (イ)」により完成図を作成し、1 部提出すること。

なお、配管替を伴わない場合、完成図の提出は不要とする。

(イ) 逆止弁を新設した場合は、(親)メータから逆止弁設置位置までを図示し、逆止弁下流側は省略してもよい。

ウ 「水道使用中止届」

「本節 15.2.3 一時工用水メータの設置等 (1) 及び (2)」により工用水にメータを

設置した場合は、工事完了後、営業所窓口で使用中止届の提出及びメータを返納すること。

(2) 現場検査

都は、配管替を伴わない場合であっても、当該給水装置主任技術者に立会を求め、メータ設置状況等について現場検査を行う。

(3) 工事検査手数料

「本節 6 設計審査及び工事検査」から「本節 11 増圧直結給水の取扱い」、「本節 13 増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い」及び「本節 14 特例直圧給水の給水装置に関するメータ設置の取扱い」による改造工事として、給水条例第 29 条第 4 号に規定する検査手数料を納入すること。

15.3 都のメータが設置された受水タンク以下装置の事務処理等

工事に係る手続等きは、受水タンク以下装置の改造工事として取り扱い、「本節 12 受水タンク以下装置に関するメータ設置の取扱い」によるほか、次による。

なお、都のメータが設置されていない受水タンク以下装置についての届出は不要とする。

15.3.1 設計審査等

(1) 審査内容

「本節 15.2.1 (1) 審査内容」によること。

(2) 提出書類及び記入方法

ア 「工事申請申込書」(様式 1-3)

申請区分は、該当がないためチェックしない。

イ 「受水タンク以下装置メータ設置承認申請書兼工事調書」(様式 55-2、)

(ア) 該当する給水方式及び「改造」の口にチェックし、提出すること。(以下「タンク以下改造承認申請書兼工事調書」という。)

また、摘要欄に「更生工事」の字句、施工範囲・工法、施行予定年月日、一時工事中新設メータ有の表示及びお客さま番号(工事中のメータを設置する場合)の各事項を記入すること。

(イ) 受水タンク以下装置の子メータとして、一時工事中メータを新設する場合は、「新設・撤去」の口にチェックし、摘要欄に赤色で「一時工中用水」とき記入してタンク以下改造承認申請書兼工事調書とは別に提出すること。(以下「タンク以下新設・改造承認申請書」という。)

ウ 「施行状況報告書」(様式 271)

「本節 15.2.1 (2) 提出書類及び記入方法」による。

エ 「施工計画書・工程表等」

「本節 15.2.1 (2) 提出書類及び記入方法」による。

オ 「設計図」

「本節 15.2.1 (2) 提出書類及び記入方法」による。

カ 給水管更生工事に係る料金請求等確認書(様式 68)

「本節 15.2.1 (2) 提出書類及び記入方法」による。

15.3.2 施工上の注意点

(1) 逆止弁の設置

受水タンク以下装置の場合は不要とする。

(2) 仮設給水設備の配管構造等

仮設給水設備の配管構造及び使用材料は、メータの計量及び水質に影響を与えないものとする。

15.3.3 一時工事用メータの設置等

「本節 15.2.3 一時工事用メータの設置等」による。

ただし、文中「増圧給水設備以下等」とあるのは、「受水タンク以下装置」と読み替えるものとする。

15.3.4 工事完了後の確認

更生工事を行った配管の状態を次の(1)及び(2)により確認すること。

なお、水質試験及び耐圧検査は指定事業者の責任により実施、確認することとし、結果の報告は不要とする。

(1) クリーニング後の状態確認

ア 鋼管及び鋳鉄管（内面被覆のないもの）

管内面のクリーニング程度は、国際標準規格（ISO 8501-1）の Sa2 1/2 以上であること。

イ ライニング鋼管

錆・ふくれ及び付着物が除去されていること。

(2) 塗料及び塗膜状態の確認

ア 塗料は JWWA K143 又は JWWA K157 に規定する物性試験・浸出試験に適合したものであること。

イ 塗膜の厚さが、0.3mm 以上であること。

ウ 放電式ホリデーディテクタ（ピンホール探知器、印加電圧 1000～1200V）でピンホールが無いことを確認したものであること。

エ 硬度が、鉛筆硬度H以上であること。

15.3.5 通水後の確認

更生工事を行った配管に切替え後、すべての給水栓における水について塗料臭の無いこと及び残留塩素（0.1mg/ℓ 以上）が検出されること等の水質の安全性並びに漏水の無いことを確認すること。

15.3.6 工事完成後の調査等

(1) 提出書類及び記入方法

ア 「更生工事を行った配管の状態確認ができる書類」

イ 「完成図」

「本節 15.2.6 (1) 提出書類及び記入方法」による。

ウ 「水道使用中止届」

「本節 15.3.3 一時工事用メータの設置等」により工事用水にメータを設置した場合は、工事完了後、営業所窓口使用中止届の提出及びメータを返納すること。

(2) 現場の調査

都は、配管替を伴わない場合であっても、当該給水装置主任技術者に立会を求め、メータ設置状況等について調査を行う。

16 メータの隔測装置設置に関する取扱い

水道使用者等の希望によりメータの隔測装置を設置する場合の取扱いは、「給水装置設計・施行基準 15.6 メータの隔測装置の設置」によるほか、次のとおりとする。

16.1 事前調整

指定事業者は、注文者から隔測装置を設置する工事の依頼を受けた際は、「メータの隔測装置に関する協定書」を十分説明し、注文者の了解を得て、隔測装置施行業者（以下「施行業者という。」）と工事契約を行った後、必要な申請を行うこと。

16.2 施行承認

都は、水道使用者等からの申請があり、下記の承認要件を満たす場合、メータの隔測装置設置に関する協定を締結し、隔測装置の施行を承認する。

- (1) メータの設置基準に適合するもの
- (2) メータの隔測装置工事基準に適合するもの
- (3) 設置メータを原則として1箇所で見針できるもの

17 住宅用スプリンクラーに関する取扱い

住宅用スプリンクラーを給水装置又は都のメータが設置された受水タンク以下装置の一部として施行する場合の取扱いは次のとおりとする。

17.1 設計調整

住宅用スプリンクラー設置に当たって設計・施行前に、製造メーカー又は各消防署の予防課予防係と十分な打合せを行うこと。

17.2 提出書類及び記入方法

- (1) 「本節 6 設計審査及び工事検査」により提出する「指定給水装置工事事業者工事調書（様式 2-1）」又は「本節 12 受水タンク以下装置に関するメータ設置の取扱い」により提出する「受水タンク以下装置メータ設置（新設・改造）調書」（様式 2-1）の摘要欄に、「本節 17.1 設計調整」により、打合せを行った製造メーカーの担当者又は消防設備士名（免状の種類及び指定区分が甲種一類に限る。）を記入して提出すること。

なお、集合住宅等で、住宅用スプリンクラーを設置する装置が複数あり、所有者も複数いる場合には、「給水装置工事申請申込書」（様式 1-3）裏面の c から d 欄に記載し提出すること。

17.3 施工者

施工については、製造メーカー又は消防設備士の指導のもとに実施すること。

17.4 その他

注意事項及び配管構造等については、「給水装置設計・施行基準 18.7 住宅用スプリンクラーの取扱い」によること。

18 私設メータ設置に関する取扱い

私設メータを給水装置又は受水タンク以下装置の一部として都メータ先に設置する場合の取扱いは次のとおりとする。

また、設置にあたり申込者（施工主）及び指定事業者は、「給水装置工事申請申込書」（様式 1-3）の裏面に記載の該当する承諾事項に承諾すること。

(1) 工事の施行者

設置に係る工事は、指定事業者施行とする。

(2) 工事の費用負担

設置者等の負担とする。

(3) 設置個数

設置は必要最低限の個数とすること。

(4) 私設メータの表示

都メータと容易に判別できるようアクリル板等の表裏に「私設メータ」と書いた表示板を作成し、私設メータの本体に取り付けること。

また、都メータのふた部分に表示されている「都のシンボルマーク」又はこれと混同しやすい表示を行っている私設メータの使用を避けること。

(5) 設計図及び完成図への記載

私設メータは、都メータと同じ表示記号で記載し、引き出し線を用いて「私設メータ」と付記すること。

19 給水装置の主管部に設置する活水器及び浄水器等の取扱い

水道水の水質保全及び水質責任範囲を明確にするため、活水器及び浄水器等（以下「活水器等」という。）の設置及び維持管理に関する取扱いは、次のとおりとする。

また、設置にあたり申込者（施工主）及び指定事業者は、「給水装置工事申請申込書」（様式 1-3）の裏面に記載の該当する承諾事項に承諾すること。

19.1 維持管理

(1) 都の水質責任範囲は、活水器等の上流側までとし、これより下流側は設置者の自己責任とする。

(2) 都が対応する水質検査は、原則として活水器等の上流側の水栓で行うものとする。

19.2 その他

配管構造等については、「給水装置設計・施工18.4 活水器の取扱い」及び「18.6 浄水器の取扱い」によること。

20 給水補助加圧装置に関する取扱い

給水補助加圧装置の設置に関しての取扱いは、次のとおりとする。

また、設置にあたり申込者（施工主）及び指定事業者は、「給水装置工事申請申込書」（様式 1-3）の裏面に記載の該当する承諾事項に承諾すること。

20.1 設置条件

- (1) 日本水道協会の認証付帯条件を遵守すること。
- (2) 特定の給水器具の補助加圧に使用し、すべての給水器具を対象に加圧しないこと。
- (3) 給水補助加圧装置の一次側に止水栓を設置すること。
- (4) 原則として単独給水管に設置すること。

ただし、連合給水管において、流量計算上必要な水量を得られ、かつ、他の使用者すべての同意が得られた場合にはこの限りではない。

20.2 その他

- (1) 必要に応じて流量計算書を提出すること。
- (2) 耐圧試験は、給水補助加圧装置をはずした状態で実施すること。
- (3) 日本水道協会の認証付帯条件及び配管構造等については、「給水装置設計・施工基準18.3 給水補助加圧装置の取扱い」による。

21 水道直結型太陽熱利用給湯システムの取扱い

給水装置に水道直結型太陽熱利用給湯システム（以下「システム」という。）を設置及び維持管理に関しての取扱いは、次のとおりとする。

また、設置にあたり申込者（施工主）及び指定事業者は、「給水装置工事申請申込書」（様式 1-3）の裏面に記載の該当する承諾事項に承諾すること。

21.1 設置条件

- (1) 設置する給水器具・ユニット等は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合したものを設置すること。
- (2) システムの上流側に、逆止弁を設置すること。
なお、「補給水用」として貯湯タンク下流側にバイパス配管を設置する場合は、貯湯タンク側とバイパス配管側で適正な流量配分が確保できるよう減圧弁の設定等を仕様書等により確認の上設置し、バイパス配管分岐部の上流側（水道メータ側）に設置すること。
- (3) メータ下流側直近に水質検査用の直結水栓を設置すること。

ただし、一戸建ての直圧直結給水方式又は集合住宅等の増圧直結給水方式等において直結共用栓等が設置される場合は、省略できる。

- (4) システムを通過した湯（水）は、水質が変化する恐れがあるため都が行う水質検査の対象とならないことを設置者及び水道使用者等に周知すること。

なお、システムを設置した場合、都の水質管理責任範囲は、「給水装置設計・施工基準 18 特殊器具の設置に関する取扱い」及び「18.2 太陽熱温水器の取扱い」による。

(5) 集合住宅等、住居用の各戸に子メータが設置される建物は、システムへの給水用に共用の給湯用子メータを1個設置することができる。

ただし、システムへの給水用に共用の給湯用子メータを設置する場合は、各戸の水道料金の他にシステムで使用する共用の水道料金が発生することを設置者及び水道使用者等が承諾しなければ子メータを設置することが出来ない。

また、給湯用子メータの設置は、「給水装置設計・施工基準 15.2.4 各戸メータ設置条件」により、容易に検針・引換が出来る場所に設置すること。

なお、建物屋上は、常時施錠されている場合が多いためメータ設置環境の観点から設置不可とする。

21.2 その他

- (1) 逆止弁等、給水器具の経年劣化による機能不全等を防止するため、定期的にシステムの保守・管理が必要であることを設置者及び水道使用者等に周知すること。
- (2) 設計図及び完成図への記載は、「ユニット」扱いとし、「太陽熱利用給湯システム、〇〇〇タイプ」「製造者名」「製造番号」等を付記すること。

2.2 直結型非常用貯水槽（管）設置に関する取扱い

直結型非常用貯水槽（管）（以下「貯水槽」という。）を設置に関する取扱いは、次のとおりとする。

22.1 設置条件

- (1) 貯水槽及び付属する給水器具等は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合したものであること。
- (2) 設置箇所の上流側に止水用器具、逆止弁を近接して設置すること。
ただし、貯水槽本体に逆流防止性能基準を有している場合は、逆止弁の設置は不要とする。
- (3) 水道局の水質管理範囲は器具の一次側までとする。また、器具の一次側に水質確認用の水栓を設けること。器具の一次側が集合住宅の親メータにより、総括方式となる場合は、手前に水質確認用のメータを設けたうえで水栓を設けること。
なお、直結共用メータが設置されている場合は、設置を省略できる。
- (4) 原則、特例直圧給水方式、3階までの例外方式での設置は不可とする。また、貯水槽方式との併用も不可とする。
- (5) 貯水槽に「災害時用」、「非常時用」等の表示をおこなうこと。
- (6) 器具に点検口を設ける場合は、施錠等を行い緊急時以外開閉できないような構造とすること。

22.2 その他

- (1) 設置箇所以降の使用水量が貯水槽に停滞を生じさせないよう十分な水量であることを確認できる計算書等を必要に応じて提出すること。
- (2) 配管・構造等については、「給水装置設計・施工基準18 特殊器具の設置に関する取扱い」による。

- (3) メーカー等と連携し、使用者に対して非常時の使用方法や管理方法等を周知すること。
- (4) 塗装は鋼製の器具のみとし、塗料はJWWA K135又はJWWA K157に適合した塗料を使用していること。
- (5) 器具の保守点検、清掃、消毒、再塗装、取替え、補修等を行う場合は、指定給水装置工事事業者が行い、必要に応じて、施工後に構造材質基準の性能が満たされていること。
- (6) 集合住宅等の親メータ先に設置し、総括方式となる場合は、器具に付帯する給水栓の有無に関わらず、様式272「受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓・直結型非常用貯水槽設置申請（届出）書」を提出すること。
- (7) 設計図及び完成図への記載は、「給水装置設計・施工基準25 設計図及び完成図の作成方法」を参照すること。

2 3 ドライ型ミスト装置の設置に関する取扱い

ドライ型ミスト装置の種類・構成及び設置に関する取扱いは、次のとおりとする。

23.1 種類

ドライ型ミスト装置には、給水装置の適用を受ける常設型（以下「常設型」という。）と給水装置の適用を受けない移動型（以下「移動型」という。）がある。

一般的には暑熱対応設備として限られた期間に使用されるもののため、移動型での設置が主なものとなる。

23.2 設置条件

(1) ドライ型ミスト装置は、使用目的や設置場所及び使用するミストノズルのサイズや設置数量に応じた加圧ポンプの選択が必要となるため、適切なものを設置すること。

(2) 常設型で設置する場合は、加圧ポンプユニットの上流側に逆止弁を設置すること。

ただし、加圧ポンプユニット本体が逆流防止性能を有している場合は逆止弁の設置は不要とする。

また、不使用期間が長期に亘ることが想定されるため、水質確保のため排水等のメンテナンスを適切に行うこと。

23.3 その他

(1) 配管・構造等については、「給水装置設計・施工基準」による。

(2) 設計図及び完成図への記載は、「特殊器具」扱いとし「品名」等を付記し、ミストポンプユニットまでの配管を記載すること。

2 4 受水タンク及び高置タンクに設置する非常用給水栓に関する取扱い

大規模震災等により都から水の供給ができない場合、受水タンク及び高置タンク内の水を有効活用するために設置する給水栓（以下「非常用給水栓」という。）の設置に関する取扱いは、次のとおりとする。

24.1 申請対象

タンク以下装置に都の子メータが設置されているマンション等を対象とする。

なお、都の子メータが設置されていない場合は、所有者等の責任において設置することとし、申請（届出）は不要とする。

24.2 申請手続

(1) 申請場所

水道の所在地を所管する取扱事業所

(2) 提出書類及び記入方法

ア 受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓・直結型非常用貯水槽設置申請（届出）書（様式272）

必要事項の記入をして提出すること。

イ 給水栓の設置及び措置状況が判る写真（カラーコピーも可とする）

24.3 誓約事項の遵守

設置に当たっては、都に提出する「受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓・直結型非常用貯水槽設置申請（届出）書」に記載された、次の誓約事項を遵守し適正に維持管理すること。

【誓約事項】

- ① 災害時のみの使用とし、ポンプ故障や自然濁水、計画的工事等、一時的な断水や濁水時には使用しないこと。
- ② 破損、損傷等した場合は、所有者及び管理責任者の責任において速やかに修繕を行うこと。
また、破損、損傷等による漏水や災害時以外の一般使用が認められた場合は、使用量に対する料金請求に応じること。
- ③ 所有者、管理責任者及び連絡先等に変更があった場合は、本申請書を新たに作成し提出すること。
- ④ 非常用給水栓の設置は、受水タンク及び高置タンク毎に1～2個程度とする。
また、設置に当たっては、受水タンク等の強度を損なうことのないよう、指定給水装置工事事業者や製造業者等と調整し設置すること。
- ⑤ 非常用給水栓には「災害時以外使用不可」等の表示看板を設置すると共に、キー付水栓や結束バンド、若しくは蛇口のハンドルを取り外す等の措置を講じること。
- ⑥ 東京都給水条例第33条の5に基づき、受水タンク及び高置タンク（非常用給水栓を含む。）を適切に管理すること。
- ⑦ 非常用給水栓の設置完了後は、非常用給水栓の設置状況や表示看板等の措置状況等が判る写真を提出すること。

25 直結型循環式給湯システム設置に関する取扱い

直結型循環式給湯システム（以下「循環式給湯システム」という。）を設置に関する取扱いは、次のとおりとする。

また、設置にあたり申込者（施工主）及び指定事業者は、「給水装置工事申請申込書」（様式1-3）の裏面に記載の該当する承諾事項に承諾すること。

25.1 設置条件

(1) 設置する給水器具・ユニット等は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適

合したものを設置すること。

- (2) 循環式給湯システムの一次側に逆止弁を設置すること。

なお、「循環用」として循環式給湯システム上流側の給水管にバイパス管を連結する場合は、バイパス管分岐点の上流部に逆止弁を設置すること。

- (3) メータ下流側直近に水質検査用の直結水栓を設置すること。

ただし、集合住宅等の増圧直結給水方式等において直結共用栓等が設置される場合は、省略できる。

- (4) システムを通過した湯（水）は、水質が変化する恐れがあるため都が行う水質検査の対象とならないことを設置者及び水道使用者等に周知すること。

なお、都の水質管理責任範囲は、上記（2）で設置する逆止弁上流側の直結部分のみとする。

25.2 その他

- (1) 配管・構造等については、「給水装置設計・施工基準18 特殊器具の設置に関する取扱い」による。

- (2) 設計図及び完成図への記載は、「特殊器具」扱いとし「品名」等を付記すること。

26 その他の取扱い

26.1 施工閉栓扱いメータの取付け

メータは、給水装置又は受水タンク以下装置の工事完了後、当該装置の構造・材質等が基準に適合していることを、都が現場検査（受水タンク以下装置の場合は現場調査）によって確認した後で、使用者から水道使用の申込みがあった場合に設置することが原則である。

しかし、都では使用者等の利便性を考慮して、当該装置工事の完成図審査終了時において、2箇月以内に水道を使用することが明らかなもので、メータ取付けの希望があった場合は、直結の共用栓メータを除き「施工閉栓扱い（水道を使用中止の状態）」として例外的にメータ取付けを認めている。

指定事業者は、この取扱いによるメータ取付けを工事注文者等から依頼された場合は、2箇月以内に水道を使用することの確認を得た上で、当該給水装置又は受水タンク以下装置工事の完成図審査終了後、取扱事業所の受付担当者にその旨申し入れること。

26.2 給水条例第32条の2に定める確認の申込み

都から給水装置の適正な措置を受けていない対象設備にそのまま給水することは、水道の管理に支障が生じるおそれがあるため、都は水道法第16条の2第3号の規定に基づき、給水を拒否せざるを得ないこととなる。

しかし、承認を得なかった等の理由だけで、永久に給水を拒否することは、水道法の趣旨に反することとなるため、都では当該給水装置の所有者等から給水を受けたい旨の申込みがあった場合は、当該装置が水質汚染や出水不良等の悪影響がないこと等、水道の管理に支障がないことを確認した後、給水を承認することとしている。

- (1) 対象設備

ア 給水条例第4条第1項の承認を受けずに設置した給水装置であるため、給水申し込み

- を承認されないものが、当該給水装置を使用して給水を受けようとするとき
- イ 給水条例第4条第1項に規定する承認を要する口径変更工事を、承認を受けずに行った者が、引き続き当該給水装置を使用して給水を受けようとするとき
 - ウ 都又は指定事業者以外の者が施行したものであるとき
 - エ 残存給水管を給水装置として使用し、給水を受けようとするとき（残存給水管使用申し込みがあったとき、残存給水管は申込者の所有として扱う）
 - オ 次の既設設備を給水装置として使用し、給水を受けようとするとき
 - ただし、切替工事を指定事業者において施行するときは、新設工事として申請すること。
 - (ア) 井水設備
 - (イ) 専用水道設備
 - (ウ) 受水タンク以下設備

(2) 確認の申し込み方法

- ア 「給水装置各種届出書」（様式277）の「給水装置確認申込み」にチェックをし、必要事項の記入の上、「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により作成した完成図を1部を添えて、当該設備箇所を所管する取扱事業所へ提出すること。
 - ただし、完成図を作成できない場合は、都が給水条例施行規定第13条による工費表により、図面作成費を徴収し作成することとなる。
- イ 申込者は、給水条例第29条第7号に定める手数料を納入すること。
- ウ 確認は、都が申込者と相談して日時を決定し、申込者立会いの下に当該装置が給水装置としての要件を満たしていることを確認する。
 - なお、現場確認のため掘削等を要する場合は、申込者が掘削すること。

(3) 工事施行承認及び工事完了届の省略

都が確認したものは、給水装置工事の施行承認及び工事完了の手続きを必要としない。

26.3 工事中その他一時使用を目的とした工事の申込み

ビル工事等のため、一時的に使用する目的で給水装置工事を行う場合、その使用予定期間が1年以内のものについては、新設工事の申し込みと同時に撤去工事申し込みを行わなければならない。

このような工事を施工する場合は、注文者に説明し、了解を得るとともに、申し込みに当たっては取扱事業所の受付担当者へ、工事の内容及び使用予定期間等を説明すること。

ただし、次の(1)から(3)による場合はこの取扱いから除外する。

- (1) 建物等の工事完成後に、その給水装置工事を改造し、使用形態を変更して使用することが明確な場合
- (2) 申込者が官公庁の場合
- (3) ビル建築現場など比較的大規模な工事で、料金の支払及び給水装置の管理上、支障がないと認められる場合

26.4 共用給水装置工事の申込み

屋外に設置した一つの給水栓を、複数の水道使用者が共同で使用する場合、これを共用給水装置（共用栓）と呼んでいる。

共用給水装置に関する工事の申込方法は、一般の給水装置工事と同様である。

なお、工事申込み時に提出する「給水装置工事申請申込書」(様式 1-3) の余白に「共用栓」と記入示すること。

26.5 給水装置の共有

給水装置を複数の者が一定の持ち分に応じ共同で所有する場合(これを「給水装置の共有」という。)は、給水条例第 15 条の規定により、当該給水装置の管理人を選定し、都に届け出なければならない。

このため、指定事業者は共有関係にある給水装置の新設工事等を行った場合、注文者に(1)から(3)により届け出るよう説明すること。

(1) 共有関係の形態

共有給水装置の形態としては次のようなものがある。

- ア 分譲マンション等で、受水タンク以下装置等が個々に所有されている場合の給水装置(直結部分)の共有部分
- イ 財産相続の場合で、相続人が多数ある家屋に設置されている給水装置
- ウ 1 棟の建物を改造区分し、各区分ごとの家屋所有者が異なり、給水管部分について共有としたもの
- エ 分譲地等で、当初布設した給水管(「幹栓」という。)から支分引用(注1)したもので、幹栓を全員の共有とする場合

(2) 管理人の選定

組合契約による場合などは、共有者全員の意志又は団体の意志として代表者を通じて行われるので、この代表者が管理人となるが、それ以外の場合は共有者全員で互選し、管理人を選定すること(注2)。

(3) 届出方法

「給水装置関係各種届出書」(様式 277) を使用し、代表者が定められている場合(「代表者制度」という。)と、それ以外の場合(「管理人制度」という。)の各取扱いに基づいて取扱事業所に届け出ること。

ア 代表者制度によるもの

(ア) 記入方法

a 届出区分

該当する届出区分にチェックを記入し、「管理人選定、共有者名義」の字句を2本線で抹消し、「代表者」として記入すること。

b 所在地(共通事項)

届け出る給水装置の所在地を記入する。

c 所有者名義変更・共有管理人

「所有者名義変更」の文言を抹消し、「管理人」の字句を「代表者」に訂正し、その者の氏名を記入すること。

d 共有者

共有者氏名の記入は必要としない。

e 備考

「代表者制度」と記入する。

- (イ) 組合契約書又は組合定款などを提示し、取扱事業所担当者の確認を得ること。
- (ウ) 工事申込み時に提出する「給水装置工事申請申込書」(様式 1-3) 余白及び「指定給水装置工事事業者工事調書」(様式 2-1) の摘要欄に、幹栓を共有する場合は「幹栓共有管」、装置全部を共有する場合は「共有給水装置」と赤書きすること。

イ 管理人制度によるもの

(ア) 記入方法

a 届出区分

該当する届出区分にチェックをし、管理人選定及び共有者名義の字句を○で囲むこと。

b 所在地 (共通事項)

届け出る給水装置の所在地を記入する。

c 所有者名義変更・共有管理人

「所有者名義変更」の文言を抹消し、管理人欄を記入すること。

d 共有者氏名

共有者全員の氏名を記入すること。

共有者が多数で記入できない場合は、「給水装置関係各種届出書」の表面下部「共有者氏名記入欄」を使用すること。

e 備考

「管理人制度」と記入する。

- (イ) 工事申込み時に提出する「給水装置工事申請申込書」(様式 1-3) 余白及び「指定給水装置工事事業者工事調書」(様式 2-1) の摘要欄に、幹栓を共有する場合は「幹栓共有管」、装置全部を共有する場合は「共有給水装置」と赤書きすること。

(注 1) 支分引用とは、既設の給水管から新たに給水管を分岐し、給水を受けることをいう。

(注 2) ここにいう管理人とは、給水装置の管理、運用における共有者全員の権利義務についての代理権を有するものではなく、都が給水の適正を保持するための給水装置の管理及び事務処理上必要であるとして設定した者である。

したがって、共有装置(給水管)から支分引用させる場合は、管理人だけではなく、共有者全員の承認を必要とする。

管理人が行うべきものは、共有装置についての届出及びこれの管理である。

26.6 指定事業者の倒産などに伴う未完成工事の取扱い

都へ設計審査等を申し込んだ指定事業者(以下「前任の指定事業者」という。)が、施工途中で倒産等したため、その工事を引き続き他の指定事業者(以下「新任の指定事業者」という。)が施行するときは、次により必要な手続を行うこと。

(1) 工事に着手し、完成していないもの

新任の指定事業者は、完成していない部分の工事着手前に、工事申込みに必要な書類を提出し、工事完成後、完成図 1 部を添えて工事検査の申込みを行うこと。

ただし、設計審査及び設計審査手数料は不要とする。

なお、完成図は前任の指定事業者が施行した部分も含めて記載し、前任の指定事業者の施行部分は、引っかけ線又は引き出し線で「ここまで前任の指定事業者が施行」等と付記し、施行箇所を明記すること。

(2) 工事に着手していないもの

前任の指定事業者が申し込んだ工事の取消しを注文者（申込者又は施工主）が「取消届」（様式 3-1）により行った後、新任の指定事業者が改めて通常の取扱いにより工事の申込手続きを行うこと。

- ① 工事検査は、新任の指定事業者が施行した部分のみについて行われ、前任の指定事業者施行した部分については、給水条例第 31 条に基づく検査を行う。
- ② 都施行部分の工事費清算に伴う不足金の支払い又は還付及び指定事業者施行に伴う道路管理者へ納付する監督事務費等の不足金の支払い又は還付を前任の指定事業者が代理することになっていたときは、都は注文者（申込者又は施工主）に対して不足金を請求又は過払金を還付することとなる。

2.7 給水装置工事電子申請機能における給水装置工事等の申込み

給水装置工事電子申請機能（以下「電子申請システム」という。）における給水装置工事の施行とは、給水装置工事の施行承認申込み及び設計審査申込み並びに工事検査申込み等のほか、受水タンク以下装置メータ設置又は撤去申請の受け付け業務及び事前協議、最小動水圧の事前調査を電子申請システム（インターネット）により行うものであり、取扱いは次による。

27.1 工事申請先

工事場所を所管する取扱事業所（以下「受付部署窓口」という。）

27.2 受付対象工事

電子申請システムの対象となる工事は、次の（1）から（5）を除く、工事とする。

- (1) 都が施行する給水装置工事（受託施行）
- (2) 河川占用工事
- (3) 公園占用工事
- (4) 港湾局用地等調整が必要な占用工事（共同溝、高速道路、道路予定地等）
- (5) その他、当局が受付部署窓口での申請受付が適当と判断する工事
 - ア 給水管更生工事
 - イ 給水条例第 23 条の 5 に規定する料金の適用を受ける工事
 - ウ 負担金工事

※実工事を伴わない申請は受付部署窓口で直接提出し申請すること

- ・給水装置所有者名義変更に関する届出
- ・給水装置の共有に関する届出
- ・メータの隔測装置設置の届出
- ・受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓設置申請

なお、事前協議、最小動水圧の事前調査については電子申請システムによる申請が可能である。

27.3 申込み時の注意事項

電子申請システムにより提出された書類に不備、不足があるほか次の（1）から（3）の場合は、申込みを受理することが出来ず、「差戻し（再申込み）」となるため注意すること。

- (1) 設計図及び完成図や当該工事に必要とされる書類が添付されていない又は、記号や文字等

が不鮮明なもの（未対応ファイル形式の設計図を含む）

- (2) 工事場所の住所（町名や丁目、番地。ただし、号は除く。）及び申込者情報（氏名及び住所）が誤入力のもの
- (3) 単一給水工事申請と複数工事申請が誤選択のもの
- (4) 施行承認申込有無が誤選択のもの

【単一給水工事申請】

単独給水管の工事を申し込む場合及び連合給水管のうち1栓のみの工事を申し込む場合

【複数工事申請】

同時施行する連合給水管の工事を申し込む場合及び受水タンク以下メータを撤去して、直圧直結給水に切替工事を申し込む場合

27.4 操作及び入力方法

電子申請システムのメインメニューから進み、「様式ダウンロード」画面内にある「操作マニュアル」により操作・入力すること。

27.5 電子申請における申請書類一覧

種別	様式番号	様式名
システム内で作成する書類	1-1	給水装置工事電子申請申込書
	1-2	指定給水装置工事事業者工事調書
	5-2	給水工費清算還付金口座振込依頼書
	37-1	指定給水装置工事事業者工事検査申込書
	42-1	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書
	42-2	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書(依頼)
	42-3	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書(回答)
	43-2	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査結果(回答)
	213-1	給水装置の設置について(協議・報告)
	213-3	給水装置の設置について(回答)
	279	給水管(取付・撤去)工事各種申請申込書
必要に応じてシステム内で作成する書類	3-1	給水装置工事取消・設計変更・施行延期・設計変更承諾届
	6	給水装置不使用兼撤去届
	213-2	雑用水利用を開始する建築物の報告
	214	自己認証品使用報告書
システムへ添付する書類 (必須書類)	参考	設計図
	参考	完成図
	参考	掘削及び道路復旧予定図
	参考	分岐及び配管施工者実務経験証明書及び証明書類
	参考	現況写真
必要に応じてシステムへ添付する書類	1-3	給水装置工事申請申込書
	2-1	指定給水装置工事事業者工事調書 受水タンク以下装置メータ設置(新設・改造・撤去)調書
	43-2	三階までの直結給水・特例直結給水事前調査結果回答
	55-1	メータ設置承認申請書
	55-2	受水タンク以下メータ設置承認申請書兼工事調書
	57	共同住宅扱い管理人使用者等変更届兼受水タンク以下メータ設置管理人(選定・変更)届
	91	道路占用許可申請書
	196	増圧給水設備等(設置・変更・廃止)状況調査表
	196-1	増圧給水設備設置状況調査表 直列多段・並列給水方式用
	213-1	給水装置の設置について(協議・報告)
	213-2	雑用水利用を開始する建築物の報告
	213-3	給水装置の設置について(回答)
	239	貯水槽水道設置・変更・廃止届
	251	緊急時対応責任者・分岐及び配管施工者変更届及び証明書類
	276	入館方法の報告
	277	給水装置関係各種届出書(給水装置(共有・所有者名義変更(全部・一部)・工事完了))
	参考	案内図
	参考	道路占用申請パターン図
	参考	支分栓の撤去写真
	参考	水質試験(又は浸出性能試験)の結果書の写し
参考	道路復旧共同施工協議書	
必要に応じて提出する書類 (持参)	37-2	指定給水装置工事事業者工事検査申込書(再検査)
	参考	工事写真帳

27.5.1 事前協議申請方法

「本節 1.4事前協議」によるほか、以下により行う。

(1) 申請書類の作成及び提出

電子申請システムのメインメニュー「様式ダウンロード」画面内にある「操作マニュアル」を参照のうえ、入力項目が活性化している事項について誤りのないよう入力し、「給水装置の設置について(協議・報告)」(様式213-1、以下「協議書」という。)をシステムにより作成し、提出する。また、延べ床面積が10,000㎡以上の建築物で、雑用水(雨水、再生水、井水、循環利用水)の利用がある場合は、必要事項を入力し、「雑用水利用を開始する建築物の報告」(様式213-2)を併せてシステムにより作成し提出する。

なお、お客さま番号については改造工事で判明している場合のみ記載すること。また、引込場所（路線）が明確に確認できる案内図を、電子申請システムの添付機能を用いて添付すること。

（２）回答受理

申請後、都から「給水装置の設置について（回答）」（以下「回答書」という。）により、分岐の可否についての回答書PDFが電子申請システムにより交付される。

分岐「可」の場合は、施行承認申込時に必要に応じて回答書PDFを提出すること。

分岐「否」の場合は、給水計画の見直しを行い、再度、事前協議を行うか、配水管の増径依頼手続（負担金工事）をとること。

なお、配水管の増径を希望する場合の手続については、その都度、都に確認すること。

また、都から回答が交付される際は通知等がされないため、適宜申請状況を確認すること。

27.5.2 最小動水圧の事前調査の受付

「本節 8.2 配水管最小動水圧の事前確認」によるほか、以下により行う。

（１）申請書類の作成及び提出

電子申請システムのメインメニュー「様式ダウンロード」画面内にある「操作マニュアル」を参照のうえ、入力項目が活性化している事項について誤りのないよう入力し、「三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書」（様式42）をシステムにより作成し提出する。

なお、お客さま番号については改造工事で判明している場合のみ記載すること。また、調査箇所（路線）が明確に確認できる案内図を、電子申請システムの添付機能を用いて添付すること。

（２）回答受理

都から「三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査結果（回答）」（様式43-2）により、回答書PDFが電子申請システムにより交付される。

なお、都から回答が交付される際に通知等はされないため、申請状況を適宜確認すること。

27.5.3 設計審査申込方法

「本節 6 設計審査及び工事検査」によるほか、各給水方式別の取扱いについては（１）から（７）により行う。

（１）直圧直結給水方式の取扱い

「本節8 直圧直結給水の取扱い」により行うほか次による。

ア 提出書類及び記入方法

（ア）「給水装置工事電子申請申込書」（様式 1-1、以下「電子申請申込書」という。）

記入方法及び提出方法は「本節27.5.4（１）電子申請システムへ入力を行い提出する書類」による。

（イ）「指定給水装置工事業業者工事調書」（様式 1-2、以下「工事調書」という。）

記入方法及び提出方法は、「本節27.5.4(1) 電子申請システムへ入力を行い提出する書類」による。

(ウ) 設計図

「給水装置設計・施工基準 25設計図及び完成図の作成方法」により作成する。
提出方法は、「本節27.5.4(3) 電子申請システムへ電子ファイルにより提出する書類」による。

(エ) その他、必要に応じて提出する書類

上記以外の必要書類で「本節27.5.4(2) 必要に応じて電子申請システムへ入力を行い提出する書類」を除く申請書類は電子システム上で入力できないため、窓口申請用の様式を使用し作成する。提出方法は、「本節27.5.4(4) 必要に応じて電子申請システムへ電子ファイルを添付して提出する書類」による。

イ 設計審査手数料

設計審査1件ごとに給水条例第29条第2号に定める設計審査手数料を完成検査申込みまでに都が発行する納入通知書により、各種金融機関、コンビニエンスストア等で納入すること。

なお、都へ直接納入する場合は、納入通知書を持参の上、各営業所手数料等徴収窓口又は各サービスステーション手数料等徴収窓口へ納入すること。

設計審査手数料の納入通知書は、工事検査手数料の納入通知書と同時に発行されるので、納入漏れを防止する観点から同時に納入することが望ましい。

(2) 三階までの受水タンク以下装置を直圧直結給水方式に切り替える場合の取扱い(三階までの例外)

「本節10 三階までの受水タンク以下装置を直圧直結給水に切り替える場合の取扱い(三階までの例外)に関する取扱い」により行うほか次による。

ア 提出書類及び記入方法

「本節27.5.3(1) 直圧直結給水方式の取扱い」による。

イ 設計審査手数料

「本節27.5.3(1) イ設計審査手数料」による。

(3) 増圧直結給水方式の取扱い

「本節11 増圧直結給水の取扱い」、「本節13 増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い」により行うほか次による。

ア 提出書類及び記入方法

「本節27.5.3(1) 直圧直結給水方式の取扱い」による。

イ 設計審査手数料

「本節27.5.3(1) イ設計審査手数料」による。

(4) 特例直圧給水方式の取扱い

「本節9 特例直圧給水の取扱い」、「本節14 特例直圧給水の給水装置に関するメータ設置の取扱い」により行うほか次による。

ア 提出書類及び記入方法

「本節27.5.3(1) 直圧直結給水方式の取扱い」による。

イ 設計審査手数料

「本節27.5.3（1）イ設計審査手数料」による。

(5) 受水タンク以下装置メータ設置又は撤去の取扱い

「本節12 受水タンク以下装置に関するメータ設置の取扱い」により行うほか次による。

ア 提出書類及び記入方法

「本節12.3.1 新たにメータを設置する場合」及び「本節12.3.2 メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造又は撤去する場合」による。

なお、作成した申請書類については、電子ファイルで提出する。

27.5.4 設計審査申込における提出書類記入方法及び提出方法

(1) 電子申請システムへ入力を行い提出する書類

受水タンク以下装置メータ設置又は撤去のみを行う工事申請を除くすべての申請に必要な

ア 「給水装置工事電子申請申込書」(様式 1-1、以下「電子申請申込書」という。)

2枚に亘り構成されており、次の(ア)から(コ)を入力すること。

(ア) 区分(工種)及び申込月日

選択した工種が区分の□にチェックされ、申込月日の日付は空白となっていること。

(イ) お客さま番号

改造又は撤去工事の場合、当該給水装置のお客さま番号又は水道番号を入力すること。

なお、子メータの新設、改造、撤去が伴う申請においては、親メータのお客さま番号又は水道番号を入力すること。

(ウ) 幹栓

支分栓の改造工事及び撤去工事並びに支分取り出しを行う新設工事は、幹栓のお客さま番号又は水道番号を入力すること。

(エ) 申込内容

電子申請申込書の以下の項目について、□にチェックを入力し選択されていること。

a 「給水装置工事施行承認申込み」

b 「指定給水装置工事事業者設計審査申込み(新設・改造・撤去)」

(オ) 工事場所

工事場所の住所を入力すること。

(カ) 申込者(施工主)

申込者の氏名、住所及び電話番号を入力すること。

なお、法人(官公署、会社、学校等)の場合は、法人名及び代表者名を併記すること。

また、官公署の場合は、当該装置を維持管理する職にある者を代表者としても良い。申込者の住所入力において郵便番号は任意入力とする。

(キ) 指定給水装置工事事業者(委任代理人)

指定番号、所在地、名称、代表者名及び電話番号を選択・入力すること。

(ク) 給水装置工事主任技術者

当該工事を担当する主任技術者の免状交付番号と氏名を選択・入力すること

(ケ) 誓約事項及び承諾事項等の了承

申込者と届出者又は設置者(所有者)が異なる場合は、裏面の「a」から「d」に該当

する項目に届出者又は設置者（所有者）の住所、電話番号及び氏名を入力すること。

(コ) 管理人の選定

給水条例第15条に定める管理人の住所、氏名及び電話番号を入力すること。

イ 「指定給水装置工事事業者工事調書」（様式 1-2、以下「工事調書」という。）

「電子申請申込書」と同様に操作画面に従い必要事項を入力し、表示される工事調書の次の（ア）及び（イ）を確認し提出すること。

(ア) 標題

該当する工種の□にチェックを入力すること。

(イ) 完工予定

当該工事の完工予定年月日が入力されていること。

ウ 給水工費清算還付金口座振込依頼書……（様式5-2）※

振込先欄及び依頼人欄（指定事業者の住所、名称、代表者等）を入力すること。

※ 「ゆうちょ銀行」及び一部の地方銀行等の口座は、SWAN及び電子申請システムで取扱うことができないので注意すること。

なお、電子申請システムで取扱い（受付けること）ができない場合は、受付部署窓口へ書類により申込みを行うこと。

(2) 必要に応じて電子申請システムへ入力を行い提出する書類

申込み内容に応じて、次のア及びイを電子申請システムに入力し、提出すること。

ア 「給水装置不使用兼撤去届」（様式6）

同時に撤去される給水装置で「実工事を要しない支分撤去」がある場合に提出すること。

イ 「自己認証品使用報告書」（様式214）

自己認証品を使用する場合に提出し、給水装置の構造及び材質の基準に適合していることが判断できる資料（適合証明書、試験成績表等）を別途、電子ファイルで提出すること。

(3) 電子申請システムへ電子ファイルにより提出する書類

「設計図」

「給水装置設計・施工基準25 設計図及び完成図の作成方法」により作成したものを、電子ファイルにより提出すること。

(4) 必要に応じて電子申請システムへ電子ファイルを添付して提出する書類

「本節27.5.4（1）及び（2）」により電子申請システム上で自動生成できない申請書類については、申込み内容に応じて、窓口受付時に使用する書類を作成し電子ファイルで提出すること。

27.5.5 取付撤去申請方法

(1) 取付撤去工事を申し込む場合の取扱い

「本節3.1 施行対象工事」及び「本節3.2指定事業者による配水小管からの給水管分岐又は撤去工事の承認要件等」によるほか、以下による。

ア 提出書類及び入力方法

「本節27.5.6 取付・撤去工事検査申込における提出書類及び入力方法」による

イ 給水管（取付・撤去）工事検査手数料

電子申請システム内で申込を行った後、給水条例29条第3号に定める都が発行する納入通知書により納入すること。

なお、本節3.4(1)により給水管（取付・撤去）工事検査の立会予約前に納入すること。

ウ 監督事務費又は路面復旧費

「本節3.4 道路管理者へ納付する監督事務費又は路面復旧費の納入」により納入すること。

なお、本節3.4(1)により給水管（取付・撤去）工事検査の立会予約前に納入すること。

(2) 道路占用許可申請等の取扱い

ア 提出書類及び記入方法

「本節4 道路占用許可申請等の諸届」及び「本節27.5.6(3) 必要に応じて電子申請システムへ電子ファイルを添付して提出する書類」により提出すること。

イ 道路占用申請手数料

都が発行する納入通知書により、納入すること。

なお、本節3.4(1)により給水管（取付・撤去）工事検査の立会予約前に納入すること。

27.5.6 取付・撤去工事検査申込における提出書類及び入力方法

(1) 電子申請システムへ入力を行い提出する書類

「給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書」（様式279）

設計審査申込後に次の内容を確認し提出すること。

ア 以下の項目について、□にチェックを入力し選択されていること。

(ア) 「給水管取付・撤去工事承認申請」

(イ) 「給水管取付・撤去工事検査申込」

(ウ) 「道路占用手続申込み」 私道の場合はチェック不要

(エ) 「道路占用手続委任」 私道の場合はチェック不要

イ 路面復旧費監督事務費請求先

請求先の住所、会社名、氏名、電話番号が入力されていること。

ウ 申込情報

工種、取り出し口径、分岐及び配管施工者が入力されていること。

(2) 電子申請システムへ電子ファイルにより提出する書類

ア 「掘削及び道路復旧予定図」

「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により作成したもの。

イ 分岐及び配管施工者実務経験証明書及び確認書類（任意様式）

「本節3.3(1) 提出及び記入方法 カ 分岐及び配管施工者実務経験証明書及び確認書類（任意様式）」により作成したもの。

ウ 道路掘削・復旧工事の実績を証明する書類

「本節3.3(1) 提出及び記入方法 キ 道路掘削・復旧工事の実績を証明する書類」により作成したもの。

エ 分岐（取り出し）及び撤去予定箇所の現況写真

当該工事箇所の道路、周辺状況がわかるよう近景、全景等により撮影した写真（カラープリンタで出力した物も可とする。）

(3) 必要に応じて電子申請システムへ電子ファイルを添付して提出する書類

「本節27.5.6（1）」により電子申請システム上で自動生成できない申請書類については、申込み内容に応じて、窓口受付時に使用する書類を作成し電子ファイルで提出すること。

27.5.7 完成検査申込方法

(1) 直圧直結給水方式の取扱い

「本節8 直圧直結給水の取扱い」により行うほか次による。

ア 提出書類及び記入方法

(ア) 「指定給水装置工事事業者（新設・改造・撤去）工事検査申込書」（様式 37-1）（以下「工事検査申込書」という。）

記入方法及び提出方法は「本節27.5.8（2）電子申請システムへ入力を行い提出する書類」による。

(イ) 完成図

「給水装置設計・施工基準 25設計図及び完成図の作成方法」により作成する。

提出方法は、「本節27.5.8（4）電子申請システムへ電子ファイルを添付して提出する書類」による。

イ 工事検査手数料

検査申込み1件ごとに、給水条例第29条第4号に定める手数料を、原則として、現場立会までに「本節27.5.3(1) イ設計審査手数料」より納入すること。

なお、受付部署窓口担当者から納入確認の連絡があった場合は、納入日や納入場所を報告するとともに領収書の写し等を電子申請システムにより提出すること。

また、再検査の申込みを行う場合は、申込みの都度「指定給水装置工事事業者（新設・改造・撤去）工事検査申込書」（様式37-2）により、各営業所又は各サービスステーション手数料等徴収窓口へ手数料を直接納入すること。

(2) 三階までの受水タンク以下装置を直結給水方式に切り替える場合の取扱い（三階までの例外）

「本節10 三階までの受水タンク以下装置を直圧直結給水方に切り替える場合の取扱い（三階までの例外）に関する取扱い」により行うほか次による。

ア 提出書類及び記入方法

「本節27.5.7（1）直圧直結給水方式の取扱い」による。

イ 工事検査手数料

「本節27.5.7（1）イ工事検査手数料」による。

(3) 増圧直結給水方式の取扱い

「本節11 増圧直結給水の取扱い」、「本節13 増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い」により行うほか次による。

ア 提出書類及び記入方法

「本節27.5.7（1）直圧直結給水方式の取扱い」による。

イ 工事検査手数料

- 「本節27.5.7（1）イ工事検査手数料」による。
- (4) 特例直圧給水方式の取扱い
- 「本節9 特例直圧給水の取扱い」、「本節14 特例直圧給水の給水装置に関するメータ設置の取扱い」により行うほか次による。
- ア 提出書類及び記入方法
- 「本節27.5.7（1）直圧直結給水方式の取扱い」による。
- イ 工事検査手数料
- 「本節27.5.7（1）イ工事検査手数料」による。
- (5) 配水小管から給水管の分岐又は撤去する工事の施行を申し込む場合の取扱い
- 「本節3 配水小管から給水管の分岐又は撤去する工事の施行を申し込む場合（指定事業者施行）」により行うほか、以下による。
- ア 提出書類及び記入方法
- 「本節27.5.7（1）直圧直結給水方式の取扱い」による。
- なお、工事写真帳については直接受付部署窓口へ提出すること。
- イ 工事検査手数料
- 「本節27.5.7（1）イ工事検査手数料」による。
- (6) 受水タンク以下装置メータ設置又は撤去
- 「本節12 受水タンク以下装置に関するメータ設置の取扱い」により行うほか次による。
- ア 提出書類及び記入方法
- 「本節12.5.1 完成図の提出」による。
- なお、作成した申請書類については、電子ファイルで提出する。

27.5.8 完成検査申込みにおける提出書類記入方法及び提出方法

電子申請システムによる**完成検査**は、給水条例第6条第2項第2号の規定に基づき、指定事業者が施行する給水装置工事が完了したときに、都が行う検査であり、受付部署窓口へ電子申請システムにより申し込む。

- (1) 電子申請システムへ入力を行い提出する書類
- 「工事検査申込書」（様式37-1）
- 次のアからカを確認及び選択すること。
- ア 標題及び申込年月日
- 該当する区分（工種）及び申込年月日を確認及び選択すること。
- イ お客さま番号
- 当該給水装置のお客さま番号を確認すること。
- ウ 工事場所
- 工事場所の住所を確認すること。
- エ 施工主
- 施工主の氏名、電話番号を確認すること。
- オ 申込者（指定給水装置工事事業者）
- 指定給水装置工事事業者の指定番号、住所、名称、代表者名、電話番号を確認すること。

カ 給水装置工事主任技術者

当該工事を担当する主任技術者の免状交付番号と氏名を選択すること。

(2) 電子申請システムへ追加入力を行い提出する書類

「工事調書」(様式1-2)

次の項目について追加入力を行うこと。

ア 完工年月日

イ 通水確認年月日

ウ 耐圧試験実施年月日

エ 残留塩素濃度測定年月日及び測定値

なお、撤去工事の場合は、イからエの入力は不要とする。

(3) 電子申請システムへ電子ファイルを添付して提出する書類

ア 「完成図」

「給水装置設計・施行基準25 設計図及び完成図の作成方法」により作成したものを、次の(ア)及び(イ)について注意し、電子ファイルにより提出すること。

(ア) 完成図は原則1枚につき1つの電子ファイルとする。ただし、用紙サイズがすべて同じ場合は1つの電子ファイルで複数枚の図面添付が可能である。

(イ) 添付する完成図の用紙サイズは原則A4からA1サイズまでとし、ファイル名の末尾に用紙サイズを追記すること。(例：○区○町○—○—○完成図A3)

また、完成図の訂正等により再添付する場合、訂正前のファイル名と同一にならないようファイル名の一部を変更すること。(例：○月○日訂正○区○町○—○—○完成図A3)

イ 支分栓の撤去工事写真(改造工事の撤去部含む)

ただし、工事写真帳は受付部署窓口へ直接提出すること。

(4) 受水タンク以下申請の完成図提出

電子申請システム上に電子ファイルで提出すること。

(5) 完成検査申込時の注意事項

「本節27.3 申込み時の注意事項」によるほか、次に該当する場合についても、完成検査申込みを受理することが出来ず「差戻し(再申込み)」の対象となるため注意すること。

ア 設計審査手数料の納入が確認できないもの

イ 完成図の内容が、設計審査時と大きく異なるもの

ウ 工事写真帳の提出が確認できないもの

(6) 立会予定日時の調整

現場立会を要する工事は、完成検査申込み受付け後、受付部署窓口担当者から電話等により日程調整の連絡が入り、調整結果が電子申請システムにより通知されるため確認を行うこと。

なお、現場立会は、原則として工事検査手数料の納入後に行う。

(7) 支給材料

都がメータ交付時又は現場立会時等に支給するお客さま識別標及び結束バンドは、「給水装置設計・施行基準24 通水確認及びお客さま識別標の取付け」により現地へ取付けること。

27.6 工事変更等の取扱い

電子申請システムにより当初申し込んだ工事内容を変更する場合及び工事を取りやめる場合は、既に交付された納入通知書により手数料を納め、次により届出を行うこと。

27.6.1 電子申請システムの施行範囲内による変更

(1) 改めて施行承認を要する工事

次のアからウの工事内容を変更する場合は、「給水装置設計変更届（様式 3-1、以下「設計変更届」という。）及び変更内容が分かる「設計図」を電子申請システムにより提出すること。

ただし、変更する内容は、「本節27.2 受付対象工事」の施行範囲内に限る。

ア 配水小管又は給水管からの分岐部分の口径を変更するもの

イ 分岐位置の異なる管路の配水小管又は給水管に変更するもの

ウ メータ取付部分の口径を変更するもの

(2) 施行承認を要しない工事

電子申請システムにより「設計変更届」を提出すること。

ただし、次のア及びイに該当する工事は「設計変更届」の提出を不要とする。

ア 給水機器の増減が1個のもの

イ 配管形態を大幅に変更しないもの

(3) 手数料の変更額の納入

「設計変更届」を提出することで「その他工事」から「全面改造」に変更となる場合は、既に発行されている設計審査手数料の納入通知書の支払い確認後、改めて差額分の納入通知書が発行されるので「本節 27.5.3 (1) イ設計審査手数料」により納入すること。

また、工事検査手数料は一度指定口座へ全額還付され、変更後の手数料額に変更された納入通知書が改めて発行されるので「本節 27.5.3 (1) イ設計審査手数料」により納入すること。

27.6.2 設計変更等により受付部署窓口扱いとなるもの

(1) 工事内容の変更により受付部署窓口扱いとなるもの

設計変更により工事内容が「本節27.2 受付対象工事」により、電子申請システムの対象外となる場合は、「設計変更届」を電子申請システムにより提出以降、電子申請システムでは取扱うことができないため、受付部署窓口での扱いとなる。

そのため、「指定給水装置工事事業者（新設・改造・撤去）工事検査申込書（様式37）」及び完成図1部を直接受付部署窓口へ提出すること。

(2) 手数料の変更額の納入

「本節27.6.1 (3) 手数料の変更額の納入」によること。

なお、完成検査手数料は一度指定口座へ全額還付されるため、受付部署窓口で完成検査の申込みを行う際に再度納入すること。

27.6.3 工事の取りやめ

電子申請システムにより「給水装置工事取消届」（様式 3-1）を提出すること。

27.6.4 工事の施行延期

申し込み後に、建築等により、当該工事の延期が生じた場合は、電子申請システムにより「給水装置工事施行延期届」（様式 3-1）を提出すること。

なお、延期期日が3箇月以上のものは、延期理由により受付部署窓口が延期の可否を判断する。

28 直結切替増径工事に関する取扱い

貯水槽水道方式から直結給水方式への切替えに伴う給水管増径工事（以下「直結切替増径工事」という。）の申込みが所有者等からされ、事業の対象になるものについて、直結切替増径工事を都の負担により施行する。都が負担する、直結切替増径工事の取扱いは次による。

28.1 対象となる工事及び施行範囲

(1) 対象となる工事

貯水槽給水方式から直結給水方式へ変更する場合の改造工事において、指定事業者の流量計算結果により、給水管の増径工事が必要と判断されたもの。

(2) 工事の施行範囲

都が施行する直結切替増径工事の範囲は、原則として申込みのあった建物の前面道路に布設されている配水小管分岐部からメータまでとする。

なお、連合給水管の場合（増圧直結給水方式等への切替えに伴い、直結共用栓を新設し連合給水管となる場合を含む。）および配水小管未布設道路に向けて取り出す場合は、第一止水栓までとする。

(1) 工事申込みの定義

都が施行する増径工事は、工事申込者が所定の工事申込書を都へ提出し、都がこれを受け承諾することによって成立する。

本工事の施行に当たっては、「直結切替増径工事条件承諾書兼工事申込書」に記載した条件を工事申込者が承諾していることが前提であり、都の取扱いを十分に説明して工事申込者の誤解をまねくことのないよう留意しなければならない。

(2) 工事申込者

工事の申込みとは、都に工事の施行を申込み旨の意思表示行為であり、従って、その意思表示を行った者が申込者である。都は当該工事申込者に完成の確認及び完成装置の引渡しを行う。

なお、委任代理人がある場合、局はその者に委任を受けた範囲内で、完成の確認及び完成装置の引渡しを行う。

28.2 申込方法

「本章第2節 工事施行に伴う都への申込み（申請）手続等」によるとともに、次によること。

(1) 提出書類及び記入方法

次の提出書類を記入し、工事場所を所管する取扱事業所の受付担当者に提出すること。

ア 「直結切替増径工事条件承諾書兼工事申込書」（様式 261）

申込年月日、申込者の住所、氏名などの必要事項を記入すること。

イ 「給水管口径（増径）の選定基準となる流量計算書」（任意様式）

増径する給水管口径の選定が、流量計算上最小の増径工事であることが判断できる流量計算書

28.3 メータバイパスユニット等の提供

都は、申込者（委任代理人）にメータバイパスユニットの設置について確認を行い、設置する場合は提供を行う。

ただし、メータ口径が100mm以上の場合は、メータ室鉄ふた（100mmの場合は、メータ室鉄ふた又はメータます）及びバイパス配管に必要な材料（φ50mmステンレス製サドル分水栓から簡易排水栓までの材料）の提供を行うので、「給水装置設計・施工基準8.2.2（3）親メータ100mm以上に増圧給水する場合の断水回避措置」により設置すること。

なお、メータバイパスユニットを設置しない場合は、メータ口径に応じてメータます又はメータ室鉄ふたを提供する。

29 給水装置の工事に関する文書等の写しの交付及び閲覧等に関する取扱い

給水装置の工事に関する文書（以下、「給水装置関係文書」という。）、給水装置の工事に関する電磁的記録（以下、「給水装置関係電磁的記録」という。）及び給水装置関係文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を磁気ディスク等に保存したもの（以下、「給水装置関係読取記録」という。）について写しの交付及び閲覧等に関する取扱いは次による。

29.1 給水装置関係文書等の写しの交付及び閲覧

（1）提出書類

必要事項を記入し、当該給水装置の所在地を所管する取扱事業所へ提出すること。

ア 「証明願・給水装置の工事に関する文書等の写しの交付申請書兼閲覧申請書」（様式248、以下「申請書」という。）

イ 「委任状」（任意様式：局HP掲載参考様式も可）又は「媒介契約書」

申請者が、水道使用者、給水装置所有者又は給水条例第15条の規定により届出のあった管理人から委任を受けた代理人の場合は、原本又は写しを提出すること。

なお、委任状の委任者（本人）の氏名は、自署又は記名押印が必要である。

また、不動産売買等の媒介契約による場合は、

（ア）書面により作成された媒介契約書による申請

媒介契約書（専属専任・専任・一般のいずれか）の写しを提出すること。

（イ）電磁的記録により作成された媒介契約書による申請

書面にした媒介契約書を提出するとともに、タブレット端末等の方法により電子署名された媒介契約書を都に提示すること。

（2）申請者の確認

都は、申請者に本人確認のための公的機関発行の身分証明書（運転免許証、健康保険証、個人番号カード、パスポート等。写真がないものでも可とする。）の提示を求め、確認及び申請書との照合を行う。

なお、委任状の代理人及び媒介契約書の所有者が代表者となっていて、申請者と異なる場合は、その組織に属している証明（社員証等）と、本人確認のための公的機関発行の身分証明書の提示を求め、申請者本人の確認及び申請書との照合を行う。

ただし、官公庁、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人及び総務省

設置法第4条第15号の適用を受ける特別法人がその職員に対して発行した身分証明書の場合は、それをもって組織に属している証明と本人確認を行うこととする。

(3) 手数料の徴収

「本節29.5 手数料及び適用基準」による手数料を、営業所窓口で納入すること。
なお、図面等の写しの交付及び閲覧は、原則として手数料納入後とする。

29.2 写しの交付及び閲覧の対象となる資料

(1) 給水装置関係文書

- ア 給水装置工事申請申込書
- イ 給水装置関係各種届出書
- ウ 指定給水装置工事事業者工事調書
- エ 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書
- オ 指定給水装置工事事業者（新設、改造、撤去）工事検査申込書
- カ 工事調書
- キ 取付替工事調書
- ク メータ設置承認申請書
- ケ 受水タンク以下装置メータ設置承認申請書兼工事調書

(2) 給水装置関係電磁的記録及び給水装置関係読取記録（写しの交付及び閲覧の対象）
都が印刷物として出力したもの

(3) その他

- ア 上記（1）及び（2）の給水装置関係文書等に相当する旧名称の文書及びこれに付属し、又はこれを補完する文書（例：所有者名義変更等）
- イ 工事申込に伴い都へ提出された書類等については、工事完了前（現場検査前）でも、給水装置関係文書等として扱う。

(4) 対象となる資料以外の取扱い

- ア 上記（1）から（3）まで以外の資料は、写しの交付又は閲覧の対象とはならない。
- イ 都は、工事申込者又はその委任代理人から、工事概算額の内訳資料を求められたときは、「無料」で工事調書の写しを交付する。

29.3 閲覧等における注意事項

- (1) 閲覧の際、資料は丁寧に取り扱い、汚損やき損することのないよう注意すること。
- (2) 閲覧は指定した場所で行い、閲覧後は資料を確実に返却すること。
- (3) 保管場所からの資料の出し入れ及び資料の複写は、取扱事業所担当者が行う。

29.4 証明書の交付

検査終了証明書等の証明書交付については、次による。

なお、証明書の交付については、後日交付となるので、交付日の調整を行うこと。

(1) 証明できる主な内容

給水管工事事務所及びサービスステーションで証明できる主な内容は、「給水装置についての使用状態等、給水装置関係文書、給水装置関係電磁的記録及び給水装置関係読取

記録に記載してあることについての証明」、「願書又は届書に対する押印又は証明」となる。

(2) 提出書類及び申請者の確認

「本節29.1 給水装置関係文書等の写しの交付及び閲覧」によること。

(3) 手数料の徴収

「本節29.5 手数料及び適用基準」による手数料を、営業所窓口で納入すること。

29.5 手数料及び適用基準

(1) 給水装置関係文書

ア 閲覧

給水条例第29条第1項第9号の規定に基づき、1 給水装置の資料ごとに、1 回につき300円を納入すること。

イ 写しの交付

給水条例第29条第1項第10号の規定に基づき、1 給水装置の資料を1 件として扱い1 件につき400円を納入すること。

(2) 給水装置関係電磁的記録及び給水装置関係読取記録

ア 閲覧

印刷物として出力したもの（給水条例第29条第1項第11号）及びディスプレイに表示したもの（給水条例第29条第1項第13号）を閲覧する場合、1 給水装置の資料ごとに、1 回につき300円を納入すること。

イ 写しの交付

給水条例第29条第1項第12号の規定に基づき、1 給水装置の資料を1 件として扱い、1 件につき400円を納入すること。

(3) 証明願

東京都事務手数料条例第2条の規定に基づき、1 件につき400円の証明手数料を納入すること。

(4) 閲覧と写しの交付との関係

閲覧後に、写しの交付をする場合は、写しの交付のみの手数料を納入することとし、閲覧の手数料は不要とする。

(5) 支分栓の取扱い

連合給水管となっている支分栓の閲覧及び写しの交付の場合に、別に作成してある幹栓の完成図が必要な場合は、1 給水装置の資料として取扱うこととする。

ただし、幹栓給水管（主管）の確認のために必用な最小限度の部分に限る。

29.6 水道管管理図(閲覧用)の取扱い

「水道管管理図(閲覧用)」は誰に対しても閲覧・複写を認めるもので、取扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 手数料

閲覧・複写とも無料とする。

(2) 提出書類

「水道管管理図閲覧兼コピー申込書」（様式 268）

原則として閲覧後に必要事項を記入し提出すること。

(3) 閲覧者の確認

首都中枢機関の閲覧・複写の場合は、都が閲覧者に本人確認のための公的機関発行の身分証明書（運転免許証、健康保険証、個人番号カード、パスポート等。写真がないものでも可とする）の提示を求め、確認及び申込書との照合を行う。

また、閲覧者が法人の場合は、その組織に属している証明（社員証等）を公的機関発行の身分証明書と併せて提示を求め、確認及び申込書との照合を行う。

なお、官公庁、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人及び総務省設置法第4条第15号の適用を受ける特別法人がその職員に対して発行した身分証明書の場合は、それをもって組織に属している証明と本人確認を行う。

(4) スタンプの押印

「水道管管理図（閲覧用）」を複写する場合は、取扱事業所の閲覧場所に設置されているスタンプ（「この管理図と現況とが異なる場合は現況を優先とします」）を押印すること。

ただし、下記（5）により都が水道管管理図を出力する場合の押印は不要とする。

(5) 都が水道管管理図を出力する場合

閲覧・複写は原則、「水道管管理図（閲覧用）」での対応とするが、次の場合については、都が水道管管理図を出力し対応する。

ア 首都中枢機関の閲覧・複写

イ 取扱事業所担当者が複写機での複写が困難と認めたもの

ウ その他、取扱事業所担当者が必要と認めたもの

第3節 都と水道使用者との関係

1 給水契約

1.1 給水契約の性格

都と水道使用者との関係を一言でいえば、給水契約に基づく債権、債務の関係となる。

言い換えるならば、給水を行う者（水道事業者）と給水を受ける者（需要者）が各々の権利義務（債権・債務）を定め（契約の締結）、これに基づき水道の使用に伴って生じる、さまざまな事項の処理を行う関係である。

契約の締結は契約自由の原則に基づき、契約内容、条件（契約約款）についての当事者双方の自由意志の合致を前提として行われるのが一般的であるが、水道事業はその目的、性格が公共性の強い一定地域内における独占事業であることから、需要者保護のため、水道法では幾つかの規制を行っている。

- (1) 水道事業者は、料金、給水装置工事費用の負担区分、その他の供給条件について供給規程を定め、あらかじめ一般に周知させる措置をとるよう義務付けていること。
- (2) 給水義務等給水契約の約款中重要なものについては、供給規程の定めを待たず、あらかじめ水道事業者は義務付けていること。

したがって、給水契約の性格は水道事業者の責任事項が、強制的に法律によって義務付けられていると同時に、需要者においても供給規程に不従して契約を締結せざるを得ないという一般の契約とは異なった側面を持っている（注1）。

（注1） この契約を付号契約あるいは、付従契約という。

1.2 供給規程

水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分、その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない（水道法第14条）。

供給規程は給水契約の約款であり、都においても給水条例を供給規程として定め、これに基づき契約の締結を行っている。

条例の内容は、水道の使用に関する都と水道使用者各々の責任事項となるわけであるが、都の主要な責任事項については、既に水道法により定められており、供給規程で定める必要はないことから、実質的には使用者の責任事項と水道の使用に伴って生じる事項の処理方法などが主なものとなっている。

なお、給水条例で使用者等の責任事項としているものは、おおむね次のとおりである。

- (1) 給水装置の管理上の責任
- (2) 料金支払いの責任
- (3) 届出の義務

2 給水義務（水道事業者の責任事項）

水道法により水道事業者に義務付けられた主要な事項は次のとおりである。

2.1 給水契約申込受諾義務

水道事業者は、その給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは正当な理由のない限りこれを拒んではならない（水道法第 15 条第 1 項、同法第 16 条）。

正当な理由とは次のとおりである。

- (1) 都の給水区域外からの申込みである場合
- (2) 配水管が都の事業計画未設置の場合
- (3) 都が正常な企業努力をしているにもかかわらず、水量が著しく不足する場合
- (4) 地勢の関係で、給水が技術的に困難な場合等、都の努力にもかかわらず給水が困難な場合
- (5) 給水装置の構造、材質が水道法施行令第 6 条に適合しない場合
- (6) 使用者が正当な理由がなく、料金支払い債務を履行しない場合

2.2 常時給水義務

水道事業者は、給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない（水道法第 15 条第 2 項）。

常時水を供給するとは、使用者が必要とするときは、いつでも給水栓から水を出せるように、当該給水装置に常時通水している状態をいう。

ただし、災害その他正当な理由があり、やむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につき給水を停止することができる。この場合にあっても、やむを得ない事情がある場合を除き、給水停止となる区域、期間について、あらかじめ関係者に周知させる措置をとる必要があり、これを「周知義務」という。

なお、周知すべき関係者とは給水区域内の給水を受けている使用者であり、周知義務が免責となる場合は、突然の停電、災害等による事故発生でやむを得ないものに限られる。

また、給水を停止できる正当な理由には、次の点があげられる。

- (1) 異常渇水のため絶対水量が不足した場合
- (2) 停電等により動力が使用不能となった場合
- (3) 水道施設の故障及びその修理を行う場合
- (4) 公益上必要な水道施設の拡張又は改修を行う場合

2.3 水質基準

水質基準については、参考資料「水質」を参照のこと。

2.4 水道水の水質検査

水道事業者によって水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して供給を受ける水の水質検査を請求することができ、水道事業者は、この請求があったとき、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない（水道法第 18 条）。

都においても、都の水道を使用し、かつ都の給水契約の相手方である使用者は本人が使用する水道の水質に関して、検査の申し込みができるとしている。

水質検査は、当該水道の所在地を所管する取扱事業所に直接申し込むこと。

なお、都合で直接、取扱事業所に行けない場合は、電話でも申し込むことができる。

申込場所

23区内：水道局お客さまセンター

多摩地区：水道局多摩お客さまセンター

3 給水装置の管理に関する事項

給水装置の管理責任は、「水道使用者等」が負うものであり、給水条例でも供給水の保全に関して使用者等に給水装置の維持管理を義務付けている。

しかし、使用者等においては、このことについての認識が乏しく、しばしば紛争の原因ともなっているため、完成装置引渡しの際、指定事業者は注文者等に対して、次に述べる内容を説明し、十分な理解を得る必要がある。

3.1 給水装置の管理義務

(1) 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し又は漏れないよう給水装置を管理し、異状があるときは直ちに都に届け出なければならない。

(2) 上記の管理義務を怠ったため生じた損害の責任は使用者等が負わなければならない。

(3) 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメータを管理し、そのメータをき損し、又は亡失したときは、都にその損害を賠償しなければならない（注）。

ここでいう「善良な管理者の注意」とは、給水装置について特別又は専門的な知識を要求されるものではないが、社会生活において、一般の人のなす程度の注意、すなわち、その人の職業、経験、社会的地位に応じて社会共同生活上要求される客観的注意である。

例えば、メッキ工場等劇物、毒物を取扱う使用者においては、給水装置を他の水管、ポンプあるいは容器内に先を浸したゴムホース等に連結したり、あるいは給水管を薬品によって腐食しやすい所へ放置することのないよう、給水装置の維持管理については他の使用者に比較してより重い注意義務を要求されていることなどである。

異状の内容としては、器具の故障、給水装置の破損による漏水、臭味、色など水質関係、及び異常音などが考えられるが、その他の場合にも、それぞれに応じた適切な措置（「第四章3 異状現象と対策」参照。）をとらなければならない。

なお、都では公道内の給水管からの漏水修繕に要する費用を負担する必要があるが、これは都が給水上特に必要があると認めた場合であって、このことによって公道内の給水装置に対する使用者等の管理義務が免除されるものではないことに注意しなければならない。

したがって、水道使用者等は、道路漏水を発見した場合には当然都に届け出る義務を負い、修繕に要する費用は都が負担するとしても、その義務を怠ったため生じた損害の責任は当然水道使用者等が負わなければならない。

(注) メータをき損し、又は亡失したときは「水道メータ損傷/亡失届」に次の事項を記入して、当該水道の所在地を所管する営業所又はサービスステーションに提出すること。

ア 標題

損傷、亡失のいずれかを○で囲む。

イ 届出者の住所、氏名、印

なお、届出者が使用者と異なる場合には、連絡先についても詳細に記入すること。

ウ 損傷、亡失の理由等

エ 届出年月日

3.2 給水装置の検査について

給水条例では都は水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置について検査し、使用者等に対し必要な措置を指示することができ、使用者が正当な理由なしに、この検査を拒み、又は妨げた場合は、給水を停止し、又は過料を科すこととしている。

また、受水タンク以下装置についてもメータの管理上又は計量上必要があると認めるときは、調査し同様の措置をとることとしている。

前者は、適正給水の前提である給水装置の適正な維持管理の確保、後者は、受水タンク以下装置に設置したメータの管理、計量の適正確保を目的としたものである。

3.3 給水装置を新設、改造又は撤去しようとする場合

給水装置工事を行うに当たっての注意事項は、本章第 1 節及び第 2 節で詳細に述べたので、ここではその主な内容を要約して述べる。

- (1) 給水装置を新設、改造（分岐部の口径変更、メータ取り付け部の給水管の口径変更、異なる管種への分岐替）をしようとする場合は、あらかじめ都に申込み、その承認を受けなければならない。
- (2) 給水装置を使用する見込みがなくなったときは、都に届け出て撤去しなければならない。
- (3) 給水装置を新設、改造、修繕又は撤去した場合、工事完了後、直ちに管理者に工事完了の届出をしなければならない。

ただし、これらの工事を指定事業者へ依頼し、指定事業者が当該工事について給水条例第 6 条第 2 項に定める工事検査を受けた場合は、施工主が工事完了の届出を行ったものとみなされる。

- (4) 給水装置工事の施行者は都又は指定事業者でなければならない。
- (5) 修繕を含め給水装置工事に要する費用は、都が給水上特に必要があると認めた場合を除き、すべて工事を申し込んだ者が負担しなければならない。

4 受水タンク以下装置の管理に関する事項

受水タンク以下装置は、水道法上の給水装置ではなく水質の保持を含めて、維持管理責任は、一切、使用者等が負うこととされている。

したがって、指定事業者は、受水タンク以下装置を伴う給水装置を引渡すときはもちろん、機会あるごとに以下に述べる受水タンク以下装置の維持管理に関する注意事項を注文者あるいは水道使用者等に周知徹底させる必要がある（注）。

(1) 受水タンク以下装置を新設、改造した場合などは、使用前に十分なあく抜きと自主的な水質検査を行い安全性について確認すること。

(2) 受水タンクの周囲は常に清潔に保ち、雨水や汚水などが流入しないよう注意すること。

特に受水タンクと汚水槽を地下室等の同一空間に併設してある場合などには、汚水槽についてもその故障を未然に発見、処置するなど、厳重な管理を行うこと。

(3) 定期的に水質検査及び受水タンクの点検、清掃、補修等を行うこと。

(4) 長い間使用しなかった受水タンク以下装置は、次の措置を行ってから使用を開始すること。

ア 受水タンクを事前に十分点検し、必要に応じ整備、清掃を行うこと。

イ 受水タンク以下装置内の停滞水は十分に排出し、飲料水には新しい水を使用すること。

(5) 受水タンクの有効容量が合計10m³を超えるもの（飲料用にのみ使用する場合に限る。）は、水道法上「簡易専用水道」と言い、水質検査を始め、受水タンク等の衛生管理が当該受水タンク設置者（所有者）に義務付けられている。

設置者（所有者、設置者が直接建物を管理しない場合は、別に管理者を定める。）に義務付けられた衛生管理基準は、タンクの清掃、点検、水質の検査及び供給水が飲用に適さないことが判明したときのしかるべき措置等である。

なお、簡易専用水道の衛生管理については、東京都福祉保健局のホームページ等を参照すること。

また、受水タンクの有効容量が10m³に満たないものは法的な規制はないが、都及び区（保健所）では、要綱を定めて必要に応じて水質検査及び年1回の定期清掃を行うこと等を指導している。

（注） 手続の委任を受けた指定事業者は、都のホームページ等により「受水タンク以下装置の維持管理について」（様式35）を取得し、都への申請の際、必ず注文者に渡すこと。

また、受水タンク以下装置にメータを設置する工事を施行する場合は、都から手交される「受水タンク以下装置メータ設置条件承諾書」の写しも渡すこと。

5 給水の申込み及びこれに関連する事項

給水契約は、使用者の給水契約を都が承認することによって成立し、使用者が水道の使用を止めることによって終了する。この間に発生する都と使用者各々の責任事項等が、給水条例の規定に基づいて処理される訳であるが、都の責任、及び使用者の管理上の責任については既に述べたので、その他の必要事項等について、手続方法を交えながら次に説明することとする。

5.1 給水の申込み

給水の申込みは、給水契約の成立の前提条件であり、都は受諾義務を負っているので正当な理由のない限り、この申込みをすべて承諾し、給水契約を締結する。

5.1.1 申込方法

(1) 水道開始申込書による場合

「水道開始申込書」(様式 59) に次の事項を記入の上、給水を受けようとする給水装置の所在地を所管する営業所又はサービスステーションに提出すること。

ア 水道ご使用場所

給水を受けようとする給水装置の所在地及び電話番号を記入すること。

イ お客さま名 (給水契約者)

給水契約者の氏名を記入すること。

なお、契約者が法人の場合には、法人名及び代表者名を記入すること。

ウ 使用開始日、お客さま番号

水道の使用を始める日とお客さま番号を記入すること。

エ ご使用用途

該当する用途の□にチェックをすること。

オ 料金支払い方法

希望する支払方法の□にチェックをすること。

また、今まで23区内や多摩地区(未統合市町村を除く)で口座振替を利用しており、引き続き口座振替を希望する場合は、口座振替欄と継続欄の□にチェックし、今までの住所及びお客さま番号を記入すること。

カ 料金請求先又は口座振替済のお知らせ送付先

水道ご使用場所と同一のときは、「水道ご使用場所と同一」欄の□にチェックし、当該欄は無記入とすること。

キ 申込者

給水契約者と同一の場合は「給水契約者本人」欄の□にチェックし、当該欄は無記入とすること。

ク 念書

指定事業者が給水申込みを代行する場合で、給水を受けようとする家屋等に使用者が未入居状態であり、次のいずれかに該当する場合は念書欄に記入して提出すること。

(ア) 給水申込者の現住所が給水区域外で開始日から入居までの日数が1週間以上ある場合

(イ) マンション、アパート等の建主等、実際の使用予定者と異なる者が給水申込者である場合

(2) 電話又は水道使用開始申込書(以下「申込書」という:注)により申し込む場合

都合で直接、取扱事業所に行けない場合は、電話又は申込書でも申し込むことができ、申込方法等は次による。

ア 申込場所

23区内:水道局お客さまセンター

多摩地区:水道局多摩お客さまセンター

イ 申込方法及び注意事項

メータが設置されている場合は、必要事項(申込書の記入事項)を電話又は申込書により、お客さまセンターに連絡し、給水契約を締結する。

なお、止水栓で水を停止してある場合は、申込者又は使用者が止水栓を開栓する。

また、メータの取り外されている水道の開始を申し込む場合は、都で保管している図面等により該当する水道を確認し、メータを取り付けるので、お客さま番号の誤りに注意すること。

(注) 都は、「施工閉栓扱いメータ取り付け」の取扱いにより、止水栓で水を停止した状態でメータを設置している場合がある。この場合、郵便受け等に「水道使用開始申込セット」が配布されており、この中に申込書が同封されている。

(3) インターネットにより申し込む場合

水道局ホームページの「手続き・料金 ⇒ 手続きガイド」から申し込むこと。

5.1.2 給水の拒否

都では次の事項に該当する場合は、給水の申し込みを拒否できるものとしている。

- (1) 給水装置を設置していない者からの申込みであるとき
- (2) 「本節 2.1 給水契約申込受諾義務」で述べた給水契約申し込みの受諾義務が免責となる正当な理由があるとき
- (3) 給水装置の構造、材質の基準が水道法施行令第6条の基準に適合しないとき
- (4) 指定事業者が施行し、都の工事検査が終了していない給水装置により給水を受けようとするとき
- (5) 申込者が料金の支払の債務を履行しないため都から給水を停止され、当該事実が解消されていないとき

5.1.3 給水

都は申込者の指定した使用開始予定日までに、メータを取り付け給水する。この時、申込者は立会い、確認することが望ましい。

5.2 水道料金

水道料金は請負工事費と異なり、算定基礎等はすべて供給規程で定めるものとされている。都における料金算定の基準及び方法は、給水条例及び同施行規程に定められている。

ここでは、使用者の料金支払い及び料金の算定等に当たって必要な知識として、水道の共同使用や給水装置に漏水があった場合等の特例扱いについて述べる。

なお、料金は、営業所又はサービスステーションの徴収窓口、各種金融機関窓口、コンビニエンスストアで納入する方法と、預貯金口座からの自動振替による方法で徴収している。

(注) 都が採用している水道料金の体系は、口径別料金体系であり、水の供給原価の相違を使用者の給水管（メータの取付部分）の呼び系の大きさによって表している。

すなわち、基本料金及び従量料金を、呼び径に応じて格差を設ける口径別料金体系といわれるものである。

ただし、公衆衛生面及び行政上の見地から、生活用水の低廉な確保を図るため、呼び径25mm以下の少量使用者については、特に料金の額において原則の修正が施されている。

5.2.1 使用者の料金支払いの責任

水道使用者は、料金支払いの責任を有する。

また、給水装置を共有する者は料金支払いにおいて連帯責任を負うことになっている。

給水装置を共有する者とは、料率適用区分における共用扱いのもの、及び共同住宅のもので、各戸（室）の居住者を使用者とし、基本料金を適用している者に限られる（「本節5.2.2 水道の共同使用による料金上の取扱い」参照。）。

また、ここにいう連帯責任とは、水道料金の納入における連帯債務であり、この連帯債務とは数人の債務者が同一内容の給付について各自独立に全部の弁済をなすべき債務を負い、そのうち1人が全部の弁済をすれば他の債務者の債務も全部消滅する債務関係である。

連帯債務は、契約又は法律の定めにより発生するが、都の場合は、給水契約に基づくものである。

5.2.2 水道の共同使用による料金上の取扱い（「共同住宅扱い」）

水道料金の算定、徴収は原則として給水契約の締結単位、すなわち一計量単位ごとに行われるが、水道料金算定徴収上の例外的な取扱いとして、「共同住宅扱い」を定めている。

「共同住宅扱い」とは、一つの建物に数世帯水道使用者が居住する場合等において、その使用者からの申請により、水道料金算定に際し、全使用水量を均分しそれぞれの使用者に呼び径13mmの基本料金及び従量料金を適用する扱いである。

この扱いは、全使用水量を一計量単位とし、それに口径別料金を適用すると、一般住宅に居住する使用者との均衡を失い、低廉な生活用水の確保という水道の目的と矛盾するので、この矛盾をなくすための特例として設定されたものである。

(1) 適用基準

共同住宅扱いが適用される基準は次のとおりである。

- ア 共同住宅の屋内に水栓が設置されており、当該共同住宅において水道をもつばら家事の用使用するもの
- イ 各戸ごとにメータが設置されていないもの
- ウ 共同住宅扱いにおいては、1室に2世帯以上居住するものであっても、1室をもって1戸とみなす。

(2) 適用範囲の細目

適用基準の運用に当たっては、この主旨を十分に生かし適正に行うために、次のとおり適用範囲についての細目を定めている。

ア 住宅の構造分類による適用範囲

(ア) 適用されるもの

- a アパート等、建物への出入口が共用であっても、各室ごとに住居として独立されて区分されているもの（社宅、公舎、マンション等）
- b 重ね建住宅（二層以上の住宅で、各階ごとに異なる居住者を収容する住宅）
- c 連続住宅（2戸建住宅を含む。同一建物に数戸の住宅を並列的に有する住宅）
- d 併合建築物の住宅部分（住宅店舗併用建築物で住宅部分と非住宅部分が混在せず、判然と区別されているもの）

- (イ) 適用除外となるもの
 - 一戸建住宅を区分して異なる居住者が水道を使用しているもの（貸間、同居等）
 - イ 給水装置の形態による適用範囲
 - (ア) 各戸の使用者ごとにメータが設置されていないものであること
 - 1 個のメータによって、共同住宅の使用水量全部について計量できるもの
 - (イ) 屋内に水栓のあること
 - ウ 使用形態による適用範囲
 - 各戸の使用者が、もっぱら家事の用に水道を使用する場合とする。
 - (ア) 適用するもの
 - 各戸（各室）の使用水量の大部分が家事専用として使用するもの
 - (イ) 適用を除外するもの
 - a 各戸の使用者のうち、一部が家事専用以外に使用しているもの
 - （例：マンション等で一部の室を事務所又は他の営業の用に使用しているもの）
 - b 各室の使用者名を明らかにせず、家主等の同一氏名をもって申請のあったもの
- (3) 届出方法
- 共同住宅扱いの適用を受けようとするときは、「共同住宅扱い適用申請書兼管理人選定届」を用いて、届出を行うこと。
- ア 届出場所
 - 当該水道の所在地を所管する営業所又はサービスステーション
 - イ 記入事項
 - (ア) 水道所在地、アパート・マンション名及び世帯（室）数
 - (イ) 管理人の住所、氏名
 - (ウ) 料金請求先（料金とりまとめ者）の住所、氏名
 - (エ) 各使用者の室番号、氏名

5.2.3 給水装置等に漏水がある場合の料金上の取扱い

- (1) 給水装置に漏水がある場合（増圧給水設備以下の給水装置を除く。）
 - 漏水が水道使用者等の善良な管理者としての注意義務（「本節3 給水装置の管理に関する事項」参照。以下「善管注意義務」という。）の範囲内か、範囲外かで取扱いが異なる。
 - ア 漏水量を使用水量に含め合算するもの
 - 使用者等の善管注意義務の範囲内で漏水が発生したものは、その漏水量を使用水量とみなす。
 - なお、「善管注意義務の範囲内」とは次のもの等をいう。
 - (ア) 使用者が故意又は過失により給水装置を損傷し、漏水させた場合
 - (イ) 使用者が漏水の事実を知りながら、修繕を行わなかった場合など、注意義務の範囲外のものでこれにより、範囲内に変ったもの
 - 例えば、分岐箇所（水栓等）らメータまでの間に漏水があった場合、その漏水を使用者等が知っていて、なお修理しなかったために発生した漏水量は使用水量とみなす。
 - イ 漏水量を使用水量とみなさないもの
 - メータにより計量した水量に漏水量が含まれているもので、漏水発生が使用者等の善管

注意義務の範囲外のものは、漏水量を減量したものを使用水量とする。

- (2) 受水タンク以下装置及び増圧給水設備以下の給水装置に漏水がある場合
善管注意義務の範囲外のものは1回に限り、漏水量を減量（原則として2分の1を限度）
できる。

5.3 手数料

都では水道料金のほかに、次の手数料を徴収する。

このうち、(1)及び(2)の手数料については、「本章第2節6 設計審査及び工事検査」で述べているので説明を省略する。

- (1) 設計審査手数料
- (2) 工事検査手数料
- (3) 指定給水装置工事事業者指定手数料
都の指定給水装置工事事業者の新規指定に係る手数料
- (4) 指定給水装置工事事業者証交付手数料
都の指定給水装置工事事業者証の交付に係る手数料
- (5) 消防演習立会手数料
私設消火栓による私的消防演習の立会いについて、申込みがあった場合の手数料
なお、消防署等の公的消防機関の指示又は指揮に基づくものは徴収しない
- (6) 給水条例第32条の2第1項による確認手数料
都の承認を得ずに設置された設備や、都又は指定事業者以外のものが設置した設備に対し、使用者等の申し出により、当該設備が水道の管理等に支障がないことを、都が確認する手数料
- (7) 証明手数料
次の事項について、使用者等から証明願の申請があった場合の手数料
 - ア 諸収入金に関する証明
 - イ 使用者の支払った料金、その他収入金についての調定額、収入額等の証明
 - ウ 給水装置についての使用状態等、公簿に記載してあることについての証明
 - エ 願書又は届書に対する押印又は証明（「検査終了証明書」の交付はこれに該当）
- (8) 給水装置の工事に関する文書の閲覧手数料
取扱事業所に保管している完成図等の給水装置の工事に関する文書の閲覧をする場合の手数料
- (9) 給水装置の工事に関する文書の写しの交付手数料
取扱事業所に保管している完成図等の給水装置の工事に関する文書の写しを交付する場合の手数料

5.4 届出

都では、水道の使用関係が適正かつ円滑に行われることを目的として、水道使用者等に届出義務を負わせている。このため、使用者等は条例等に定められた事項に該当するときは、速やかに都に届出なければならないが、これを怠ったために生じたことはすべて使用者等の責任とされる。

届出事項の主なものは、次のとおりである（注）。

- (1) 水道の使用をやめるとき
「本節 5.5 水道の使用中止」による。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき
- ア 届出場所
給水装置の所在地を所管する取扱事業所
- イ 一般の所有者変更の場合
「給水装置関係各種届出書」(様式 277) を次により提出すること。
- a 届出区分
該当する届出区分にチェックをし、「所有者名義変更(全部・一部)」の「全部」を○で囲むこと。
- b 所在地(共通事項)
届け出る給水装置の所在地を記入すること。
- c 所有者名義変更・共有管理人
「共有管理人」の字句を抹消する。
- d 新所有者
新所有者の住所、氏名を記入すること。
なお、法人(官公署、会社、学校等)の場合は、法人名及び代表者名を併記すること。
- e 旧所有者
旧所有者(給水装置の工事に関する文書の申込者又は施行主と同一であること。)の住所、氏名を記入すること。
- f 使用者
当該給水装置の水道使用者名を記入すること。
- g 理由
該当する変更理由を○で囲むこと。
- ウ 給水装置の一部について所有者の変更があった場合
幹栓所有者が、給水装置を撤去する際に支分引用者に給水管の一部を譲渡する場合などのように、給水装置の一部について所有名義を変更するときは「給水装置関係各種届出書」(様式 277) を提出すること。
なお、記入方法は、「本節 5.4 (2) イ 一般の所有者変更の場合」によることとし、届出区分の「所有者名義変更(全部・一部)」の「一部」を○で囲むこと。
- エ 共有給水装置の所有者に変更があった場合
「本章第 2 節 26.5 給水装置の共有」によること。
- (3) 管理人に変更があったとき
共有給水装置の管理人に変更があったときは、「給水装置関係各種届出書」(様式 277) に必要事項を記入し、給水装置の所在地を所管する取扱事業所へ提出すること。
- (4) 消防演習に水道を使用するとき及び公共の消防用として水道を使用するとき
「消防用水等使用届」に必要事項を記入し、当該水道の所在地を所管する営業所・サービスステーションへ提出すること。
なお、消防演習の場合は事前に届出すること。

(5) 給水装置工事が完了したとき

「本節 5.6 給水装置工事完了の届出」によること。

(注) この他、届出義務とされてはいないが、出産で家族の構成が変わった場合など、使用水量に増減が生じると認められるときは、所管の取扱事業所に届け出ることによって、その変化による水道料金の算定保留等を防ぐことができる。

5.5 水道の使用中止

水道の使用中止は給水契約の解約に相当するものであり、使用中止の時点でそれまでの水道使用についての債権、債務関係をすべて清算消滅させる必要がある。

したがって、都では、水道の使用を中止する場合は、あらかじめ都に届け出ることを使用者に義務付け、それまでの水道料金の清算を行うこととしている。

(1) 届出方法

水道の使用を中止する場合は、遅くとも、中止予定日前日までに、次により届け出なければならない。

ア 「水道使用中止届」による場合

(ア) 届出場所

当該水道の所在地を所管する営業所又はサービスステーション

(イ) 記入方法

次の事項を記入して提出すること。

- a 水道ご使用場所
- b お客さま名
- c 水道を中止する日、お客さま番号
- d 料金支払方法
- e 移転先
- f 料金請求先又は口座振替済のお知らせ送付先
- g 申込者

イ 電話で届け出る場合

(ア) 届出場所

23区内：水道局お客さまセンター
多摩地区：水道局多摩お客さまセンター

(イ) 届出方法

電話で届け出る場合には、「本節5.5ア(イ)記入方法」による必要事項を申し出ること。

ウ インターネットにより届け出る場合

水道局ホームページの「手続き・料金 ⇒ 手続きガイド」から届け出ること。

(2) 水道料金の清算及びメータの取外し

都は、中止日までに使用者宅へ行き、使用水量の算定を行い、水道料金を清算する。

メータの取外しは料金清算後速やかに行うこととしているが、アパート等ですぐに使用開始が予測されるものについては取外しを一時保留し、止水栓で水を止めている。

5.6 給水装置工事完了の届出

給水条例第4条第2項で、「給水装置の新設、改造又は撤去した者は、その工事完了後、直ちに管理者に届け出なければならない。」と定めている。

これは、当局が水質の保全等、水道の適正な管理を行うための資料とすることを目的とし、あわせて水道使用者等の利便に供しようとするものである。

(1) 完了の届出を要する工事

届出を要する工事は新設、改造又は撤去の工事とする。

ただし、次のものは除く。

ア 指定事業者が当局の工事検査を受けたもの

イ 「本章第2節26.2 条例第32条の2に定める確認の申込み」により、手続したもの

届出の免除

給水条例第4条第2項の届出を要する工事のうち、修繕工事及び指定事業者が給水条例第6条第2号の規程による工事検査を受けた新設、改造又は撤去については、給水条例施行規程第10条の2第2項及び第3項の規定により完了の届出が免除されている。

また、給水条例第4条第1項に規定する施行承認の要する新設又は改造工事を、承認を得ないで施行した場合は、「本章第2節26.2 給水条例第32条の2に定める確認の申込み」により手続すること。

(2) 届出義務者

届出を要する工事の施工主

(3) 届出方法

必要事項を記入した「給水装置関係各種届出書」（様式277）に、給水装置製図記号により作成した完成図1部を添えて、工事場所を所管する取扱事業所に届け出ること。

なお、給水装置関係各種届出書の裏面作図欄に作図した場合は、完成図の添付を不要とする。

6 その他の事項

これまで述べたことのほかに、都と水道使用者の関係として給水条例に規定する主要な事項は次のとおりである。

6.1 給水停止

都は使用者が水道料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他給水条例に定める給水停止事項に該当するときは、その理由が継続する間、その者に対する給水を停止する。

これは、使用者が債務を履行しないときなどに、その履行を促し、適正給水の保持及び料金徴収の確保を図るため、都が給水契約の約款に基づき自己の債務である給水を一方的に停止するものであり、これによって、直ちに給水契約の解約に結びつくものではない。

給水条例第32条で規定する給水停止に該当する事項は次のとおりである。

(1) 給水装置の構造、材質が水道法施行令第6条の基準に適合しなくなったとき。

(2) 都の承認を受けずに給水管の口径を変更したとき。

(3) 完了届を要する給水装置工事完了後、当該完了届を提出しなかったとき。

(4) 使用者が、給水装置工事の設計費、工事費、水道料金又は給水条例に定める手数料等を指

定期限内に納入しないとき。

- (5) 使用者が水道の使用をやめたと認められるとき。
- (6) 給水装置の改造又は修繕（水道法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）の工事が都又は指定事業者の施行したものでないとき。
- (7) 使用者が正当な理由がなくて、使用水量の計量又は給水装置の検査若しくは受水タンク以下装置の調査を拒み、又は妨げたとき。

6.2 過料

都では、都の職務の執行を妨げた者又は不正の行為により料金を免れた者などに対し、給水条例の規定に基づき過料を科する。これは、水道事業の運営がその目的に沿って適正かつ円滑に行われるようにするため、運営を阻害する者に対する処罰として設けられたものである。したがって、給水条例の規定に該当する者は都の給水契約の相手方に限らず、すべて過料の対象となる。

給水条例による過料に該当する者及びその額は、次のとおりである。

- (1) 都の承認を受けないで、給水装置を新設又は給水管の口径を変更した者： 5 万円以下
- (2) 当該給水装置以外の水管、その他設備に直接連結する構造の給水装置の新設又は改造をした者： 5 万円以下
- (3) 正当な理由がなく給水条例に基づく都の職務の執行を拒み、又は妨げた者： 5 万円以下
ここにいう給水条例に基づく都の職務の執行とは、
 - ア 都が施行した給水装置の工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないとき、その給水装置を撤去すること。
 - イ 給水装置又は受水タンク以下装置にメータを設置すること。
 - ウ 使用水量を計量すること。
 - エ 給水装置の検査又は受水タンク以下装置の調査を行うこと。
 - オ 給水停止を行うこと。

である。

- (4) 給水装置の管理義務を著しく怠った者： 5 万円以下
- (5) 詐欺その他不正の行為により料金、又は手数料の徴収を免れた者
： 徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下